【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

 【提出先】
 関東財務局長

 【提出日】
 平成24年6月21日

【事業年度】 第100期(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

【会社名】エーザイ株式会社【英訳名】Eisai Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表執行役社長 内藤 晴夫

【本店の所在の場所】 東京都文京区小石川4丁目6番10号

【電話番号】 03-3817-5070

【事務連絡者氏名】 経理部長 金井 広一

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区小石川4丁目6番10号

【電話番号】 03-3817-5070

【事務連絡者氏名】 経理部長 金井 広一 【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	(百万円)	734,286	781,743	803,152	768,914	647,976
営業利益	(百万円)	17,749	91,808	86,406	113,117	95,748
経常利益	(百万円)	18,850	82,583	79,690	105,205	90,036
当期純利益(損失)	(百万円)	17,012	47,678	40,338	67,394	58,511
包括利益	(百万円)	-	-	-	31,217	55,645
純資産額	(百万円)	453,791	433,045	421,740	410,370	423,427
総資産額	(百万円)	1,123,939	1,148,163	1,101,910	1,046,291	1,004,660
1株当たり純資産額	(円)	1,575.49	1,502.08	1,459.74	1,418.35	1,462.53
1株当たり当期純利益(損失)	(円)	59.80	167.35	141.58	236.52	205.33
潜在株式調整後	(円)	_	167.30	141.56	236.51	205.31
1株当たり当期純利益	(11)	-	107.30	141.50	230.31	203.31
自己資本比率	(%)	39.9	37.3	37.7	38.6	41.5
自己資本利益率	(%)	3.4	10.9	9.6	16.4	14.3
株価収益率	(倍)	-	17.21	23.56	12.62	16.02
営業活動による	(百万円)	73,242	104,988	107,947	123,157	90,624
キャッシュ・フロー	(ロハリ)	73,242	104,900	107,947	123, 137	90,024
投資活動による	(百万円)	476,447	54,952	69,823	58,754	2,561
キャッシュ・フロー	(П/Л/	470,447	04,002	03,023	30,704	2,001
財務活動による	(百万円)	375,365	30,967	49,240	68,000	77,977
キャッシュ・フロー	(ロハコ)	373,303	30,307	43,240	00,000	77,577
現金及び現金同等物の	(百万円)	119,950	131,527	115,128	102,800	112,567
期末残高	(LI () ()	113,330	101,021	110,120	102,000	112,007
位業員数	(名)	10,686	10,977	11,415	11,560	10,730
(平均臨時従業員数)	([1,112]	[1,160]	[1,304]	[1,176]	

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2 第96期の「潜在株式調整後1株当たり当期純利益」および「株価収益率」は、当期純損失であるため記載しておりません。
 - 3 臨時従業員数については従業員数の100分の10を超えた場合、平均臨時従業員数を[]内に外書きしております。
 - 4 第100期より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月		平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
売上高	(百万円)	389,200	415,611	444,680	464,607	408,224
営業利益	(百万円)	73,106	75,835	93,253	113,541	66,934
経常利益	(百万円)	71,033	69,110	88,607	106,945	62,867
当期純利益	(百万円)	45,982	56,638	57,327	73,393	42,373
資本金	(百万円)	44,985	44,985	44,985	44,985	44,985
発行済株式総数	(千株)	296,566	296,566	296,566	296,566	296,566
純資産額	(百万円)	471,358	480,697	501,318	527,204	528,557
総資産額	(百万円)	977,256	944,395	951,090	983,743	942,701
1 株当たり純資産額	(円)	1,652.51	1,685.06	1,756.80	1,847.05	1,851.24
1 株当たり配当額	(8)	130.00	140.00	150.00	150.00	150.00
(うち1株当たり中間配当額)	(円)	(65.00)	(70.00)	(70.00)	(70.00)	(70.00)
1 株当たり当期純利益	(円)	161.63	198.80	201.21	257.58	148.70
潜在株式調整後		161.49	198.74	201.18	257.56	148.69
1 株当たり当期純利益	(円)	101.49	190.74	201.10	237.30	140.09
自己資本比率	(%)	48.2	50.8	52.6	53.5	56.0
自己資本利益率	(%)	9.8	11.9	11.7	14.3	8.0
株価収益率	(倍)	21.04	14.49	16.57	11.58	22.13
配当性向	(%)	80.4	70.4	74.5	58.2	100.9
従業員数	(名)	4,137	4,308	4,367	4,322	4,184

- (注) 1 売上高には消費税等は含まれておりません。
 - 2 第100期より、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定にあたり「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。これに伴い第99期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

2 【沿革】

当社は昭和11年(1936年)11月に、当時株式会社田辺元三郎商店の常務取締役であった内藤豊次が、東京市荒川区三河島に「合資会社桜ヶ岡研究所」を設立したことに始まります。その5年後の昭和16年(1941年)12月に、埼玉県本庄町に資本金18万円で「日本衛材株式会社」を設立いたしました。

四和7年(1042年)	6月	体工周末定町/田 末広末)に末広工担ち関係
昭和17年(1942年) 昭和19年(1944年)	12月	埼玉県本庄町(現 本庄市)に本庄工場を開所 日本衛材株式会社と合資会社桜ヶ岡研究所を合併し存続会社を「日本衛材株式会
н <u>а</u> ти 1944 (1944 4-)	12月	社」として新出発。本社を東京都小石川区竹早町(現 文京区小石川)におく。
四和20年(4055年)	c 🖂	
昭和30年(1955年)	5月	社名を現在の「エーザイ株式会社」に変更
昭和36年(1961年)	9月	東京証券取引所市場第一部に上場
四年(4005年)	10月	大阪証券取引所市場第一部に上場
昭和40年(1965年)	7月	三生製薬株式会社(現 サンノーバ株式会社)に経営参加
昭和41年(1966年)	3月	岐阜県川島町(現 各務原市)に川島工場を開所
昭和56年(1981年)	11月	埼玉県美里村(現 美里町)に美里工場を開所
昭和57年(1982年)	1月	茨城県豊里町(現 つくば市)に筑波研究所を開所
昭和58年(1983年)	10月	茨城県波崎町(現 神栖市)にエーザイ化学株式会社(現 鹿島事業所)を設立
昭和62年(1987年)	11月	米国にエーザイ・リサーチ・インスティテュート・オブ・ボストン・インク(現
T	۰. ۵	エーザイ・インク アンドーバー研究所)を設立
平成元年(1989年)	9月	ドイツにエーザイ・ドイッチェランド・ゲーエムベーハー(現 エーザイ・ゲーエム
T-* 0 F (1000 F)	۰. ۵	ベーハー)を設立
平成 2 年(1990年)	8月	英国にエーザイ・ロンドン・リサーチ・ラボラトリーズ・リミテッド(現 エーザイ
		・リミテッド(英国))を設立
- B	10月	三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)と診断薬事業での業務提携契約に調印
平成 4 年(1992年)	4月	米国に米州持株会社(エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ)を設立
平成7年(1995年)	2月	米国にエーザイ・ファーマテクノロジー・インク(現 エーザイ・インク ノースカロ
	_	ライナ工場)を設立
	4月	米国にエーザイ・インクを設立
	10月	英国にエーザイ・リミテッドを設立
平成 8 年(1996年)	1月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立
平成8年(1996年)	3月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立
	3月 4月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立
平成8年(1996年)平成9年(1997年)	3月 4月 4月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立エルメッド エーザイ株式会社を設立株式会社カン研究所を設立
平成 9 年(1997年)	3月 4月 4月 4月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年)	3月 4月 4月 4月 6月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立
平成 9 年(1997年)	3月 4月 4月 4月 6月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年)	3月 4月 4月 4月 6月 6月 10月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年)	3月 4月 4月 4月 6月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミ
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年)	3月 4月 4月 6月 10月 10月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年)	3月 4月 4月 6月 10月 3月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年)	3月 4月 4月 6月 10月 10月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プ
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年)	3月 4月月 6月 10月 3月 3月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年)	3月 4月 4月 6月 10月 3月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月 4月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収
平成 9 年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年)	3月 4月 4月 6月 10月 3月 4月 10月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化
平成9年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年)	3月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化 米国のMGIファーマ・インクを買収
平成9年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年) 平成20年(2008年) 平成21年(2009年)	3月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化 米国のMGIファーマ・インクを買収
平成9年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年) 平成20年(2008年) 平成21年(2009年)	3月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化 米国のMGIファーマ・インクを買収 MGIファーマ・インクを米国連結子会社に吸収合併
平成9年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年) 平成20年(2008年) 平成21年(2009年) 平成22年(2010	3444661010 33 41013年) 12月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化 米国のMGIファーマ・インクを米国連結子会社に吸収合併 3米国にエイチスリー・バイオメディシン・インク(設立時社名:ケンブリッド・インク)を設立
平成9年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年) 平成20年(2008年) 平成21年(2009年)	3 4 4 4 6 6 10 10 3 3 4 10 1 3 3 4 10 1 3 1	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化 米国のMGIファーマ・インクを買収 MGIファーマ・インクを米国連結子会社に吸収合併 3米国にエイチスリー・バイオメディシン・インク(設立時社名:ケンブリッド・インク)を設立 三光純薬株式会社の社名を「エーディア株式会社」に変更
平成9年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年) 平成20年(2008年) 平成21年(2009年) 平成22年(2010	3444661010 33 41013年) 12月	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化 米国のMGIファーマ・インクを買収 MGIファーマ・インクを買収 MGIファーマ・インクを買収 MGエファーマ・インクを買収 SH国にエイチスリー・パイオメディシン・インク(設立時社名:ケンブリッド・インク)を設立 三光純薬株式会社の社名を「エーディア株式会社」に変更 ブラジルにエーザイ・パルティシパソエンス・リミターダ(現 エーザイ・ラボラト
平成9年(1997年) 平成14年(2002年) 平成16年(2004年) 平成19年(2007年) 平成20年(2008年) 平成21年(2009年) 平成22年(2010	3 4 4 4 6 6 10 10 3 3 4 10 1 3 3 4 10 1 3 1	フランスにエーザイ・エス・エー(現 エーザイ・エス・エー・エス)を設立 中国に衛材(蘇州)製薬有限公司(現 衛材(中国)薬業有限公司)を設立 エルメッド エーザイ株式会社を設立 株式会社カン研究所を設立 韓国にエーザイ・コリア・インクを設立 米国にエーザイ・メディカル・リサーチ・インク(現 エーザイ・インク)を設立 委員会等設置会社(現 委員会設置会社)へ移行 英国に欧州統括・持株会社(エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド)を設立 インドにエーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッドを設立 英国にエーザイ・マニュファクチャリング・リミテッドを設立 インドにエーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・プライベート・リミテッドを設立 米国のモルフォテック・インクを買収 三光純薬株式会社(現 エーディア株式会社)を株式交換により完全子会社化 米国のMGIファーマ・インクを買収 MGIファーマ・インクを米国連結子会社に吸収合併 3米国にエイチスリー・バイオメディシン・インク(設立時社名:ケンブリッド・インク)を設立 三光純薬株式会社の社名を「エーディア株式会社」に変更

3【事業の内容】

当社グループは、連結財務諸表提出会社(以下、当社という)、連結子会社48社および持分法適用関連会社1社で構成され、その事業内容は、医薬品事業とその他事業に区分されております。医薬品事業では、医療用医薬品、一般用医薬品、診断用医薬品等の研究開発・製造・販売を、また、その他事業では、食品添加物、化学品等の製造・販売を行っております。

事業区分、主要製品および主要な会社の関係は、次のとおりであります。

事業区方、土安:	袋山のよび土安な大	会社の関係は、次のとおりであります。
事業区分	主要製品	主要な会社
医薬品事業	医療用医薬品、	(日本)
	一般用医薬品、	当社、エーディア(株)、サンノーバ(株)、エルメッド エーザイ(株)、
	診断用医薬品等	(株)カン研究所、(株)パルマビーズ研究所、
		エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント(株)
		(米州)
		エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ(米国)、
		モルフォテック・インク(米国)、 エーザイ・インク(米国)
		(欧州)
		エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド(英国)、
		エーザイ・リミテッド(英国)、
		エーザイ・マニュファクチャリング・リミテッド(英国)、
		エーザイ・ゲーエムベーハー(ドイツ)、
		エーザイ・エス・エー・エス(フランス)、
		エーザイ・ビー・ヴィ(オランダ)
		(アジア他)
		衛材(中国)薬業有限公司
		エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッ
		ド(シンガポール)、
		ピー・ティー・エーザイ・インドネシア(インドネシア)、
		エーザイ・クリニカル・リサーチ・シンガポール・プライベート・リミ
		テッド(シンガポール)、
		エーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッド
		(タイ)、衛采製薬股?有限公司(台湾)、
		エーザイ・コリア・インク(韓国)、
		エーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・
		プライベート・リミテッド(インド)
その他事業	食品添加物、	(日本)
	化学品、	当社、エーザイフード・ケミカル㈱、エーザイ物流㈱、
	その他	(株)サンプラネット、 エーザイ生科研(株)

上記における事業区分は、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項、(セグメント情報)」における事業区分と同一であります。

なお、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。

^{*}平成23年4月、三光純薬㈱は社名をエーディア㈱に変更いたしました。

^{*} 平成24年3月、当社は当社所有のエーザイマシナリー㈱等製薬用機械事業を担う連結子会社4社の全株式をロバート・ボッシュ社(ドイツ)に譲渡したため、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

【国内】 【海 外】 <医薬品事業> <医薬品事業> (米州) ◎ エーディア㈱ ノースアメリカ(米州持株会社) (診断用医薬品等の製造・販売) 研究 ◎ モルフォテック・インク(後薬品の研究開発) 原薬 ★◎ エーザイ・インク(医薬品の研究開発・製造・販売) ◎ サンノーパ㈱・ ◎ その他6社 研究 製品 (医薬品の製造・販売) (計 9社) (欧州) ◎ エルメッド エーザイ㈱ ◎ エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド (医薬品の販売) (欧州統括・持株会社、医薬品の販売) ◎ ㈱カン研究所 研究 研究 (医薬品の研究開発・販売) T (医薬品の研究開発) ◎ エーザイ・ゲーエムペーハー (医薬品の販売) ◎ 蝌パルマビーズ研究所 (診断用医薬品等の研究開発) (医薬品の販売) 原薬 ▶ ◎ エーザイ・ビー・ヴィ -Ì (医薬品の販売) ◎ エーザイ・アール・アンド・ ディー・マネジメント(株) リミテッド(医薬品の製造) (医薬品の研究開発の管理・運営) ◎ その他8社 (計 14社) ☆ その他1社 ザ (計 7社) (アジア他) ◎ エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・ プライベート・リミテッド(アジア持株会社) ◎ 衛材(中国)薬業有限公司 イ (医薬品の製造・販売) ◎ ピー・ティー・エーザイ・インドネシア <その他事業> (医薬品の製造・販売) 製品·原薬 ◎ エーザイ・(タイランド)・マーケティング・ カンパニー・リミテッド(医薬品の販売) ⑥ エーザイフード・ケミカル㈱ ◎ 衛采製薬股份有限公司(医薬品の製造・販売) ㈱ 研究 製品 (食品添加物、化学品等の販売) ◎ エーザイ・クリニカル・リサーチ・ シンガポール・プライベート・リミテッド (医薬品の研究開発) 製品·研究 ◎ エーザイ物流株 製品搬送 (医薬品の搬送) マニュファクチャリング・プライベート・ 原薬 リミテッド(医薬品の工業化研究・製造) ◎ ㈱サンプラネット ◎ エーザイ・コリア・インク(医薬品の販売) 業務 (業務サービス等) ◎ その他7社 ービス等 (計 15社) エーザイ生科研構

◆ は売上先を示しております。

(計 4社)

◎:連結子会社(48社)

(農業用資材の製造・販売)

☆: 持分法適用関連会社(1社)

4【関係会社の状況】

平成24年 3 月31日現在

	1	ı					四月 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	
会社名	住所	資本金 または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 1	議決権の 所有割合 (%) 2	役員の 当社 役員	D兼任 当社 従業 員	関係内容 営業上の取引	備考
[連結子会社] エーディア(株)	東京都千代田区	5,262	医薬品事業(診断用医薬品等 の製造・販売)	100.00	-	有	-	3
サンノーバ㈱	群馬県 太田市	926	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	80.01	-	有	当社が医薬品を購入	
エルメッド エーザイ(株)	東京都 豊島区	450	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
エーザイフード・ケミカ ル(株)	東京都 中央区	101	その他事業(食品添加物、化学品等の販売)	100.00	-	有	当社が食品添加物、化 学品等を販売	
㈱カン研究所	兵庫県 神戸市	70	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00	-	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	
エーザイ物流㈱	神奈川県 厚木市	60	その他事業(医薬品の搬送)	100.00	-	有	当社の医薬品を搬送	
(株)パルマビーズ研究所	東京都 千代田区	50	医薬品事業(診断用医薬品等 の研究開発)	100.00 (50.00)	-	有	当社が診断用医薬品 等の研究開発を委託	
エーザイ・アール・アン ド・ディー・マネジメン ト(株)	東京都文京区	13	医薬品事業(医薬品の研究開 発の管理・運営)	100.00	有	有	当社が研究開発の管理・運営業務等を委託	
㈱サンプラネット	東京都 文京区	455	その他事業(業務サービス、 給食、印刷、不動産の管理)	84.89	ı	有	当社が業務サービス 等を購入	
エーザイ生科研(株)	熊本県 西原村	50	その他事業(農業用資材の製 造・販売)	70.37	-	有	-	
エーザイ・コーポレー ション・オブ・ノースア メリカ	米国 ニュージャー ジー州	千米ドル 3,416,700	医薬品事業(米州持株会社)	100.00	有	有	-	3
モルフォテック・インク	米国 ペンシルバニア 州	千米ドル 355,000	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	3
エーザイ・インク	米国 ニュージャー ジー州	千米ドル 151,600	医薬品事業(医薬品の研究開 発・製造・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売、医薬品の研究開 発・製造を委託	3
エイチスリー・バイオメ ディシン・インク	米国 マサチューセッ ツ州	千米ドル 8	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00 (100.00)	有	-	当社が医薬品の研究 開発を委託	
エーザイ・リミテッド	カナダ オンタリオ州	千カナダドル 10,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.0	有 0)	有	-	
エーザイ・ラボラトリオ ス・リミターダ	ブラジル サンパウロ	千プラジル レアル 1,000	医薬品事業	100.00 (100.00)	-	-	5 8
エーザイ・ラボラトリオ ス・エセ・デ・エレエレ ・デ・セ・ウベ	メキシコ メキシコシティ	千メキシコペソ 50	医薬品事業	100.00 (100.00)	有	-	-	5
エーザイ・ヨーロッパ・ リミテッド	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 184,137	医薬品事業(欧州統括・持株 会社、医薬品の販売)	100.00	有	有	当社が欧州医薬品事 業の管理・運営業務 等を委託	3
エーザイ・リミテッド	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 46,008	医薬品事業(医薬品の研究開 発・販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	3
エーザイ・マニュファク チャリング・リミテッド	英国 ハートフォード シャー	千英ポンド 38,806	医薬品事業(医薬品の製造)	100.00 (100.00)	有	-	-	3
エーザイ・ゲーエムベー ハー	ドイツ フランクフルト	千ユーロ 7,669	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・エス・エー・ エス	フランス パリ	千ユーロ 19,500	 医薬品事業(医薬品の販売) 	100.00 (100.00)	-	-	-	

有価証券報告書

		資本金		議決権の	役員(IN FIGURE	i
会社名	住所	または 出資金 (百万円)	主要な事業の内容 1	所有割合 (%) 2	当社役員	当社従業員	営業上の取引	備考
エーザイ・ビー・ヴィ	オランダ アムステルダム	千ユーロ 540	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	
エーザイ・ファルマセウ ティカ・エス・エー	スペイン マドリッド	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・エス・アール ・エル	イタリア ミラノ	千ユーロ 3,500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
エーザイ・ファルマ・ アーゲー	スイスチューリッヒ	チスイスフラン 3,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
エーザイ・アーベー	スウェーデン ストックホルム	千スウェーデン クローナ 10,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
エーザイ・ファルマセウ ティカ・ウニペッソアル ・リミタダ	ポルトガル リスボン	千ユーロ 4,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	-	
エーザイ・エスエー / エ ヌヴィ	ベルギー ブリュッセル	千ユーロ 2,000	医薬品事業	100.00	有	有	-	
エーザイ・ゲーエーエス	オーストリアウィーン	チユーロ 2,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
エーザイ・アジア・リー ジョナル・サービス・プ ライベート・リミテッド	シンガポール	モシンガポール ドル 34,468	医薬品事業(アジア持株会 社)	100.00	-	有	-	
エーザイ・(シンガポール)・プライベート・リミテッド	シンガポール	千シンガポール ドル 300	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (100.00)	有	有	当社が医薬品を販売	
エーザイ・クリニカル・ リサーチ・シンガポール ・プライベート・リミ テッド	シンガポール	千シンガポール ドル 10	医薬品事業(医薬品の研究開 発)	100.00 (100.00)	-	有	当社が医薬品の研究 開発を委託	
衛材(中国)薬業有限公司	中国	千人民元 374,205	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	3
衛材(蘇州)貿易有限公司	中国	千人民元 20,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	-	有	当社が医薬品を販売	
エーザイ・(ホンコン)・ カンパニー・リミテッド	中国香港	千香港ドル 500	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	-	当社が医薬品を販売	
ピー・ティー・エーザイ ・インドネシア	インドネシア ジャカルタ	千米ドル 5,000	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	
エーザイ・(マレーシア) ・シンデランバハド	マレーシア ペタリンジャヤ	千マレーシア リンギット 470	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00 (5.74)	有	有	当社が医薬品を販売	
エーザイ・(タイランド) ・マーケティング・カン パニー・リミテッド	タイ バンコク	千バーツ 11,000	医薬品事業(医薬品の販売)	49.91 (49.91) [50.09]	有	有	当社が医薬品を販売	4
衛采製薬股?有限公司	台湾台北	千台湾ドル 270,000	医薬品事業(医薬品の製造・ 販売)	100.00	有	有	当社が医薬品原薬を 販売	
エーザイ・コリア・イン ク	韓国 ソウル	千ウォン 3,512,000	医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	-	
ハイ・エーザイ・ファー マシューティカル・イン ク	フィリピン マニラ	千フィリピン ペソ 62,000	医薬品事業(医薬品の販売)	50.00 (1.45)	有	有	当社が医薬品を販売	4
エーザイ・ファーマテク ノロジー・アンド・マ ニュファクチャリング・ プライベート・リミテッ ド	インド アンドラ・プラ デシュ州	千インドルピー 2,704,000	医薬品事業(医薬品の工業化 研究・製造)	100.00 (11.10)	有	有	当社が医薬品の工業化 研究・製造を委託、医 薬品を購入	3

有価証券報告書

		資本金		議決権の			関係内容	
		^{貝 本 立} または		磯灰催の 所有割合	役員(り兼任		
会社名	住所	出資金	主要な事業の内容 1	(%)	当社	当社	 営業上の取引	備考
		(百万円)		(70)	五社 役員	従業	日来工の扱う	
		(117313)			议员	員		
エーザイ・ファーマ								
シューティカルズ・イン	インド	千インドルピー		100.00	١.		当社が医薬品原薬を	
ディア・プライベート・	マハラシュトラ	160,000	医薬品事業(医薬品の販売)	(0.63)	有	有		
	州	,		(0.03)			FIX 7L	
リミテッド								
エーザイ・オーストラリ	l	 千豪ドル						
ア・ピーティーワイ・リ	オーストラリア		医薬品事業(医薬品の販売)	100.00	有	有	_	
ミテッド	シドニー	1,000			''			
								\vdash
その他 3 社	-	-	-	-	-	-	-	
[持分法適用関連会社]	東京都		医薬品事業(造影剤の輸入・	40.00			ᄽᅺᄷᄃᆇᇊᇊᆂᄜ	
 ブラッコ・エーザイ(株)	文京区	340	 製造・販売)	49.00	有	有	当社が医薬品を購入	
	1/3/-		~~~ ~~~ /~~ /					

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しております。
 - 2 「議決権の所有割合」の()内に間接所有割合を内書きし、[]内に自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者の所有割合を外書きしております。
 - 3 特定子会社に該当する子会社であります。
 - 4 エーザイ・(タイランド)・マーケティング・カンパニー・リミテッドおよびハイ・エーザイ・ファーマシューティカル・インクの議決権の所有割合は100分の50以下でありますが、実質的に支配しているため、連結子会社としております。
 - 5 新規連結子会社であります。
 - 6 当連結会計年度における連結財務諸表の売上高に占める連結子会社の売上高(連結会社間の売上高を除く)の 割合が100分の10を超える会社はエーザイ・インク1社であり、その主要な損益情報等は、次のとおりであり ます。

売上高 191,834百万円 営業利益 18,558百万円 経常利益 17,007百万円 当期純利益 10,842百万円 純資産額 272,930百万円 総資産額 424,914百万円

- 7 平成23年4月、三光純薬(株)は社名をエーディア(株)に変更いたしました。
- 8 平成23年4月、ブラジルに医薬品販売会社エーザイ・パルティシパソエンス・リミターダを設立し、また7月にブラジルの休眠会社を買収し、社名をエーザイ・ラボラトリオス・リミターダに変更後、11月に後者を存続会社として2社を合併しております。
- 9 当社は当社所有のエーザイマシナリー㈱等製薬用機械事業を担う連結子会社4社の全株式をロバート・ボッシュ社(ドイツ)に譲渡したため、当連結会計年度末において連結の範囲から除外しております。

5【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

平成24年3月31日現在

	1 772 - 1 - 7 3 - 1 - 702
セグメントの名称	従業員数(名)
医薬品事業	10,007
その他事業	723
合計	10,730

- (注) 1 従業員数には就業人員数(当社および連結子会社(以下、当連結グループという)からグループ外への出向者 を除き、グループ外から当連結グループへの出向者を含む)を記載しております。
 - 2 当連結グループ全体では、前連結会計年度末から830名減少いたしました。そのうち、医薬品事業の従業員数は、主に海外連結子会社の構造改革の影響により、前連結会計年度末から753名減少いたしました。

(2) 提出会社の状況

平成24年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(円)
4,184	42.5	18.8	11,093,703

- (注) 1 従業員数には就業人員数(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む)を記載しております。
 - 2 平均年間給与には基準内賃金、基準外賃金および賞与を含め、ストック・オプションによる株式報酬費用を除いております。
 - 3 従業員は医薬品事業に所属しております。

(3) 労働組合の状況

昭和21年本庄工場(当時)にエーザイ労働組合が、昭和36年本社にエーザイ本社労働組合がそれぞれ単位組合として組織されました。両組合は昭和62年10月1日付で統合され、新たにエーザイ労働組合として発足しました。また、一部の連結子会社についても労働組合が組織されております。

平成24年3月31日現在、いずれの労働組合においても、労使関係について特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度の連結業績は、売上高6,479億76百万円(前連結会計年度比15.7%減)、営業利益957億48百万円(同15.4%減)、経常利益900億36百万円(同14.4%減)、当期純利益585億11百万円(同13.2%減)となりました。 売上高については、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」が、米国における物質特許満了により1,470億58百万円(前連結会計年度比49.4%減)、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」(米国名「アシフェックス」)が1,263億84百万円(同7.7%減)となりました。一方、中期戦略計画「はやぶさ」で掲げたがん関連領域製品へのトランスフォーメーションは、「ハラヴェン」の貢献により着実に進行し、がん関連領域製品の売上高は931億34百万円(同16.0%増)、連結売上高に対する構成比は14.4%(前連結会計年度は10.4%)に拡大いたしました。

利益については、売上高減少に伴う売上総利益の減少により、営業利益および経常利益は減益となりましたが、営業利益率は、米国ファイザー社に対する提携費用減少等による販売費及び一般管理費の減少に加え、欧米での構造改革ならびに全社での費用効率化に取り組んだ結果、前連結会計年度を0.1ポイント上回る14.8%となりました。

平成23年12月に公布された改正法人税法等に伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を変更した影響で、税金費用が69億78百万円増加したこと等により、当期純利益は減益となりました。

これにより、1株当たり当期純利益は205円33銭(前連結会計年度より31円20銭減)となりました。

当期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した包括利益は556億45百万円となりました。

[キャッシュ・インカム]

当社グループは、キャッシュ創出力を表す経営指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

当期純利益は585億11百万円、有形・無形固定資産の減価償却費は417億9百万円、のれん償却額は69億85百万円、減損損失は4億52百万円となりました。

その結果、キャッシュ・インカムは1,076億58百万円(前連結会計年度比10.3%減)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは377円79銭(前連結会計年度より43円49銭減)となりました。

なお、改正法人税法等に伴う税率変更の影響を除くキャッシュ・インカムは1,146億37百万円であります。

*キャッシュ・インカムの算式

当期純損益 + 有形・無形固定資産減価償却費 + インプロセス研究開発費 + のれん償却額 + 減損損失(投資有価証券評価損含む)

* 1 株当たりキャッシュ・インカムの算式

キャッシュ・インカム÷発行済株式数(自己株式控除後)

「セグメントの状況]

(各セグメントの売上高は外部顧客に対するものであります)

当連結グループのセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。医薬品事業では、主に医療用医薬品の製造・販売を行っております。

当連結グループは、従来、医薬品事業を日本、米国、欧州、アジア(中国含む)、ニューマーケット(インド・中東等)の5リージョン体制としておりましたが、当連結会計年度よりイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョンに変更いたしました。これに伴い報告セグメントの区分方法を変更し、日本医薬品事業および従来アジア医薬品事業に含めていた中国、韓国、台湾、香港をイースト・アジア医薬品事業に、中国、韓国、台湾、香港を除くアジア医薬品事業およびニューマーケット医薬品事業をニューマーケット・アセアン医薬品事業に区分しております。以下、この区分方法の変更は、前連結会計年度のセグメント情報に反映しております。

なお、その他事業は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料などに係る事業を含んでおります。

< イースト・アジア医薬品事業 >

売上高は4,003億60百万円(前連結会計年度比6.6%増)、セグメント利益は1,677億46百万円(同12.5%増)となりました。うち、日本医薬品事業の売上高は3,725億88百万円(同6.3%増)、セグメント利益は1,625億94百万円(同12.1%増)であります。イースト・アジア医薬品事業は、日本および中国において市場を上回る成長を果たし、連結売上高に対する構成比は前連結会計年度を12.9ポイント上回る61.8%(前連結会計年度は48.9%)となり、中期戦略計画「はやぶさ」で掲げた売上高構成のトランスフォーメーションが着実に進行しております。

「アリセプト」の売上高は1,138億24百万円(同2.7%増)、「パリエット」の売上高は636億31百万円(同0.7%増)となりました。うち、日本医療用医薬品事業の「アリセプト」の売上高は1,083億1百万円(同2.6%増)、「パリエット」の売上高は608億62百万円(同1.2%増)、「ハラヴェン」の売上高は30億72百万円であります。

< 米国医薬品事業 >

売上高は1,574億4百万円(前連結会計年度比48.1%減、現地通貨ベースでは43.7%減)、セグメント利益は339億54百万円(同64.0%減、現地通貨ベースでは61.0%減)となりました。「アリセプト」の売上高は114億25百万円(同92.6%減、現地通貨ベースでは91.9%減)、「アシフェックス」の売上高は558億77百万円(同14.8%減、現地通貨ベースでは7.7%減)、「ハラヴェン」の売上高は108億64百万円であります。

「アリセプト」の売上高のうち、高用量製剤「アリセプト錠23mg」の売上高は40億21百万円、A G (Authorized Generic: 先発メーカーの許可を得て発売されるジェネリック医薬品)関連の売上高は28億72百万円であります。

< 欧州医薬品事業 >

売上高は421億59百万円(前連結会計年度比4.9%減)、セグメント利益は71億46百万円(同52.2%増)となりました。「アリセプト」は物質特許満了の影響を受け、売上高は201億28百万円(同17.4%減)となり、また「パリエット」の売上高は51億89百万円(同18.9%減)となりました。「ハラヴェン」は販売国数が順調に拡大し、売上高は19億66百万円となりました。

<ニューマーケット・アセアン医薬品事業>

売上高は71億52百万円(前連結会計年度比3.0%増)、セグメント利益は前連結会計年度と同水準の9億97百万円となりました。「アリセプト」の売上高は16億78百万円(同4.6%減)、「パリエット」の売上高は16億86百万円(同3.7%減)、「ハラヴェン」の売上高は55百万円であります。

カナダでてんかん治療剤「バンゼル」(一般名:ルフィナミド)、インプラント型脳腫瘍治療剤「Gliadel Wafer」および抗がん剤「ハラヴェン」の新発売、ブラジルおよびメキシコで医薬品販売会社の設立等、ニューマーケットにおけるビジネス基盤の拡大をはかりました。

< その他事業 >

売上高は409億0百万円(前連結会計年度比5.3%増)、セグメント利益は193億28百万円(同9.2%増)となりました。

「資産等の状況]

当連結会計年度末の資産合計は、1兆46億60百万円(前連結会計年度末より416億31百万円減)となりました。増減の主な内容は固定資産の減価償却による減少、為替変動による海外子会社資産の円換算額の減少によるものであります。

負債合計は5,812億32百万円(同546億89百万円減)となりました。増減の主な内容は平成20年に発行した第5回無担保社債400億円の満期償還、法人税の支払いによるものであります。

純資産合計は4,234億27百万円(同130億57百万円増)となり、自己資本比率は41.5%(同2.9ポイント増)となりました。また、負債比率(Net DER)は、0.38倍(同0.11ポイント減)となりました。

なお、当連結グループは経営資源の最適化を考慮し、グループ全体での投資等の意思決定を行っているため、資産および負債等についてはセグメントに配分しておりません。

*負債比率(Net DER)の算式

(有利子負債(借入金+社債)-現預金-有価証券)÷自己資本

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度の営業活動から得たキャッシュ・フローは、906億24百万円(前連結会計年度より325億32百万円減)となりました。税金等調整前当期純利益は946億48百万円、減価償却費は417億9百万円であります。また、法人税等の支払額は前連結会計年度より208億10百万円増加し、398億29百万円となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、25億61百万円の支出(同561億93百万円減)となりました。有形および無 形固定資産の取得による支出が194億88百万円、投資有価証券の売却及び償還による収入が144億37百万円であり ます。

財務活動によるキャッシュ・フローは、779億77百万円の支出(同99億77百万円増)となりました。社債の償還による支出は400億円、配当金の支払額は427億44百万円であります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、1,125億67百万円(同97億66百万円増)となりました。

「連結財務指標の推移]

	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
自己資本比率(%)	39.9	37.3	37.7	38.6	41.5
時価ベースの自己資本比率(%)	86.2	71.5	86.2	81.3	93.3
キャッシュ・フロー対有利子負債比率(%)	5.7	4.1	3.8	3.1	3.9
インタレスト・カバレッジ・レシオ(倍)	96.2	15.6	14.1	16.8	13.2

(注) 各指標の算出方法

自己資本比率 : 自己資本 ÷ 総資産

時価ベースの自己資本比率 : 株式時価総額(期末株価終値×期末発行済株式数(自己株式控除後)) ÷ 総資産キャッシュ・フロー対有利子負債比率 : 有利子負債(社債、借入金、代理店預り金等)÷営業キャッシュ・フロー

インタレスト・カバレッジ・レシオ : 営業キャッシュ・フロー÷利払い(利息の支払額)

2【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

当足順公司・一及にのける工作失順をピッパントととに示すと、人のとのうとのうあす。					
セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)				
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)			
イースト・アジア医薬品事業	364,648	104.8			
米国医薬品事業	105,120	37.6			
欧州医薬品事業	42,413	91.4			
ニューマーケット・アセアン医薬品事業	7,077	110.2			
その他事業	24,395	113.5			
合計	543,655	77.4			

- (注) 1 金額は販売見込価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 - 3 当連結会計年度において、米国医薬品事業の生産実績が著しく減少いたしました。これは主に、「アリセプト」の物質特許満了に伴う売上高の減少の影響であります。

商品仕入実績

当連結会計年度における商品仕入実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)	
イースト・アジア医薬品事業	51,742	112.5	
米国医薬品事業	13,083	98.4	
欧州医薬品事業	916	92.0	
ニューマーケット・アセアン医薬品事業	337	380.5	
その他事業	12,430	94.7	
合計	78,510	106.8	

- (注) 1 金額は仕入価格により算出しており、セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2) 受注状況

当連結グループは主に販売計画に基づいて見込み生産を行っております。その他事業の一部で受注生産を行っておりますが、重要性がないため記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

当た間以前「及にのける水池入膜ととデッシーととに示うと、水のとのうとのうの。					
セグメントの名称	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)				
	金額(百万円)	前連結会計年度比(%)			
イースト・アジア医薬品事業	400,360	106.6			
米国医薬品事業	157,404	51.9			
欧州医薬品事業	42,159	95.1			
ニューマーケット・アセアン医薬品事業	7,152	103.0			
その他事業	40,900	105.3			
合計	647,976	84.3			

- (注) 1 セグメント間の取引については相殺消去しております。
 - 2 当連結会計年度において、米国医薬品事業の販売実績が著しく減少いたしました。これは主に、「アリセプト」の物質特許満了に伴う売上高の減少の影響であります。
 - 3 主な相手先別の販売実績および当該販売実績の総販売実績に対する割合は、次のとおりであります。

相手先	(自 平成22年	会計年度 F 4 月 1 日 F 3 月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)		
	金額(百万円)	割合(%)	金額(百万円)	割合(%)	
(日本)					
アルフレッサ	83,962	10.9	85,287	13.2	
ホールディングス(株)					
(日本)	75 504	0.0	75 407	44.0	
(株)スズケン	75,501	9.8	75,427	11.6	
(日本)					
(株)メディパル	73,646	9.6	70,967	11.0	
ホールディングス					
(米国)	107 600	14.0	FO 201	0.0	
マッケソン社	107,698	14.0	59,301	9.2	
(米国)					
アメリソース	83,523	10.9	51,180	7.9	
バーゲン社					

⁴ 上記金額には消費税等は含まれておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、患者様とそのご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念としております。この理念のもとすべての役員および従業員が一丸となり、世界のヘルスケアの多様なニーズを充足することを通して、いかなる医療システム下においても存在意義のあるヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業となることをめざしております。この基本的な考え方を定款に定め、株主の皆様と共有化をはかっております。

この理念の実現にあたっては、主要なステークホルダーズである患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員との信頼関係の構築につとめるとともに、法令と倫理の遵守を目的としたコンプライアンス活動を日々実践し、企業価値の向上に取り組んでおります。

医薬品産業は、革新的な治療薬の創出と質の高い情報・サービス・製品の提供が期待されております。近年、先進国を中心とした医療費抑制策の推進、新薬開発コストの増大、企業の買収による再編の活発化、副作用や知的財産等に関するリスクの多様化など、医薬品産業は大きな環境変化を迎えております。一方、新興国や開発途上国において、薬剤を入手することのできない人々への医薬品提供もグローバルな課題として挙げられており、まさに医薬品市場が大きく変貌を遂げる大グローバリゼーションの時代に適応した企業経営が求められております。

当社グループは、この大グローバリゼーション時代においてより多くの患者様に貢献するためには、さらなるイノベーションの推進と医薬品アクセスの向上が重要であると考えております。

(1) さらなるイノベーションの推進

当社グループは、研究開発活動をプロダクトクリエーション(製品創出)活動であるととらえ、創薬の現場において、アンメット・メディカル・ニーズを充足する医薬品を一日でも早く患者様にお届けするというミッションを明確にし、研究領域ごとに自律性と意思決定のスピードを重視したマネジメントを行っております。

また、さらなるイノベーションを創出するプロダクトクリエーション活動の本質は、ヒューマン・バイオロジーにもとづく治療仮説を作り出す力と、その治療仮説を化合物創出に繋げるためのモダンケミストリー力にあると考えております。

卓越した治療仮説を創り出すためには、世界最先端の科学技術やその将来動向を鑑み、社内外の知、発明・発見に対して感度を高めることが大切です。当社グループは、世界最先端の科学者とのネットワークを強化し、基礎科学の世界で生まれた膨大なヒューマン・バイオロジーに関する情報の中から最適なターゲットを見い出し、優れた治療仮説を生み出してまいります。

また、当社グループの強みは、低分子化合物ならびにバイオロジクス(生物学的製剤)からアプローチできる世界レベルのケミストリー力にあります。多様性に富む化合物ライブラリーを作成・整備し、合成技術を生かして革新的な低分子化合物の創出を行うとともに、がん領域や免疫領域ではモノクローナル抗体、さらにはペプチドや抗体と薬物の複合体等を含めた優れたバイオロジクスを創出してまいります。

これらの当社の強みを活かし、産官学の連携によるオープンイノベーションを推進することにより、さらなる イノベーションとグローバルな患者様ベネフィットの最大化に貢献してまいります。

(2) 医薬品アクセスの向上

新興国・開発途上国における事業展開として、当社グループでは、中期戦略計画「はやぶさ」(以下、計画「はやぶさ」)期間中に当社製品が入手可能な国数を114カ国に拡大することをめざしております。多くの新興国や開発途上国においては、貧困や医療システムの不備などから、必要な医薬品が必要とされる患者様のもとに届かないという問題があり、「医薬品アクセス問題」と言われております。当社グループは、これらの国々における健康福祉や医薬品アクセスを向上させることは、今後のこれらの国々の経済成長や中間所得者層の拡大につながり、将来の市場形成への長期的な投資であると考えております。医薬品アクセスを向上させるためには、医薬品アクセス改善に向けた基盤戦略および体制をベースとして、医薬品の「アフォーダビリティー(購入し易さ)」、「アベイラビリティー(入手の機会)」、「アドプション(服用の意向)」の向上をはかることが必要不可欠であり、当社グループはこれらの向上をめざした施策に積極的に取り組んでまいります。

(3) 中期戦略計画「はやぶさ」

中期戦略計画「はやぶさ」のめざす姿

当社グループでは、大グローバリゼーション時代において、さらなるイノベーションの推進と医薬品アクセスの向上により、より多くの国々の患者様に貢献し、グローバルトップティアのハイパフォーマンス企業へと転換を遂げるため、平成27年度を最終年度とする計画「はやぶさ」を平成23年度からスタートしております。

計画「はやぶさ」では、その実現に向けた具体的な戦略として、グローバルエーザイの成長の牽引役となるイースト・アジア・リージョンへの取り組みを強化するとともに、世界トップ20の市場すべての国への参入と、ウィメンズオンコロジー(女性特有のがん)への集中的な取り組みによるがん領域における世界のトップ10企業入りをめざしております。また、フォーカスメディシンの展開により新薬開発期間の短縮を実現し、患者様ベネフィットの最大化をはかってまいります。あわせて、効率的な事業体制を構築し、患者様価値を創出してまいります。

計画「はやぶさ」における主な取り組み

a) イースト・アジア・リージョンによる成長の牽引

計画「はやぶさ」では、これまで成長の中心的役割を果たしてきた米国から、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、新興市場へ経営資源をシフトさせ、リージョンバランスの転換をはかってまいります。 平成23年度に始動したイースト・アジア・リージョン体制のもと、各国のローカル人財 * による知の共有が生み出すシナジーにより、競争力を高めてまいります。また、中枢神経、がん、リウマチ、消化器・肝臓疾患などの各領域における主要なオピニオンリーダーとの交流やマーケティング戦略の共有化をはかってまいります。これらの取り組みにより、日本と中国を今後のグローバルエーザイの牽引役として大きく成長を果たしてまいります。

*当社では、「人は社にとって一番大切な財産である」との考え方に基づき、「人材」を「人財」と表現しております。

b) 大グローバリゼーション時代におけるより多くの患者様への貢献

大グローバリゼーション時代が幕開けする中で、当社グループは、計画「はやぶさ」期間中に、新たにロシア、ブラジル、メキシコ、トルコなどを含めて世界トップ20の市場すべてに進出し、さらなる患者様貢献を果たしてまいります。あわせて、当社製品が入手可能な国数を114カ国、貢献する患者様数を5億人まで増加させることをめざしております。

) 新規市場への展開を加速する新たなリージョン体制の始動

当社グループは、平成23年度に始動したイースト・アジア、米国、欧州、新興市場(ニューマーケット・アセアン)の4リージョン体制のもと、計画「はやぶさ」の眼目の一つである、「世界トップ20の市場への進出」に向けて、カナダでの製品上市、メキシコとブラジルでの販売子会社の設立、ロシアでの承認申請など、新規市場への展開は着実な進捗を果たしてまいりました。平成24年度より、それら新規市場での事業を、地域を同一とする各リージョンのオペレーションに統合させるという新たなフェーズに移行し、大グローバリゼーション時代におけるさらなる飛躍をめざします。新たな4つのリージョンは、イースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、アメリカス(北米、中南米)、EMEA(Europe/Middle East/Africa:欧州・中東・アフリカ)、インド・パシフィック(Indo-Pacific:南アジア、アセアン、オセアニア)で構成されています。リージョン内での共通性や深い関係性をもつレギュラトリーサイエンス、メディカルナレッジ、価格・償還の戦略、マーケティングインフォマティクス(ITを活用したマーケティング)、人財開発などの知を共有できる体制を構築し、各リージョンの戦略機能ならびに営業力をさらに強化してまいります

) 新興国・開発途上国における医薬品アクセス向上への取り組み

当社グループは、新興国・開発途上国における事業展開においては、インドのバイザッグ工場を戦略的に活用し、各国の社会・経済・医療環境にあわせたアフォーダブル・プライシング(患者様が購入し易い価格設定)による持続的な医薬品提供を実現するとともに、官民パートナーシップによる疾患啓発や地元のパートナー企業との連携などにより、ビジネス基盤を構築してまいります。また、政府、国際機関、他の民間企業、非政府組織(NGO)や非営利団体(NPO)などとのパートナーシップを通して、リンパ系フィラリア症やシャーガス病などの顧みられない熱帯病の制圧にも積極的に取り組み、これらの国々の健康福祉と経済発展に貢献してまいります。

c) ウィメンズオンコロジーへ集中し、がん領域で世界トップ10入り

当社グループは、自社創製の新規抗がん剤「ハラヴェン」をはじめとして「MORAb-003」、「E7080」など、がん領域の豊富なパイプラインと技術的な強みを活かし、乳がん、卵巣がん、甲状腺がん、子宮内膜がんなどのウィメンズオンコロジー分野における製品群の充実化に集中して取り組んでまいります。また、日本においては、「ハラヴェン」の新発売を機にウィメンズオンコロジーに対する「まちづくり」推進の専任組織を設置し、患者様やそのご家族の様々なニーズに応える取り組みを行ってまいります。これらにより、平成27年度には、ウィメンズオンコロジー分野で世界トップ3、がん領域では世界トップ10入りを果たしてまいります。

d)フォーカスメディシンの展開とさらなるイノベーションの推進

当社グループのプロダクトクリエーション活動は、ヒューマン・バイオロジーに基づく卓越した治療仮説とモダンケミストリー力を両輪としています。

個別化医療に向けたイノベーションを実現するために、新たにエイチスリー・バイオメディシン・インクを本格稼動させました。遺伝学的アプローチを基軸とした最先端技術の融合により疾患固有のターゲットを同定し、多様性志向型化合物ライブラリーによるスクリーニングでターゲットに照準を合わせたリード化合物創出の効率化を推進してまいります。

病態を反映したバイオマーカーを積極的に活用し、治療薬とともにコンパニオン診断薬の開発を進めることにより、臨床試験の成功確率の向上と開発期間の短縮をはかり、グローバルに患者様のベネフィットを最大化してまいります。

e) 効率的かつリーンな事業体制の構築

当社グループは、グローバルトップティアのハイパフォーマンス企業へと転換をめざし、リージョンごとに効率的かつリーンな事業体制への転換をはかってまいります。具体的に、米国では、大型品の共同販促モデルから当社単独によるビジネスユニットモデルへ、欧州では、各国ごとのビジネスモデルから、欧州をひとつの市場として捉えた「ONE EUROPE」ビジネスモデルへと転換し、資源のさらなる最適化をはかってまいります。

(4) 株主価値の創造

当社グループは、株主価値創造のためには積極的な成長投資が必要と考えております。具体的にはイースト・アジアや新興市場での成長や新ビジネスモデルの構築、中枢神経領域やウィメンズオンコロジー領域での製品群の充実、フォーカスメディシンにおける技術基盤の構築、グローバル生産体制の強化などに投資してまいります。

なお、財務戦略面では、株主価値を最大化するために、「IR戦略」「ROE*経営」「株主還元」の3つの施策が重要と考えております。

「IR戦略」として、株主、投資家の皆様への説明責任を果たしながら、中長期的に適正株価の形成をめざしてまいります。「ROE経営」では、売上高利益率(マージン)、財務レバレッジ、総資産回転率(ターンオーバー)を改善することにより、グローバルトップティア水準の自己資本当期純利益率をめざしてまいります。さらに、「株主還元」では、継続的・安定的な配当を実施することで、株主資本コストを上回る純資産配当率(連結)を維持してまいります。

*自己資本当期純利益率

(5) コーポレートガバナンス

当社は、企業理念を定款に定め、株主様と共有化をはかっております。この企業理念を実現していくためには、長期的な視野のもと様々な施策を実行していかねばなりません。そのような企業施策の実行は、株主様の信頼があって初めて可能となります。当社は、コーポレートガバナンスを充実させ、株主様の信頼を獲得し、当社の株式を安心して長期に所有していただくことをめざしております。

コーポレートガバナンス充実のための要諦は、経営の活力が増大し、かつ経営の公正性が確保されるとともに経営の透明性が向上するシステムを整備していくことにあります。当社では、平成16年6月に委員会設置会社へ移行するなど、コーポレートガバナンスの充実をはかってまいりました。平成24年2月には、コーポレートガバナンスに対する法規制や社会環境の変化を認識し、従来より運用しているコーポレートガバナンスガイドラインを改正いたしました。今回の改正では、定款に定める企業理念の実現を目的として掲げ、株主様の基本的権利の尊重と平等性の確保や、会社情報の適切な開示と透明性の確保等を明記しております。

当社のコーポレートガバナンスの機軸は、委員会設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能の明確な分離であり、それを徹底するための独立性・中立性のある社外取締役の選任にあります。すなわち、取締役会から執行役への大幅な意思決定の委任をすることにより、業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、同時に執行役による内部統制の構築による自律性を確保して、経営の活力を増大させるとともに、執行役による業務執行全般を株主の皆様の信任を得た取締役会(社外取締役が過半数)が監督し、最善の意思決定を行うことにより経営の公正性を確保しております。

(6) 内部統制

当社グループでは、内部統制を「事業活動を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され運用される体制、およびプロセス」ととらえ、内部統制担当執行役のもとに内部統制システムの整備・運用をグローバルに推進する「内部統制推進部」を設置して、グループ全体の内部統制の整備・運用の支援を行っております。

具体的には、「内部統制基本方針」および「内部統制行動指針」を定め、日本、米州、欧州、アジア他の地域ごとに内部統制を推進する組織もしくは担当者を設置し、それらの組織もしくは担当者間での連携を深めるとともに、内部統制に関わるグローバル委員会等を通して、内部統制の整備・運用を推進することに重点を置いております。

当社グループでは、内部統制の目的である 財務報告の信頼性、 業務の有効性・効率性、 コンプライアンス、 資産の保全の4つに関して、継続的に内部統制状況の改善をはかるために、日常的な業務リスクについて全 ENW *を対象にCSA(Control Self Assessment: 統制自己評価)を毎年実施しております。これにより、リスクマネジメントサイクル(リスクの識別、評価、対応、モニタリング)の活性化をはかり、統制活動の改善を行っております。

財務報告の信頼性は、金融商品取引法の「内部統制報告制度」に適切に対応することにより確保しております。このため、内部統制推進部は会計監査人との連携のもと、「財務報告に係る内部統制」の整備・支援を継続的に行っております。「財務報告に係る内部統制」には、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制である「全社的な内部統制」と、業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制である「業務プロセスに係る内部統制」があり、「全社的な内部統制」の整備については全ENW企業(影響が僅少である一部ENWは除く)を対象に実施しております。「業務プロセスに係る内部統制」については、当社、エーザイ・インク(米国)、およびリスクが高い業務プロセスを有しているENWで整備が実施されております。また、年度末には連結対象会社の責任者および当社各部門長から内部統制に係る内部宣誓書の提出を受けております。

「全社的な内部統制」と「業務プロセスに係る内部統制」の整備・運用の評価については、内部監査部が EN W企業の内部監査部門と連携し、実施しております。なお、評価の過程で発見された整備あるいは運用上の「不備事項」については、対応策を設定し、改善をはかっております。

*ENW(Eisai Network Companies)とは、エーザイ㈱およびその関係会社で構成されている企業グループのことであります。

(7) コンプライアンス

当社グループでは、コンプライアンスが社の活動の中で最優先されるべきものであり、企業存続の基盤であるという認識にたち、当社の企業理念にコンプライアンスを盛り込み、定款に記載しております。

当社グループでは、コンプライアンス推進を統轄する執行役であるチーフコンプライアンスオフィサーのもと、内部統制担当執行役が、企業倫理推進専任部署を指揮し、日本、米州および欧州に推進担当部署を設置した体制により、グローバルにコンプライアンス活動を推進しております。また、当社グループのコンプライアンス活動は、コンプライアンス委員会により、定期的にレビューを受けております。コンプライアンス委員会は、日本、米州、欧州の各エリアの弁護士やコンサルタント等社外専門家からなる諮問委員会であり、客観的なレビューを行うとともに、チーフコンプライアンスオフィサーに適切に助言および勧告を行っております。

当社グループでは、すべての役員および従業員が同じ基準で活動できるよう、ビジネスの基本となる「ENW企業行動憲章」や具体的な行動の考え方を示した「ENW行動指針」を定めております。これらをとりまとめた「コンプライアンス・ハンドブック」を日本語のほか英語、中国語など17カ国語で作成、配付し、すべての役員および従業員へのコンプライアンス・マインドの浸透に役立てております。あわせて、コンプライアンスに関して部下を指導、監督する役割を担うマネジャーが組織でのコンプライアンス活動を実践するにあたって役に立つ知識やツールについて記載した「マネジャーのためのコンプライアンス・ガイドブック」を全組織長に配付しております。

コンプライアンス研修に関しては、役員研修をはじめ、部門別、新任組織長、新入社員など対象者を絞った研修や受講者の時間に合わせて受講できるコンプライアンス・e-ラーニング(インターネットを用いた研修)などを実施しております。また、平成23年には日本のすべての役員および従業員に対して、週1回、コンプライアンスに関するメールマガジンの発行を始めました。

コンプライアンス・カウンターは、法律の解釈などコンプライアンスに関して判断に迷った場合や、自分自身の行動や上司、同僚の行動がコンプライアンスに則っているか疑問を感じた場合など、社員の身近な社内相談窓口として、平成12年4月に開設されました。個人情報保護、著作権、公務員倫理規程など様々な分野の問い合わせに活用されております。また、弁護士による社外カウンターや社外相談員が運営する社外相談窓口を設置し、コンプライアンスを充実するための環境を整備しております。

(8) 環境保全

当社グループでは、「ENW環境方針」にもとづく環境マネジメント体制のもと、すべての役員および従業員が環境基本理念を共有し、日本の主要生産拠点、蘇州工場(中国)およびバイザッグ工場(インド)にてISO14001 認証を取得するなど、グループ全体で環境保全活動を展開しております。

そして、資源の投入と環境への負荷を定量的に把握するとともに、廃棄物削減とリサイクルの推進、化学物質の 適正な管理と使用量削減、リサイクルの促進および環境教育に取り組んでおります。また、「環境・社会報告書」 を毎年発行して、環境保全に関するマネジメント体制や具体的な管理活動実績等について公表しております。

(9) 社会貢献

当社グループでは、医学・薬学の歴史、健康科学に関する知識の普及などを目的とした日本初のくすりに関する総合的な資料館「内藤記念くすり博物館」(岐阜県)を無料で公開しております。あわせて、人類の疾病の予防と治療に関する自然科学の研究を奨励し、学術の振興や人々の福祉に寄与することを目的とした「公益財団法人内藤記念科学振興財団」(東京都)、医療および医薬品に関する経済学的調査・研究、医薬品等に関する研究開発・生産・流通などについての調査・研究を行い医療とその関連諸科学の学際的研究・調査を推進することでわが国の医療と福祉の発展をはかることを目的とした「公益財団法人医療科学研究所」(東京都)に対する運営の支援を行っております。さらに、日本・海外の困難な医療環境のもとで長年に亘り医療従事し、顕著な功績をあげた方々を顕彰する「医療功労賞」事業への協賛をしております。

(10) 危機管理に対する取り組み

当社グループは、hhc理念の実現に向けた事業活動をグローバルに展開しており、有事の際でもその活動を途絶えさせてはならないと考えております。hhc理念実現の担い手である従業員の安全を確保した上で、医薬品の安定供給、医薬品情報の収集伝達活動、およびプロダクトクリエーション活動などの重要業務を継続し、企業価値の維持・向上につとめてまいります。東日本大震災の教訓をもとに有事に備えた危機管理に関して様々な検討を行い、以下のような取り組みを行いました。

「ENW危機管理方針」の策定

従来の危機管理規程について、危機の種類やフェーズについて全面的に見直し、危機管理に関するグローバルスタンダードとして最上位規程となる「ENW危機管理方針」を新たに策定いたしました。危機事象については、地震・津波、台風、洪水、パンデミック、火災、停電、テロ等、当社の事業活動や資産に多大な影響をおよぼす可能性のあるものを対象にしております。

「ENW事業継続計画」の策定

ENW危機管理方針をふまえ、グローバルな観点から、有事の際の事業活動継続に必要となる重要業務を抽出し、重要業務の早期復旧・再開に向けた対応策・代替手段を定めた「ENW事業継続計画(BCP^*)」を新たに策定いたしました。これもENW危機管理方針同様、グローバルスタンダードとして日本国内だけでなく海外のグループ企業にも適用いたします。

防災関連の設備投資

すべての事業所において、外部専門機関による地震・津波および火災に対するリスク診断を行いました。その結果、大型投資として筑波研究所(茨城県)における耐震補強ならびに免震工事、川島工園および内藤記念くすり博物館(岐阜県)における耐震補強工事等、安全確保に向けたハード面での対策を進めております。

防災訓練の実施

当社の全国各地の事業所(本社を含め)で、大規模地震を想定した防災避難訓練を震災後2回実施し、今後も継続して年2回実施してまいります。外勤者(医薬情報担当者等)についても、外勤先での避難ルートの確認や安否確認を中心とする避難訓練により危機管理意識を高めております。

災害に備えた備蓄

防災備蓄に関するガイドラインを新たに策定し、帰宅困難者の事業所内滞在や徒歩帰宅を支援するための備蓄品(水、食料等)を各事業所内に確保いたしました。

*BCP(Business Continuity Plan)とは、事業活動に重大な影響をおよぼす危機・災害が発生した場合に、事業継続または早期復旧・再開をはかるための計画およびプロセスのことであります。

(11) 株式会社の支配に関する基本方針

<基本方針の内容等>

当社における「株式会社の支配に関する基本方針の内容」、「基本方針の実現に資する特別な取組み」および「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み」は、以下の「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)に記載しております。また、「当社の取組みが基本方針に沿うものであること、株主の共同の利益を損なうものではないことおよび当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについての当社の取締役会の判断およびその判断の理由」についても本対応方針に記載しております。

本対応方針は、平成18年2月28日開催の取締役会において社外取締役独立委員会より提案され、導入されたものであります。本対応方針については、毎年、定時株主総会後に、新たに選任された社外取締役全員で構成される社外取締役独立委員会で維持・見直し・廃止の審議を行うことになっております。

平成23年度は、6月21日に開催された第99回定時株主総会終了後に、新任2名を含む社外取締役7名全員で構成される社外取締役独立委員会(委員長:矢吹公敏)を開催し、本対応方針が以下の仕組みを有しており、新しい中期戦略計画の開始に伴い一部記載事項の追加や文言の変更等を行うものの、内容としては現行で継続することを当社取締役会に提案する旨、決議いたしました。

経営陣の恣意性が排除されている。

同方針は、毎年、継続・見直し・廃止が検討される。

取締役選任議案をもって、同方針に対する株主の皆様のご意向を反映できる。

なお、平成23年8月2日開催の取締役会において、社外取締役独立委員会より提案された本対応方針の継続が 審議され、承認されております。

平成24年3月開催の委員会においては、当該対応方針に対する賛否を全委員に問い、全員賛成の意思表示が確認されました。

[当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針] (平成18年2月28日公表、平成23年8月2日改正)

1. 導入の理由

当社は、ヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業として、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを最優先の課題としておりますが、かかる企業価値・株主共同の利益の向上は、患者価値を創出することにより実現できるものと考えております。この患者価値を創出するためには、新薬の研究・開発の更なる推進、高品質な製品の生産・販売、医薬品の安全な使用を実現するための情報の管理・提供等が必要です。これらを実現するためには、長期的な視野のもとに大胆に企業施策を行わなければならず、また、株主価値を創出するためには、企業として安定的かつ継続的に成長していくことが不可欠の前提となります。さらに、当社は、企業としての社会的責任を全うしつつ、これらの課題を達成するため、2004年に委員会等設置会社に移行し、透明性の高いガバナンス体制を志向しております。

また、当社は長期的視点に立って策定された中期戦略計画をはじめとする諸施策を遂行・実施することにより、企業価値を高め、株主の皆様の価値を向上する所存であります。しかし、当社事業を取り巻く競争関係の激化、企業買収に対するわが国における法制度・企業文化の変化・変容等を踏まえると、当社の経営方針に重大な影響を与える買付が行われることも予想されます。特に、当社の発行済株式総数の15%以上に相当する株式の買付が行われると、当社経営に重大な影響が生じ、上記施策を遂行・達成することができなくなるおそれがあります。この15%以上に相当する株式の買付による影響については、次の事項からもその重大さは明らかであると考えられます。まず、財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則による関連会社の基準に、議決権の15%以上、20%未満を所有し重要な影響を与え得ることが推測される事実の存在がある場合が含まれていることがあげられます。また、15%という株式の買付は、株主総会の特別決議の否決に関して、その定足数も考慮に入れた場合、非常に大きな割合を占めることになります。

もとより当社は、当社の株式を大量に取得したり、当社の経営に関与しようとする買付については、それが当社の企業価値を大きく向上させるものであれば、これを一概に否定するものではありません。しかし、株式を大量に取得する買付の中には、買付目的や買付後の経営方針等に鑑み、株主共同の利益を損なうことが明白であるもの、買付に応じることを株主に強要するような仕組みを有するもの、会社や株主に対して買付に係る提案内容や代替案等を検討するための十分な時間や情報を与えないもの、買付条件が当社企業価値・株主共同の利益の確保の観点から不十分又は不適切であるもの等の不適切な買付も少なくないと考えられます。更に、当社が患者価値の創出を実現し、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるためには、上述のとおり新薬の研究・開発体制、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性の情報の管理・提供の確保が必要不可欠であり、これらが確保されなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益が毀損されることになります。

そこで、当社は、上記に記載した買付類型を含む当社企業価値・株主共同の利益に反する買付を防止するためには、当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針(以下「本対応方針」といいます。)を導入することが必要不可欠であると判断し、その導入を決定致しました。

本対応方針は、当社に対するかかる買付が行われる場合には、買付者又は買付提案者(以下、公開買付者又はその提案者も含め、併せて「買付者等」といいます。)に対し、事前に当該買付内容に関する情報の提供を求め、当社が、当該買付についての情報収集・検討等を行う期間を確保した上で、必要に応じて、株主の皆様に事業計画等を説明したり、代替案を提示するとともに、買付者等と交渉を並行して行っていくことを可能とすることを狙うものです。これに対し、買付者等がこうした事前の情報提供なく買付を行う場合や、当該買付が当社の企業価値・株主共同の利益を毀損しないものとは認められない場合には、後述のとおり、当該買付者等及びその一定の関係者による権利行使は認められないとの行使条件が付された新株予約権(以下「本新株予約権」といいます。)を、その時点の全ての株主に対して株主割当ての方法により発行します。本対応方針は、本新株予約権の発行により、当該買付者等の有する当社株式の議決権割合を相当低下させ、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るものです。

もっとも、こうした対応方針の導入、実際に買付がなされた場合の当該買付の検討、必要に応じた買付者等との協議・交渉、その結果等を踏まえた本新株予約権の発行の必要性の有無の判断については、経営陣の自己保身に利用されることがないように特に客観性・合理性が要求されるところです。この点、当社の取締役会は、過半数が社外取締役によって構成されています。当社社外取締役7名は、いずれも、会社経営陣から独立した、経験と実績に富む会社経営者、経営学者、公認会計士、法律家であり、これらの者を過半数とし、かつ、社外取締役ではない4名も、業務執行に当たる取締役は1名のみであり、当社取締役会は、株主の皆様の利益を代表して上記の判断を客観的かつ合理的に行うことができるものと考えます。

本対応方針の導入に際しては、社外取締役のうち3名を構成員とする「特別委員会」を設置し、まず当該特別委員会にて、複数の外部専門家からもアドバイスを受け、検討致しました。その結果、特別委員会は、本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断しました。次に、本対応方針は社外取締役7名全員を構成員として設置された「社外取締役独立委員会」(その決議要件・決議事項等については(別紙1)「社外取締役独立委員会の概要」をご確認ください。)に対し提案され、社外取締役独立委員会は、本対応方針導入の可否を検討し、その結果本対応方針が当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する買付を防止するためには必要不可欠と判断し、その導入を当社取締役会に提案致しました。取締役会は、審議の結果、本対応方針の導入を決定致しました。このように、本対応方針は当社の企業価値ひいては株主共同の利益のために、会社経営陣から独立した両委員会のイニシアティブにより採用されるに至ったものです。

加えて、本対応方針導入後においても、本対応方針の運用に際しての判断についてはその客観性・合理性が確保されるようにしております。実際に当社に対して買付がなされた場合には、社外取締役独立委員会が主体的に、下記4.に記載の各要件を満たすものであるか否かの判断を行います。

そして、社外取締役独立委員会は、当該買付が下記4.に記載のすべての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権の発行を取締役会に提案いたします。取締役会は、これを受け本新株予約権の発行が必要であるかどうかを決議します。また、社外取締役独立委員会において、当該買付に対して本新株予約権を発行しない旨の決議をした場合には、取締役会では本新株予約権の発行に関する審議・決議は行いません。このように、本新株予約権を発行すべきか否かの判断に関しまして、経営陣の恣意的な判断を排除するとともに、本新株予約権の発行が容易にできない仕組みをとっております。

2. 本対応方針の対象となる買付

本対応方針においては、本新株予約権は、以下1)又は2)に該当する買付又はその提案(以下併せて「買付等」といいます。)がなされたときに、本対応方針に定められる手続に従い発行されることとなります。

- 1) 当社が発行者である株券等⁽¹⁾について、保有者⁽²⁾の株券等保有割合⁽³⁾が15%以上となる買付その他取得
- 2) 当社が発行する株券等 $^{(4)}$ について、公開買付け $^{(5)}$ に係る株券等 $^{(6)}$ の株券等所有割合 $^{(7)}$ 及びその特別関係者 $^{(8)}$ の株券等所有割合の合計が15%以上となる公開買付け
 - (1) 金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (2) 金融商品取引法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。
 - (3) 金融商品取引法第27条の23第4項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (4) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (5) 金融商品取引法第27条の2第6項に定義されます。
 - (6) 金融商品取引法第27条の2第1項に定義されます。
 - (7) 金融商品取引法第27条の2第8項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。
 - (8) 金融商品取引法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。

3.本新株予約権の発行のプロセス

1) 買付者等から社外取締役独立委員会に対する事前の情報提供

上記2.に定める買付等を行う買付者等には、買付等の実行に先立ち、当社社外取締役独立委員会宛に、(別紙2)に定める当該買付者等の買付等の内容の検討に必要な情報(以下「本必要情報」といいます。)及び買付者等が買付等に際して本対応方針に定める手続を遵守する旨を記載した書面(以下併せて「買付説明書」といいます。)を提出していただきます。

当社社外取締役独立委員会が、当該買付説明書の記載内容が本必要情報として不十分であると判断した場合には、当社社外取締役独立委員会は買付者等に対し、適宜回答期限を定めた上で、本必要情報を追加的に提出するよう求めることがあります。この場合には、当該期限までに、買付者等より追加の本必要情報の提供をしていただくこととします。

なお、当社社外取締役独立委員会は、引き続き買付説明書(本必要情報を含みます)の提出を求めて買付者等と協議・交渉等を行うべき特段の事情がある場合を除き、買付者等が本対応方針に定められた手続に従うことなく買付等を開始したものと認められる場合には、原則として、下記3.3)(1)記載のとおり、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。

2) 社外取締役独立委員会による当該買付者等の買付等の内容の検討・買付者等との交渉・株主の皆様への代替案の提示

当社社外取締役独立委員会は、買付者等から本必要情報が十分に記載された買付説明書及び社外取締役独立委員会から追加提出を求められた本必要情報が提出された場合、必要に応じ、当社の代表執行役社長に対しても、社外取締役独立委員会が定める期間内に買付者等の買付等の内容に対する意見及びその根拠資料、代替案その他社外取締役独立委員会が適宜必要と認める情報・資料等を30日以内に提出することを求めます

社外取締役独立委員会は、買付者等及び代表執行役社長からの必要な情報・資料を受領後、原則として60日間(但し、下記3.3)(3)に記載するところに従い、社外取締役独立委員会は当該期間について90日を限度として延長することができるものとします。)(以下「社外取締役独立委員会検討期間」といいます。)、買付者等の買付等の内容の精査・検討、当社代表執行役社長が提出した代替案の精査・検討、買付者等と当社代表執行役社長の事業計画等に関する情報収集・比較検討等を行います。また、社外取締役独立委員会は、必要があれば、直接又は間接に、当該買付者等と交渉を行い、また、株主の皆様に当社代表執行役社長が提出した代替案の提示を行うものとします。

社外取締役独立委員会は、社外取締役独立委員会の判断が適切になされることを確保するために、自らの 裁量により、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができるものとします。

なお、買付者等は、社外取締役独立委員会検討期間が終了するまでは、上記 2 . に規定する買付等を実行することはできないものとします。

3) 社外取締役独立委員会の決議

社外取締役独立委員会は、買付者等が出現した場合において、以下の手続を行うものとします。

- (1) 社外取締役独立委員会は、買付者等が上記3.1)及び2)に規定する手続を遵守しなかった場合を含め、下記3.3)(2)又は(3)のいずれにも該当しない限り、原則として、社外取締役独立委員会検討期間の開始又は終了の有無を問わず、当社取締役会に対して、本新株予約権を発行することを提案します。但し、社外取締役独立委員会は、かかる提案の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができるものとします。
- (2) 社外取締役独立委員会は、買付者等の買付等の内容の検討、買付者等との交渉の結果、当該買付者等による買付等が下記4.1)から9)のいずれの要件も満たすと判断した場合には、社外取締役独立委員会検討期間の終了の有無を問わず、本新株予約権を発行しないことを決議いたします。この不発行の決議に関して、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について改めて審議等をすることはありません。但し、社外取締役独立委員会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を行い、これを当社取締役会に提案することができるものとします
- (3) 社外取締役独立委員会が、当初の社外取締役独立委員会検討期間終了時までに、本新株予約権の発行又は不発行の決議を行うに至らない場合には、社外取締役独立委員会は、当該買付者等の買付等の内容の検討・当該買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等に必要な範囲内で、社外取締役独立委員会検討期間を延長する旨の決議を行います(なお、当該期間延長後、更なる期間の延長を行う場合においても同様の手続によるものとします。)。

上記決議により社外取締役独立委員会検討期間を延長した場合、社外取締役独立委員会は、引き続き、買付者等の買付等の内容の検討・必要な場合には買付者等との交渉・代替案の提出要求及び検討等を行うものとし、延長期間内に本新株予約権の発行の提案又は不発行の決定や当社の株主の皆様に代替案の提示等を行うよう努めるものとします。

4) 取締役会の決議

当社取締役会は、社外取締役独立委員会から上記本新株予約権発行の提案を受けた場合、速やかに決議を行うものとします。

但し、取締役会は、かかる決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、別個の判断を行うことができるものとします。

なお、当社社外取締役独立委員会が本新株予約権の不発行の決議をした場合には、上記3.3)(2)に記載のとおり、社外取締役独立委員会の決議によるものとし、当社取締役会で本新株予約権の発行の有無について審議等をすることはありません。

5)情報開示

当社は、本対応方針の運用に際しては、法令又は金融商品取引所の規程・規則等に従い、以下に掲げる本対応方針の各手続きの進捗状況並びに当社社外取締役独立委員会及び当社取締役会が適切と考える事項について、適時に情報開示を行います。

- (1) 上記2.の1)又は2)に該当する買付がなされた事実
- (2) 買付者等から買付説明書が提出された事実及び本必要情報その他の情報のうち社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (3) 社外取締役独立委員会が検討を開始した事実及び検討期間の延長が行なわれた事実(その期間と理由を含む)
- (4) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の発行を提案した事実及びその概要並びに本新株予約権を発行すべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (5) 取締役会が、本新株予約権の発行の決議を行った事実及びその概要並びに当該決定の判断理由その他取締役会が適切と判断する事項
- (6) 社外取締役独立委員会が、本新株予約権の不発行を決議した事実及びその概要並びに本新株予約権を不発行とすべきと判断した理由その他社外取締役独立委員会が適切と判断する事項
- (7) 上記(4)又は(6)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、社外取締役独立委員会が本新株 予約権の発行の中止又は本新株予約権の発行の提案を含む別個の判断を下した場合に社外取締役独立 委員会が必要と認める事項
- (8) 上記(5)の決議の判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、取締役会が別個の判断を下した場合に 取締役会が必要と認める事項

4. 本新株予約権を発行する基準

社外取締役独立委員会は、本対応方針の対象となる買付等が、以下の全ての要件を満たすと判断する場合を除き、原則として本新株予約権を発行することを取締役会に提案する予定としております。

- 1) 本対応方針に定める手続を遵守した買付等である場合
- 2) 下記に掲げる行為等により当社企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらす虞のある買付等ではない場合
 - (1) 株式を買い占め、その株式について当社に対して高値で買取りを要求する行為
 - (2) 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行うような行為
 - (3) 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
 - (4) 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって、一時的な高配当をさせるか、一時的高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為
- 3) 強圧的二段階買付(最初の買付で全株式の買付を勧誘することなく、二段階目以降の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。)等株主に株式の売却を事実上強要する虞のある買付等ではない場合
- 4) 当社に、当該買付等に対する代替案を提示するために合理的に必要な期間を与えない買付等ではない場合
- 5) 当社株主に対して、買付者等の概要(別紙2本必要情報1.の例示を含みます。)、買付等の価格の算定根拠(別紙2本必要情報3.の例示を含みます。)及び買付等の資金の裏付け(別紙2本必要情報4.の例示を含みます。)、買付等の後の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策等(別紙2本必要情報5.の例示を含みます。)の買付等の内容を判断するための情報が提供されない、又は提供された場合であっても当該買付者等の現在又は将来の株券等保有割合等に照らして提供された情報が不十分である買付等ではない場合
- 6) 買付等の条件(別紙2本必要情報2.及び6.の例示を含みます。)が当社の本源的価値に鑑み不十分又は 不適当である買付等ではない場合
- 7) 法令又は定款に違反する買付等ではない場合
- 8) 株主としての買付者等の行動が当社の経営に悪影響を及ぼし、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に 重大な損害をもたらす虞のある買付等ではない場合
- 9) 買付等が行われる時点の法令、行政指導、裁判結果、証券取引所の規則により、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に重大な損害をもたらす虞のある買付等であると明らかに認められている買付等ではない場合

5. 本対応方針の有効期間

本対応方針の有効期間は、2016年6月30日までとします。

社外取締役独立委員会は、本対応方針導入後、毎年、定時株主総会開催後に、本対応方針の継続、見直し又は廃止について検討するものとします。その結果は、取締役会に提案され、取締役会で審議の上、本対応方針は継続、見直し又は廃止されるものとします。当社では、全取締役の任期を1年としており、取締役は、毎年6月の定時株主総会で選任されております。取締役の任期の期差別や解任制限等は存在しないことから、1回の株主総会により全取締役の選解任が可能であり、当該総会で選任された取締役により構成された取締役会において、社外取締役独立委員会の提案を受け、本対応方針を廃止する決議を行うことが可能であり、また社外取締役独立委員会において本新株予約権の発行を行わない旨の決議を行うことも可能であります。以上の点からしまして、本対応方針の継続、見直し又は廃止に関して当社の株主の皆様のご意向を十分に反映させることができるものと考えております。

なお、当社は、本対応方針の有効期間中であっても、社外取締役独立委員会の検討に基づき、必要に応じて、本対応方針を見直しもしくは変更し、又は別の買収防衛策を導入する場合があります。

6. 本新株予約権の主要な条件

本対応方針に基づき発行する予定の本新株予約権の主要な条件等は以下のとおりです。また、当社は、機動的な発行を目的として、本新株予約権について予め発行登録を行う予定でおります。

1) 割当対象株主

本新株予約権の発行決議(以下「本発行決議」といいます。)において、当社取締役会が割当期日と定める日(以下「割当期日」といいます。)の最終の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式(但し、当社の保有する当社株式を除きます。)1株につき本新株予約権1個の割合で割り当てます。

2) 本新株予約権の目的とする株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の 数は1株又は本発行決議において当社取締役会が定める株数とします。

3) 本新株予約権の総数

割当期日における最終の発行済株式総数(但し、当社の保有する当社普通株式を除きます。)を上限としま 。

4) 本新株予約権の発行価額

無償とします。

5) 本新株予約権の行使に際して払込をなすべき額 新株予約権1個当たり1円とします。

6) 本新株予約権の行使期間

本発行決議において当社取締役会が定める本新株予約権の発行日から、最短1カ月最長2カ月の間で、本発行決議において当社取締役会が定める期間とします。

- 7) 本新株予約権の行使条件
 - (1) 割当期日又は本新株予約権の行使日において特定大量保有者(下記(ア)ないし(エ)の各号に記載され る者を除き、(i)当社が発行者である株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に定義されます。以下別 段の定めがない限り同じとします。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含 みます。)で、当該株券等に係る株券等保有割合(同法第27条の23第4項に定義されます。)が15%以上と なる者もしくは15%以上となると当社取締役会が認めた者、又は(ii)公開買付け(同法第27条の2第6 項に定義されます。)によって当社が発行者である株券等(同法第27条の2第1項に定義されます。)の買 付け等(同法第27条の2第1項に定義されます。以下同じとします。)を行う者で、当該買付け等の後にお けるその者の所有(これに準ずるものとして金融商品取引法施行令第7条第1項に定める場合を含みま す。)に係る株券等所有割合(同法第27条の2第8項に定義されます。以下同じとします。)及びその者の 特別関係者(同法第27条の2第7項に定義されます。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以 外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下同 じとします。)の株券等所有割合と合計して15%以上となる者)。 その共同保有者(同法第27条の23第 5項に定義される者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。)(上記(i)に定 めるとき)、 その特別関係者(上記(ii)に定めるとき)、 上記 ないし 記載の者から本新株予約権を 当社取締役会の承認を得ることなく譲受もしくは承継した者、又は、 実質的に、上記の ないし 記載 の者が支配し、当該者に支配されもしくは当該者と共同の支配下にある者として当社取締役会が認めた 者、もしくは当該者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者(以下、上記 ないし を総称 して「特定大量保有者等」といいます。)は、本新株予約権を行使することができません。
 - (ア)当社、当社の子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第3項に定義される。)又は当社の関連会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第5項に定義されます。)
 - (イ)当社を支配する意図がなく上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者であって、かつ、上記(i)又は(ii)に該当することになった後10日間(但し、当社取締役会はかかる期間を延長することができます。)以内にその保有する当社の株券等を処分することにより上記(i)及び(ii)に該当しなくなった者
 - (ウ)当社による自己株式の取得その他の理由により、自己の意思によることなく、上記(i)又は(ii)に該当することになった者である旨当社取締役会が認めた者(但し、その後、自己の意思により当社の株券等を新たに取得した場合を除きます。)
 - (エ)その者が当社の株券等を取得又は保有することが当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた者(一定の条件の下に当社の利益に反しないと当社取締役会が認めた場合には、当該条件が満たされている場合に限ります。)

- (2) 上記(1)の規定のほか、自己が特定大量保有者等ではないことを表明していない者、その他本発行決議において当社取締役会が定める事項を誓約する書面を提出していない者は、本新株予約権を行使することはできません。
- 8) 本新株予約権の消却

本新株予約権については、消却事由及び消却の条件は定めません。

9) 本新株予約権の譲渡

本新株予約権を譲渡するには当社取締役会の承認を要します。

上記6.7)に基づき、特定大量保有者等は本新株予約権を行使することができないにも関わらず、特定大量保有者等において本新株予約権を自由に第三者に譲渡することができれば、当社の企業価値・株主共同の利益を毀損する買付行為の阻止を図るという目的が達成し得なくなります。従って、本新株予約権には譲渡制限が付されることになりますが、特定大量保有者等は、当社取締役会の承認する第三者には、本新株予約権を譲渡することができます。

7. 株主の皆様への影響

1) 本対応方針の導入時に株主の皆様に与える影響

本対応方針の導入時点においては、本新株予約権の発行自体は行われませんので、株主の皆様の権利・利益に直接具体的な影響が生じることはございません。

2) 本新株予約権の発行時に株主の皆様に与える影響

本新株予約権が発行される場合においては、取締役会の当該発行決議において別途設定する割当期日における株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で本新株予約権が無償にて割り当てられます。仮に、株主の皆様が、権利行使期間内に、所定の行使価額相当の金銭の払込その他本新株予約権の行使に係る手続を経なければ、他の株主の皆様による本新株予約権の行使により、その保有する当社株式が希釈化することになります。

また、本新株予約権の発行は割当期日の4営業日前(割当期日を含む)において取り消し不能となります。 割当期日において本新株予約権を取り消し不能とする理由は、買付者等以外の株主の皆様に損害を与えることとなる市場における混乱及び株式の流動性がなくなることを避けるためです。本新株予約権を取り消し不能とすることで、個々の株式に対して発生する希釈化の量及び時期に関する疑いが全くなくなります。個々の株式は希釈されますが、一人ひとりの株主の方は、少なくともその希釈化を相殺するに十分な株式を受領することになります。それぞれの株主の方の株券等保有割合は、変化しないか又はわずかに増加いたします。

なお、社外取締役独立委員会は、新株予約権の発行を決定した後でも、上記3.3)(1)に記載のとおり、買付者等からの提案を判断する前提となった事実関係等に変動が生じた場合には、本新株予約権の発行の中止を含む別個の判断を行うことができます。本新株予約権の発行の中止を判断した場合には、当社1株あたりの価値の希釈化は生じませんので、こうした希釈化が生じることを前提に売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により相応の損害を受ける可能性があります。

3) 発行に伴って株主の皆様に必要となる手続

(1) 名義書換の手続

当社取締役会において、本新株予約権を発行することを決議した場合には、当社は、本新株予約権の割当期日を公告いたします。割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主に本新株予約権の引受権が付与されますので、株主の皆様におかれては、当該割当期日に間に合うように名義書換を完了していただくことが必要となります。

(2) 本新株予約権の申込の手続

当社は、割当期日における最終の株主名簿に記載又は記録された株主の皆様に対して、本新株予約権の引受権の付与通知及び本新株予約権の申込書を送付いたします。株主の皆様においては、本新株予約権の引受けについて、別途定める取締役会決議で決定された申込期間内に、申込書に必要な事項を記載し、捺印の上、申込取扱場所に提出することが必要となります。当該申込期間内に申込が行われない場合には、申込の権利を失い、本新株予約権を引き受けることができなくなります。

(3) 本新株予約権の行使の手続

当社は、申込期間内に本新株予約権の申込を行った株主の皆様に対し、本新株予約権の行使請求書(株主ご自身が特定大量保有者でないこと等の誓約文言を含む当社所定の書式によるものとします。)その他本新株予約権の権利行使に必要な書類を送付いたします。本新株予約権の発行後、株主の皆様においては、権利行使期間内に、これら当社所定の本新株予約権の行使請求書等を提出した上、本新株予約権1個当たり1円を払込取扱場所に払い込むことにより、1個の本新株予約権につき、1株又は発行決議において別途定められる数の当社普通株式が発行されることになります。

上記のほか、申込方法、名義書換方法及び払込方法等の詳細につきまして、本新株予約権発行決議が行われた後、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

本新株予約権の発行及び行使の手続は、原則として以上の通りですが、取締役会は、株主の皆様が新株予約権の引受け、行使をしないことによる不利益をさけるために、その時の法令等の許す範囲内で、別の発行及び行使の手続をとることがあります。この場合にも必要事項の詳細につきまして、株主の皆様に対し、公表又は通知致しますので当該内容をご確認ください。

8.買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保 又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める3原則(株主共同の利益の確保・向上の原則、事前 開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)に沿うものです。また、本対応方針は、企業価値研究会が 平成20年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方について」も踏まえております。

(別紙1)

社外取締役独立委員会の概要

1. 構成員

当社社外取締役全員で構成される。

2.決議要件

社外取締役独立委員会の決議は、原則として、社外取締役独立委員会の全員が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。但し、社外取締役独立委員会の全員が出席できない場合には、社外取締役独立委員会の決議は社外取締役独立委員会の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

3 決議事項その他

社外取締役独立委員会は、原則として以下の各号に記載される事項について決定し、その決定の内容をその理由を付して当社取締役会に提案するものとする。但し、本新株予約権の不発行の決議及び社外取締役独立委員会検討期間の延長については、取締役会への提案はせず、社外取締役独立委員会の決定によるものとする。なお、社外取締役独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役、執行役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- 1) 本対応方針の対象となる買付等の決定
- 2) 買付者等及び代表執行役社長が社外取締役独立委員会に提供すべき情報の決定
- 3) 買付者等の買付等の内容の精査・検討
- 4) 買付者等との交渉
- 5) 買付者等による買付等に対して代表執行役社長が提出する代替案の検討及び当社株主への当該代替案の提示
- 6) 本新株予約権の発行もしくは不発行又は社外取締役独立委員会検討期間の延長に係る決定
- 7) 本対応方針の導入・維持・見直し・廃止
- 8) 本対応方針以外の買収防衛策の検討・導入
- 9) その他本対応方針又は本新株予約権に関連し、当社取締役会が判断すべき事項

また、社外取締役独立委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、独立した第三者(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。)の助言を得ることができる。

(別紙2)

本必要情報

- 1. 買付者等及びそのグループ(その共同保有者、その特別関係者及び(ファンドの場合は)組合員その他の構成員を含みます。)の概要(具体的名称、資本関係、財務内容を含み、(買付者等が個人である場合は)年齢と国籍、当該買付者等の過去5年間の主たる職業(当該個人が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体(以下「法人」といいます。)の名称、主要な事業、住所等。)、経営、運営又は勤務の始期及び終期、(買付者等が法人である場合は)当該法人及び重要な子会社等について、当該法人の主要な事業、設立国、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名を含み、(すべての買付者等に関して)過去5年間に犯罪履歴があれば(交通違反や同様の軽微な犯罪を除きます。)、その犯罪名、科された刑罰(その他の処分)、それに関係する裁判所、及び過去5年間に金融商品取引法、商法に関する違反等があれば、当該違反等の内容、違反等に対する裁判所の命令、行政処分等の内容を含みます。)
- 2. 買付等の目的、方法及びその内容(買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の蓋然性を含みます。)
- 3. 買付等の価格の算定根拠(算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに買付等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジーの額及びその算定根拠を含みます。)
- 4. 買付等の資金の裏付け(買付等の資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)
- 5. 買付等の後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策(株式の売却、事業の売却、合併、分割、株式交換、株式 移転、資産の売却、会社更生、清算、現在の資本・配当性向・配当政策・負債額・資本総額の変更、当社の現在の経営陣 の変更、当社の会社構造・事業・経営方針・事業計画の変更、当社の証券の取得もしくは処分、上場廃止、当社の基本文 書の変更、通例的でない取引を含みます。)
- 6.買付等の後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者に関する方針
- 7. 買付等に関連した必要な政府当局の承認、事業の承認、及び規制遵守対応、第三者から取得しなければならない同意、合意ならびに承認、独占禁止法、その他の競争法ならびにその他会社が事業活動を行っている又は製品を販売している国又は地域の重要な法律の適用可能性に関する状況
- 8. その他社外取締役独立委員会が合理的に必要と判断する情報

4【事業等のリスク】

当社グループの連結業績を大幅に変動させる、あるいは投資判断に重要な影響を及ぼす可能性のあるリスクは、次のとおりであります。なお、本項目における将来に関するこれらのリスクは、有価証券報告書提出日現在において判断、予想したものであります。

(1) 海外展開におけるリスク

当社グループは、「アリセプト」、「パリエット/アシフェックス」および「ハラヴェン」を軸として、日本をはじめ、米国、欧州、アジアを中心に生産・販売活動を展開しております。グローバルな事業活動を展開するうえで、法的規制、政情不安や事業環境の不確実性などのリスクを完全に回避できる保証はありません。このようなリスクに直面した場合、当該国における収益が当初の見込みを達成できない可能性があります。

(2) 新薬開発の不確実性

医薬品候補化合物は、有効性や安全性の観点から開発を中止する可能性があります。また、臨床試験で良い結果が得られた場合であっても、製品開発中に施行される承認審査基準の変更により、承認が得られない可能性があります。開発の不確実性による新薬開発の遅延、中止などの理由で、将来に期待していた収益が得られない可能性があります。

(3) 特定の製品への依存に関するリスク

当社グループの売上高のうち、主力製品である「アリセプト」および「パリエット/アシフェックス」の2品の割合が高い水準になっております。これらの製品において、有力な競合品の出現、特許などの保護期間の満了に伴うジェネリック医薬品の発売等による売上高の減少により、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(4) 他社とのアライアンスにおけるリスク

当社グループには、主要製品である「アリセプト」および「パリエット/アシフェックス」など、他社と業務提携を行っている製品があります。米国、欧州主要国では市場全体をカバーし、製品価値の極大化をはかるため、提携企業の販売促進協力を受けております。これら提携企業との良好な協力関係が保たれなくなった場合、売上高が減少し業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。また、製品買収や製品・開発品の導入などに伴う不確実性により、将来に期待していた収益が得られない可能性があります。

(5) 医療費抑制策

日本では医療費抑制策の一環として、通常2年に1回程度、医療用医薬品の薬価が引き下げられております。 欧米、アジアの国々などにおいても、医薬品の薬剤費低減への圧力は年々高まっており、売上高を減少させる要因 となります。

(6) ジェネリック医薬品に関するリスク

先発医薬品の特許には期限があります。通常、先発医薬品の特許が切れると同成分のジェネリック医薬品が発売されます。開発リスクを伴わないジェネリック医薬品の低価格での販売により、市場シェアを奪われる可能性があります。また、特許期間内であっても、米国のようにジェネリック医薬品の申請が可能な国もあります。

(7) 知的財産に関するリスク

特許の不成立や特許成立後の無効審判、または取得した特許を適切に保護できない場合、想定より早く他社の市場参入を招き、売上高が減少する可能性があります。また、当社グループの事業活動が第三者の知的財産権に抵触した場合、当該第三者から権利行使を受け、これにより収益性の悪化、事業計画の変更等が生じ、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(8) 副作用発現のリスク

製品に重大な副作用が発現した場合、販売の停止、製品の回収等の措置を取る可能性があります。発現した副作用に対する情報の収集、伝達および製品の回収は費用の増加につながります。

(9) 法規制に関するリスク

医薬品事業は、薬事規制や製造物責任等の様々な法規制に関連しており、法規制の制定や改定により業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。法規制に適合しない場合、製品の回収さらには製品の許認可の取り消し、あるいは賠償請求等の可能性があります。

(10) 訴訟に関するリスク

現在関与している訴訟または将来関与する訴訟の結果が、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(11) 工場の閉鎖または操業停止

技術上の問題、使用原材料の供給停止、インフルエンザ等のパンデミック、火災、地震、その他の災害等により工場が閉鎖または操業停止となる可能性があります。この場合、製品の供給が妨げられ、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(12) 使用原材料の安全性および品質に関するリスク

使用する原材料の安全性および品質に懸念が発生した場合、使用原材料の変更はもちろんのこと製品の回収、販売停止等を実施し、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(13) 外部への業務委託に関するリスク

当社グループでは研究や製造などの一部を外部へ業務委託しております。何らかの原因で業務委託先が操業停止し、当社グループへの業務の提供が妨げられることがあった場合、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(14) 環境に関するリスク

当社グループ所有の事業所が環境汚染の原因と判断された場合、事業所の閉鎖等の法的処置が講じられる可能性があります。また、周辺地域への補償責任や環境改善に要する費用は、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(15) ITセキュリティおよび情報管理に関するリスク

当社グループでは業務上、各種ITシステムを駆使しているため、システムの不備やコンピューターウィルス等の外部要因により、業務が阻害される可能性があります。また、個人情報を含め多くの情報を保有していますが、万が一の事故等によりその情報が社外に流出した場合、信用を大きく失うことで業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(16) 金融市況および為替の動向に関するリスク

市場性のある株式等を保有しているため、株式市況の低迷によってはこれらの株式等の売却損や評価損が生じ、また、金利動向によって退職給付債務の増加など業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。さらに連結売上高の多くを外貨で占めているため、連結子会社業績の円換算において外国為替変動の影響を受けます。また、輸出入取引においても外国為替変動が業績に重要な影響を及ぼします。

(17) 内部統制の整備等に関するリスク

当社グループは、金融商品取引法にもとづく財務報告に係る内部統制の評価および監査の基準ならびに実施基準に準拠し、財務報告に係る有効な内部統制システムを整備し、その適正な運用につとめます。しかし、内部統制が有効に機能せず、あるいは予期しない内部統制上の問題により、多大な損失が発生した場合には、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(18) 災害等に関するリスク

地震、台風等の自然災害および火災等の事故災害等、各種災害の発生により、事業所・営業所等が大規模な被害を受け、当社グループの活動に影響を及ぼす可能性があります。また、災害により損害を被った設備等の修復のために多額の費用が発生し、業績に重要な影響を及ぼす可能性があります。

5【経営上の重要な契約等】

(1) 資産譲渡契約

平成24年2月8日、当社はロバート・ボッシュ社(ドイツ)と、当社グループの製薬用機械事業を担う連結子会社4社の全株式を譲渡する旨の資産譲渡契約を締結いたしました。

なお、詳細については、「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項、(企業結合等関係)」に記載しております。

(2) 技術導入等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
	富山化学工業㈱	平成10年 9月30日	リウマチ治療剤「T - 6 1 4 」の共同開 発・販売提携	契約締結日より販売開 始後10年が経過する日 または特許満了日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他
	(英領バミューダ) アボット・バイオ テクノロジー社	平成11年 6月16日	ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗 体注射剤の開発およ び販売	契約締結日より販売承 認後15年が経過する日 まで	契約一時金他
	(イタリア) ユーランド社	平成15年 5月2日	「硝酸イソソルビ ド」の輸入およびそ の製剤の製造・販売	契約締結日より10年間 以後 2 年毎の更新	
	(スイス) ノバルティス社	平成16年 2月6日	全世界におけるてんかん治療剤「ルフィナミド」の開発および製造・販売に関するライセンス	契約締結日より各国毎 に特許満了日または販 売開始後10年が経過す る日のいずれか遅い日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
(米) サ <i>ノ</i> (ス) バイ ティ	大日本住友製薬㈱	平成17年 9月29日	糖尿病合併症治療剤 「AS-3201」 の日本を除く全世界 における開発および 製造・販売に関する ライセンス	契約締結日より各国毎 に特許満了日、本製剤の 先発権保護期間満了日 または販売開始後10年 が経過する日のいずれ か遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	(米国) サノビオン社	平成19年 7月26日	睡眠導入剤「エスゾ ピクロン」の日本に おける独占的な開発 および販売に関する ライセンス	契約締結日より販売承 認後15年が経過する日 または薬価収載後15年 が経過する日のいずれ か遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	(スウェーデン) バイオアーク ティック・ニュー ロサイエンス社	平成19年 12月 3 日	新規ヒト化モノクローナル抗体「BAN2401」に関する全世界におけるアルツハイマー病を対象とした研究・開発として研究・販売に関する独占的ライセンス	契約締結日より各国毎 に販売開始後15年が経 過する日まで	契約一時金他 一定料率の口 イヤルティ

会社名	契約締結先	編結年月日	契約内容	契約期間	
当社	契約締結先 (株)ミノファーゲン 製薬	締結年月日 平成19年 12月18日	肝臓疾患用剤・アレネオミノーがですが、 がより、 がいれている。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 がいる。 が	契約期間 契約締結日より日本で の販売開始後15年が経 過する日まで	契約一時金他
	シンバイオ製薬㈱	平成20年 8月18日	における独占的な販売権の優先交渉権取得のライセンス ベンダムスチン塩酸塩の日本における共同開発および販売に係る独占的ライセンス	契約締結日より販売開 始後10年が経過する日 まで	契約一時金他
	帝國製薬㈱	平成23年 2月3日	日本におけるドネペ ジル貼付剤に関する ライセンス	契約締結日より特許満 了日または販売開始後 15年が経過する日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
(米国) エーザインク	(スイス) ヘルシン・ヘルス ケア社	平成13年 4月6日	米国・カナダにおけ る制吐剤「Aloxi」の ライセンス(平成20年 1月28日付MGI ファーマ・インク買 収に伴う承継)	契約締結日より販売開 始後10年が経過する日 まで 以後3年毎の更新	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	(米国) スーパー・ジェン 社	平成16年 9月21日	全世界における D N A メチル化阻害剤 「ダコジェン」の開 発および製造・販売 に関するライセンス (平成20年 1 月28日付 M G I ファーマ・インク買収に伴う承継)	契約締結日より各国毎 に特許満了日または販 売開始後20年が経過す る日のいずれか遅い日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
	(スイス) ヘルシン・ヘルス ケア社	平成22年 6月4日	米国におけるNK ₁ (ニューロキニン)受容体拮抗剤「ネツピタント(一般名)」と5-HT ₃ (セロトニン-3)受容体拮抗剤「パロノセトロン(一般名)」(製品名「Aloxi」)を含有する新規の制吐剤配合剤の商業化に係るライセンス	契約締結日より物質特許満了日または販売開始後12年が経過する日のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

						通価証券報告書
会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価	
(米国) エーザイ・ インク	(米国) フォーマ・セラ ピューティック社	平成22年 11月15日	フォーマ・セラ ピューティック社の 化合物ライブラリー およびスクリーニン グ・プラットフォー ムに関する研究提携 と、その成果化合物に 関するライセンス	契約締結日より提携終 了日またはロイヤル ティ支払が終了する日 のいずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ	

(3) 技術導出等

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
当社	(米国) ファイザー社	平成6年	「E2020」(アル ツハイマー型認知症 治療剤)に関する包括 的提携	契約締結日より平成34 年7月17日まで ただし、日本においては 平成24年12月31日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
⊒ 11	(ベルギー) ヤンセン社	平成 9 年 4 月10日	「 E 3 8 1 0 」(プロトンポンプ阻害剤)に関する包括的提携	契約締結日より特許満 了日または販売開始後 10年が経過する日のい ずれか遅い日まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ
(米国) エーザイ・ インク	(スイス) シラグ社	平成18年 7月3日	米国・カナダ・メキシコを除く全世界におけるDNAメチル化阻害剤「ダンンンでは、 ・販売に関するサットがでする。 ボーライセンス(平成20年1月28日付MGIファーマ・インク買収に伴う承継)	契約締結日より各国毎 に特許満了日または販 売開始後20年が経過す る日のいずれか遅い日 まで	契約一時金他 一定料率のロ イヤルティ

(4) 販売契約等

(4) 舰元关剂等						
会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間		
	ノボ ノルディスク ファーマ(株)	平成11年 4月26日	消化管検査前処置・低血 糖治療剤「グルカゴン G ・ノボ」の販売提携	契約締結日より平成26 年12月31日まで		
	杏林製薬(株)	平成15年	日本における片頭痛治療	契約締結日より平成29		
		7月30日	剤「マクサルト」の販売	年 1 月31日まで		
当社	味の素㈱	平成17年	骨粗鬆症治療剤「アクト	契約締結日より平成29		
		9月12日	ネル」の販売	年6月11日まで		
			日本における神経障害性			
	(米国)	平成21年	疼痛治療薬「プレガバリ	契約締結日より平成34		
	ファイザー社	9月24日	ン(一般名)」(製品名「リ	年7月17日まで		
			リカ」)の共同販促			

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
当社	ノバルティスファーマ(株)	平成23年 10月26日	日本における慢性閉塞性 肺疾患治療薬「インダカ テロールマレイン酸塩(一般名)」(製品名「オンブレス」)ならびに開発中のNVA237「臭化グリコピロニウム(一般名)」およびこれらの配合剤QVA149に関する共同販促	契約締結日より平成30 年12月31日またはQV A149の発売から7 年経過した日のいずれ か遅い日まで
(米国)	(米国) ファイザー社	平成17年 9月27日	米国における血液凝固阻 止剤「フラグミン」の販 売	契約締結日より平成27 年 3 月31日まで
エーザイ・ インク	(スイス) アリーナ・ファーマシューティ カルズ社	平成22年 7月1日	米国における肥満症治療 剤「ロルカセリン」の独 占的販売供給	契約締結日より特許満 了日または発売開始後 12年が経過する日のい ずれか遅い日まで
(英国) エーザイ・ ヨーロッパ ・リミテッ ド	(ポルトガル) ビアル・ポルテラ・アンド・ シーエー社	平成21年 2 月19日	てんかん治療剤「ゼビニ クス」の欧州における販 売ライセンスおよび共同 販促	契約締結日より12年間

(5) 合弁関係

(-) =-:::::::::::::::::::::::::::::::::::					
会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
			「イオメプロール」		
 当社	(イタリア)	平成2年	他造影剤の日本国内	契約締結日より平成26	
⇒1	ブラッコ社	11月30日	における製造・販売	年11月30日まで	
			に関する合弁事業		

(6) その他

会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間	対価
	(アイルランド) エラン社	平成16年 3 月30日	北米および欧州におけるてんかん治療剤「ゾネグラン」の戦略的製品買収(「ゾネグラン」に関する大クラン」に関する大日本住友製薬(株)とエラン社とのライセンス契約の承継を含む)		契約一時金他
	(米国) ライガンド社	平成18年 9月7日	CD25陽性皮膚浸 潤性T細胞リンパ腫 治療剤「オンタッ ク」等、抗がん剤4品 目の製品買収		契約一時金他
当社	(米国) クインタイルズ社	平成21年 10月29日	6種の抗がん剤候補 化合物の開発に関す る戦略的提携	契約締結日よりすべて の予定された臨床試験 が完了または終了する 日まで	開発費の一部 負担 臨床試験結果 に応じた報酬
	(英領ケイマン諸 島) SFJファルマ社	平成23年 9月1日	抗がん剤「E708 0」の甲状腺がんに 係る第 相試験に関 する共同開発	契約締結日より開発が 終了する日	販売承認を取得した場合、 知的財産権を 購入
	(スイス) 世界保健機関 (WHO)	平成24年 1 月30日	リンパ系フィラリア 症制圧プログラムへ の支援のため、ジエチ ルカルバマジンクエ ン酸塩(DEC)22億 錠をWHOへ無償提 供	平成24年またはWHO によるDECの事前審 査が終了した日のいず れか遅い日から7年間	

⁽注) ロンドン大学(英国)と平成2年9月11日に締結した研究所の建設・運営に関する提携に係る契約は、平成24年2月8日に終結いたしました。

(7) 貸借契約

(7) 貝伯突約				
会社名	契約締結先	締結年月日	契約内容	契約期間
	日本生命保険相互会社	平成20年 3月28日	 金銭消費貸借 	平成30年 3 月28日まで
	(株みずほコーポレート銀行) その他金融機関	平成20年 8月25日	金銭消費貸借	平成26年8月29日まで
当社	(株みずほコーポレート銀行 (株)三菱東京UFJ銀行 (株)常陽銀行 三井住友信託銀行株) 三菱UFJ信託銀行(株) (株)東京都民銀行	平成20年 8月25日	金銭消費貸借	平成30年8月29日まで
(米国) エーザイ・ インク	株)三菱東京UFJ銀行 ニューヨーク支店	平成20年 4月23日	タームローン	平成25年4月25日まで

(注) 上記の貸借契約には、財務制限条項が付されております。

6【研究開発活動】

当社グループのプロダクトクリエーション活動は、ヒューマン・バイオロジーに基づく卓越した治療仮説とモダンケミストリー力を両輪としています。

個別化医療に向けたイノベーションを実現するために、新たにエイチスリー・バイオメディシン・インクを本格稼動させました。遺伝学的アプローチを基軸とした最先端技術の融合により疾患固有のターゲットを同定し、多様性志向型化合物ライブラリーによるスクリーニングでターゲットに照準を合わせたリード化合物創出の効率化を推進してまいります。

病態を反映したバイオマーカーを積極的に活用し、治療薬とともにコンパニオン診断薬の開発を進めることにより、臨床試験の成功確率の向上と開発期間の短縮をはかり、グローバルに患者様のベネフィットを最大化してまいります。

「開発品の状況]

抗がん剤「ハラヴェン」(「E7389」、微小管ダイナミクス阻害剤)に関しては、乳がんに係る効能・効果で、米国、シンガポール、欧州(EU)、日本、スイス、カナダなどで順次承認を取得し、平成24年4月現在で承認取得国は35カ国となりました。また、現在承認申請中の国は、新たにインドネシア、クロアチアが加わり13カ国となりました。米国で進行中であった肉腫を対象としたフェーズ。試験は、米国に続き、欧州、アジア・パシフィックなどを含む国際共同治験として取り組むこととなり、日本においてはフェーズ。試験を開始し、進行中であります。また、非小細胞肺がんを対象としたフェーズ。試験を開始し、国際共同治験として取り組んでおります。あわせて、乳がん化学療法のセカンドラインをめざした欧米でのフェーズ。試験なども進めております。また、前立腺がんを対象としたフェーズ。試験を実施しておりましたが、他の適応における開発に集中すべく、当該試験を一時中断いたしました。なお、米国National Cancer Instituteで実施されているフェーズ。試験に関しては継続されております。

AMPA受容体拮抗剤「E2007」(一般名:ペランパネル)に関しては、平成23年6月に欧州で、部分てんかんの併用療法に係る適応で、承認申請が受理され、平成24年5月、欧州医薬品庁(European Medicines Agency: EMA)の医薬品委員会(Committee for Medicinal Products for Human Use: CHMP)より承認勧告を受領しました。米国においては、平成23年5月に承認申請を米国食品医薬品局(FDA)へ提出しておりましたが、予備審査の結果、一部データのフォーマット変更等を求められ、平成23年12月に再提出し、平成24年3月に受理されました。加えて、日本で、本適応についてのフェーズ 試験を開始し、進行中であります。また、全般てんかんの併用療法については、欧米に続き日本でもフェーズ 試験が開始され、国際共同治験として取り組んでおります。神経因性疼痛、多発性硬化症、偏頭痛予防に係る適応に関して、いずれも欧米においてフェーズ 試験を進めてまいりましたが、てんかん領域での開発に集中すべく、これらの適応症の開発の中止を決定いたしました。

平成23年5月、日本で、カルシウム拮抗性不整脈治療剤「ワソラン錠40mg」および「ワソラン静注5mg」について、上室性の頻脈性不整脈に関する小児適応追加の承認を取得いたしました。

平成23年6月、カナダで、てんかん治療剤「バンゼル」(一般名:ルフィナミド)について、4歳以上の小児および成人におけるレノックス・ガストー症候群に伴うてんかん発作の併用療法に関する適応で承認を取得いたしました。

平成23年7月、日本で、ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗体「ヒュミラ」について、若年性特発性関節炎に関する効能・効果追加の承認を取得いたしました。あわせて、体重の少ない患者様向けの新製剤「ヒュミラ皮下注20mgシリンジ0.4mL」も承認を取得いたしました。また、平成24年4月、「尋常性乾癬および関節症性乾癬」適応の承認条件となっていた使用成績調査(全例調査)に関し、厚生労働省から解除通達を受領いたしました。

平成23年7月、日本で、経口抗凝固剤「ワーファリン」について、新剤形である顆粒剤の剤形追加の承認を取得し、平成23年10月、顆粒剤の小児における用法・用量追加の承認を取得いたしました。

平成23年11月、欧州で、てんかん治療剤「イノベロン」(一般名:ルフィナミド)について、新剤形である経口 懸濁液の剤形追加の承認を取得し、平成24年3月、ドイツを皮切りに欧州での販売を開始いたしました。

平成24年1月、日本で、不眠症治療薬「ルネスタ」について、不眠症の効能・効果で承認を取得し、4月に新発売いたしました。

平成23年7月、米国で、DNAメチル化阻害剤「ダコジェン」について、急性骨髄性白血病の適応追加の承認申請が受理され、平成24年3月にはFDAより審査完了報告通知を受領いたしました。審査完了報告通知の指摘事項をふまえ、今後の対応を検討していきます。また、米国で、急性骨髄性白血病における小児適応のフェーズ試験が進行中であります。

平成23年7月、欧州で、てんかん治療剤「ゾネグラン」について、部分てんかんの単剤療法に関する適応追加の承認申請が受理され、平成24年5月、欧州医薬品庁の医薬品委員会より承認勧告を受領しました。

平成23年8月、日本で、抗リウマチ薬「T‐614」について、関節リウマチに係る適応で承認申請をいたしました。

平成23年9月、欧米で、プロトンポンプ阻害剤「パリエット/アシフェックス エクステンディッド・リリース・カプセル50mg」について、開発を終結することを決定し、申請を取り下げました。

平成23年9月、日本で、ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗体「ヒュミラ」について、関節リウマチにおける関節の構造的損傷の防止に関する効能・効果追加の承認申請をいたしました。

平成23年12月、日本で、アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」の新剤形であるドライシロップ剤の剤 形追加を申請いたしました。

平成24年3月、日本で、ヒト型抗ヒトTNF モノクローナル抗体「ヒュミラ」について、潰瘍性大腸炎に関する効能・効果追加の承認申請をいたしました。

平成24年5月、日本において、プロトンポンプ阻害剤「パリエット」を含むヘリコバクター・ピロリ菌に対する1次除菌用パック製剤と2次除菌用パック製剤を同時に申請いたしました。

抗がん剤「E7080」(一般名: lenvatinib、VEGF受容体チロシンキナーゼ阻害剤/マルチキナーゼ阻害剤)について、米国に続き、日本でも甲状腺がんを対象としたフェーズ 試験を開始し、国際共同治験として取り組んでおります。あわせて、欧米において子宮内膜がんおよびメラノーマ、米国においてグリオーマを対象としたフェーズ 試験を進めており、欧米において非小細胞性肺がんのフェーズ 試験を開始いたしました。また、新たに肝細胞がんでの本格開発を決定し、現在、日本(アジアを含む)においてフェーズ / 試験を進行中です。

抗がん剤「MORAb・003」(一般名: farletuzumab、モノクローナル抗体)について、プラチナ製剤感受性卵巣がんを対象としたフェーズ 試験が、国際共同治験として進行中であります。一方で、欧米で進行中であったプラチナ製剤耐性卵巣がんを対象としたフェーズ 試験については、独立データモニタリング委員会において、有効性に関わる評価項目が改善目標に到達しない可能性が高いと判断されたことから、平成23年12月、本試験を中止いたしました。また、欧米で、バイオマーカーの活用により葉酸受容体 陽性の非小細胞肺がんを対象にしたフェーズ 試験を進めております。

抗がん剤「オンタック」について、米国で、末梢性T細胞リンパ腫を対象としたフェーズ 試験を開始いたしましたが、患者様価値向上に向けた改良型新製剤の開発を優先するため、当該試験を一旦中止しております。

プロトンポンプ阻害剤「パリエット」について、日本で、低用量アスピリン投与時における胃潰瘍又は十二指腸潰瘍の再発抑制を対象としたフェーズ / 試験が開始され、進行中であります。

抗がん剤「MORAb・004」(一般名:ontecizumab、モノクローナル抗体)について、米国で、メラノーマおよび大腸がんを対象としたフェーズ 試験が開始され、進行中であります。

ホスホジエステラーゼ4阻害剤「E6005」について、日本で、アトピー性皮膚炎を対象としたフェーズ 試験が開始され、進行中であります。

トロンボポエチン受容体作動剤「E5501/AKR-501」(一般名: avatrombopag)について、欧米で特発性血小板減少性紫斑病(ITP)を対象としたフェーズ 試験が開始され、進行中であります。また、米国においてC型肝炎に対して、インターフェロンを含む抗ウイルス療法を開始あるいは実施している患者様における血小板減少症を対象としたフェーズ 試験を開始し、進行中であります。

アルツハイマー型認知症治療剤「アリセプト」について、日本で、高用量製剤「アリセプト錠23mg」のフェーズ 試験が開始され、進行中であります。

トロンビン受容体拮抗剤「E5555」について、日米欧においてフェーズ 試験段階にありました急性冠症候群、アテローム血栓症に係る適応症を対象とした開発を中止いたしました。

米国でフェーズ 試験段階にありました抗がん剤「E7850」(一般名:irofulven)の開発を中止いたしました。

米国でフェーズ 試験段階にありました口腔粘膜炎治療剤「E6014」(一般名:グルタミン)の開発を中止いたしました。

当連結会計年度における研究開発費総額は、1,251億42百万円(前連結会計年度比13.7%減)、売上高比率19.3% (前連結会計年度より0.5ポイント増)であります。

なお、当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。

7【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中において将来について記載した事項は、有価証券報告書提出日現在において当社グループが判断、予想したものであります。なお、文中に記載した金額は、四捨五入で表示しております。

(1) 重要な会計方針および見積り

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められた会計基準に基づき作成しておりますが、連結財務諸表の作成に当たっては見積りや仮定によることが必要となります。使用する見積りや仮定は、これまでの経験、業界標準、経済状況および現在入手可能な情報を総合的に勘案し、その時点で最も合理的と考えられるものを継続的に採用しております。ただし、実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があり、また、これらの見積りは異なった仮定の下では違う結果となることがあります。

なお、重要な会計方針のうち、見積りや仮定等により連結財務諸表に重要な影響を与えると考えている項目は、 次のとおりであります。

退職給付会計

退職給付債務および年金資産は、年金数理計算に用いられる仮定に左右されます。仮定となる割引率、将来の給与水準、年金資産の期待運用収益率、退職率および死亡率については、現在の統計データ、年金資産に対する実際の長期収益率その他の要因に基づき設定しております。これらの仮定に基づく見積りと実績との差異は毎年償却を行っており、将来における営業費用等に影響を与えます。

姆亚税全資産

繰延税金資産の回収可能性については、将来の課税所得を見積り、評価しております。また、実現可能性が高いと考えられる金額まで減額するために評価性引当額を計上しております。課税所得を見積る際の利益計画は、事業リスク等を十分に考慮し保守的に作成しておりますが、その見積り額が増減した場合は繰延税金資産が増減いたします。

のれんおよび販売権

のれんおよび販売権については、原則年1回、減損の判定を行っております。回収可能価額の見積りは、主に割引キャッシュ・フローを用いますが、将来キャッシュ・フロー、割引率等の多くの見積りや前提条件を使用しております。将来の予測不能な事業上の前提条件の変化によって見積りが変更されることにより、回収可能価額が下落し、減損損失が発生する可能性があります。

(2) 経営成績の分析

売上高、売上原価および売上総利益

(売上原価には返品調整引当金繰入額および戻入額を含めております)

当連結会計年度の連結売上高は6,480億円であり、前連結会計年度より1,209億円、15.7%減少いたしました。「アリセプト」および「パリエット/アシフェックス」の合計売上高の連結売上高に対する構成比は42.2%であり、前連結会計年度より13.4ポイント減少いたしました。一方、がん関連領域製品の売上高の連結売上高に対する構成比は「ハラヴェン」の貢献等により14.4%となり、前連結会計年度より3.9ポイント増加いたしました。セグメント別売上高の連結売上高に対する構成比は、イースト・アジア医薬品事業が61.8%と前連結会計年度より12.9ポイント増加した一方、米国医薬品事業は24.3%と前連結会計年度より15.1ポイント減少いたしました。翌連結会計年度は「ハラヴェン」をはじめとするがん関連領域製品の伸長や「ルネスタ」等の新製品群の寄与を見込みますが、日本における大幅な薬価改定および欧州での主力品「アリセプト」の物質特許満了の影響等により、減収を見込んでおります。

当連結会計年度の売上原価は1,734億円であり、前連結会計年度より56億円増加し、売上原価率では4.9ポイントト昇いたしました。

その結果、当連結会計年度の売上総利益は4,746億円となり、前連結会計年度より1,266億円、21.1%減少いたしました。

販売費及び一般管理費

当連結会計年度の研究開発費を除く販売費及び一般管理費は2,537億円であり、前連結会計年度より893億円、26.0%減少いたしました。その主な要因は、米国における「アリセプト」物質特許満了後の米国ファイザー社に対する提携費用減少、欧米での構造改革ならびに全社での費用効率化によるものであります。当連結会計年度の研究開発費は1,251億円であり、前連結会計年度より199億円、13.7%減少いたしました。

営業利益

米国における売上高の減少が大きく影響したことにより、当連結会計年度の営業利益は957億円となり、前連結会計年度より174億円、15.4%減少いたしました。

翌連結会計年度においては、販売パートナーへの提携費用の減少やその他の販売費、一般管理費の継続的な効率化を進めるものの、売上高減少に伴う売上総利益の減少、さらなるイノベーション創出に向けた研究開発への積極的な投資等により減益となる見込みです。

営業外損益および特別損益

当連結会計年度の営業外損益は57億円の費用(純額)であり、前連結会計年度より費用(純額)が22億円減少いたしました。その主な要因は、為替差損の減少であります。また、特別損益は46億円の利益(純額)であり、前連結会

計年度より利益(純額)が72億円増加いたしました。その主な要因は、製薬用機械事業を担う連結子会社4社の全株式を譲渡したことによる子会社株式売却益、退職給付信託設定益によるものであります。

当期純利益

当連結会計年度の当期純利益は585億円であり、前連結会計年度より89億円、13.2%減少いたしました。その主な要因は、税金等調整前当期純利益の減少に加えて平成23年12月に公布された改正法人税法等に伴い、税金費用が70億円増加した影響であります。1株当たり当期純利益は205円33銭となり前連結会計年度より31円20銭減少いたしました。

翌連結会計年度においては、資産の効率化を継続的にはかるとともに、税金費用が減少すること等により、増益を見込んでおります。

翌連結会計年度の配当については、1株当たり年間配当金150円(当連結会計年度と同額)とし、中間配当金70円、期末配当金80円を見込んでおります。

包括利益

当期純利益に少数株主損益およびその他の包括利益を加減した包括利益は556億円であり、前連結会計年度より244億円、78.2%増加いたしました。その主な要因は、為替換算調整勘定の変動であります。

(3) 資金の流動性および資本の財源についての情報

資金の流動性

当連結会計年度の営業活動から得たキャッシュ・フローは、906億円(前連結会計年度より325億円減)となりました。税金等調整前当期純利益は946億円、減価償却費は417億円、法人税等の支払額は398億円であります。なお、前連結会計年度差の主な要因は、税金等調整前当期純利益の減少、法人税等の支払額の増加によるものであります。

投資活動によるキャッシュ・フローは、26億円の支出(前連結会計年度より562億円減)となりました。有形および無形固定資産の取得による支出は195億円、投資有価証券の売却及び償還による収入は144億円であります。なお、前連結会計年度差の主な要因は、前連結会計年度の3カ月超預金の純増加による374億円の支出によるものであります。

財務活動によるキャッシュ・フローは、780億円の支出(前連結会計年度より100億円増)となりました。配当金の支払は427億円、社債の償還による支出は400億円であります。なお、当連結会計年度の社債の償還による支出が前連結会計年度の短期借入金の純減少による支出を上回ったことが前連結会計年度差の主な要因であります。

以上の結果、当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、1,126億円(前連結会計年度末より98億円増) となりました。

当社グループは、キャッシュ創出力を表す指標として、キャッシュ・インカムを使用しております。キャッシュ・インカムは、成長投資、配当支払、借入返済等に使用可能なキャッシュの総額であり、企業の成長性・戦略を検証する尺度と考えております。

当連結会計年度のキャッシュ・インカムは1,077億円(前連結会計年度比10.3%減)となり、1株当たりキャッシュ・インカムは377円79銭(前連結会計年度より43円49銭減)となりました。

当社グループでは、積極的な事業活動の推進と有利子負債の返済に十分な資金を確保した上で、株主の皆様への安定的および継続的な配当を実施していく方針であります。

資本の財源

当連結会計年度末の現金及び現金同等物は、資産合計の11.2%を占める1,126億円であります。当社グループは、主に手元の現金及び現金同等物と営業活動から得た資金により、設備投資および研究開発活動を行っております。

一方、短期借入金は60億円、社債は800億円、長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)は2,593億円となりました。なお、第5回無担保社債(前連結会計年度末残高400億円)は全額を償還いたしました。

当連結会計年度末における社債および長期借入金の利率は1.23%~3.97%であります。また、借入債務の通貨別の比率は約85%が円建て、約15%が米ドル建てとなっております。当連結会計年度末現在における自己資本比率は41.5%となりました。

当社グループの財務戦略は、現水準以上の高い信用格付けを維持するとともに、安定した財務の健全性および 柔軟性を確保することを基本としております。

なお、長期借入債務の格付けは、格付投資情報センターにより「 A A - 」を取得しております。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当社グループは、品質の向上、製造原価の低減を目的とした製造設備の増強・合理化および研究開発力の強化のための設備投資を継続的に実施しております。

この結果、当連結会計年度の設備投資額は127億9百万円(前連結会計年度より16億98百万円減)となりました。その主な内訳は、次のとおりであります。

(1) 医薬品事業

医薬品事業では当連結会計年度において121億11百万円の設備投資を実施いたしました。その主なものとして、 当社では美里工場および川島工場において製造設備他として22億65百万円、筑波研究所において研究設備他として16億20百万円を投資いたしました。

国内連結子会社ではサンノーバ㈱が製造設備他に5億43百万円を投資いたしました。

また、海外連結子会社では米国モルフォテック・インクの研究設備他に26億81百万円、米国エーザイ・インクのノースカロライナ工場において製造設備他に12億61百万円を投資いたしました。

(2) その他事業

その他事業では当連結会計年度において5億97百万円の設備投資を実施いたしました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

2【主要な設備の状況】

当社および連結子会社における主要な設備は、次のとおりであります。

(1) 提出会社

平成24年3月31日現在

				帳簿価額(百万円)					
事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	従業員数 (名)
本社	医薬品事業	事務所	3,901	53	2,165	1,304	446	7,871	985
(東京都文京区)	达 梁吅争耒	争物州			(8)				
川島工場	医薬品事業	製造設備	10,312	3,639	1,038	-	1,021	16,013	400
(岐阜県各務原市)	区栄吅争耒	研究設備			(452)				
美里工場	医薬品事業	製造設備	7,725	3,240	1,988	-	430	13,385	259
(埼玉県美里町)	区栄吅争耒				(169)				
筑波研究所	医薬品事業	研究設備	11,230	45	1,197	-	2,790	15,264	497
(茨城県つくば市)	区栄叩争表	川川九畝禰			(80)				
鹿島事業所	医薬品事業	製造設備	7,000	3,609	3,763	-	481	14,854	151
(茨城県神栖市)	区栄叩尹耒	研究設備			(239)				

(2) 国内連結子会社

						帳簿価額	(百万円)			
会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	従業員数 (名)
サンノーバ(株)	本社・工場 (群馬県太田 市)	医薬品事業	事務所製造設備	3,078	1,656	1,227 (57)	112	232	6,306	302

(3) 海外連結子会社

平成24年3月31日現在

						帳簿価額	(百万円)			
会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の 内容	建物 及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	その他	合計	従業員数 (名)
モルフォテック ・インク	研究所 (米国ペンシ ルバニア州)	医薬品事業	研究設備	5,194	1,331	63 (238)	•	749	7,337	173
エーザイ・インク	本社 (米国ニュー ジャージー 州)	医薬品事業	事務所	2,538	17	- (-	-	1,329	3,886	635
エーザイ・インク	ノースカロラ イナ工場 (米国ノース カロライナ 州)	医薬品事業	製造設備	6,926	4,750	368 (501)	ı	703	12,748	262
エーザイ・インク	アンドーバー 研究所 (米国マサ チューセッツ 州)	医薬品事業	研究設備	8,087	1,662	1,193 (197)	-	487	11,432	252
エーザイ・ヨー ロッパ・リミ テッド エーザイ・リミ テッド エーザイ・マ ニュファクチャ リング・リミ テッド	欧州ナレッジ センター (英国ハート フォード シャー)	医薬品事業	事務所 製造設備 研究設備	10,227	2,012	2,069 (58)	-	505	14,814	461
衛材(中国)薬業 有限公司	蘇州工場 (中国江蘇省)	医薬品事業	製造設備	1,207	1,311	- (-) [25]		33	2,552	166
エーザイ・ ファーマテクノ ロジー・アンド ・マニュファク チャリング・プ ライベート・リ ミテッド	エーザイ・ナ レッジセン ター・インド (インド アン ドラ・プラデ シュ州)	医薬品事業	製造設備 研究設備	1,569	1,577	- (-) [202]	-	196	3,343	167

- (注) 1 上記金額には消費税等は含まれておりません。
 - 2 帳簿価額のうち「その他」は、「工具、器具及び備品」および「建設仮勘定」の合計額であります。
 - 3 帳簿価額のうち「土地」の[]内に賃借面積(\mathbf{fm})を外書きしております。
 - 4 現在休止中の主要な設備はありません。
 - 5 当連結グループ外から賃借している主要な設備の内容は、次のとおりであります。

	CV. G T X CIX III CV. X CO Y CO	, , , ,		
会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	年間賃借料 (百万円)
当社	本社(桐山ビル) (東京都文京区)	医薬品事業	事務所	396
当社	東京コミュニケーションオフィス (東京都文京区)	医薬品事業	事務所	210
エーザイ・インク	本社 (米国ニュージャージー州)	医薬品事業	事務所	678

3【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名	事業所名	セグメントの	設備の内容	投資	予定額	資金調達	着手年月	完了予定	摘要
五江石	(所在地)	名称	設備の内台	総額	既支払額	方法	自于 并力	年月	何女
モルフォテック・ インク	研究所 (米国ペンシルバ ニア州)	医薬品事業	研究設備	千米ドル 79,500	千米ドル 68,887	自己資金	平成22年 3月	平成24年 9月	研究設備の 新設

(2) 重要な設備の除却等

重要な設備の除却等は計画しておりません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	1,100,000,000
計	1,100,000,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成24年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年 6 月21日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	296,566,949	296,566,949	東京証券取引所 市場第一部 大阪証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	296,566,949	296,566,949	-	-

⁽注) 提出日現在発行数には、平成24年6月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

新株予約権

(イ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ 20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新 株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決	議日(平成14年 6 月27日)	
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	911個(注 1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	91,100株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,165円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成14年7月1日~ 平成24年6月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,165円 資本組入額 1,583円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。
 - 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整 し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法(以下、「改正前商法」という。)に基づく転換社債の転換および改正前商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を 控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払 込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併 または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

株主総会の特別決議日(平成15年 6 月24日)								
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)						
新株予約権の数	463個(注 1、2)	同左						
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-						
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左						
新株予約権の目的となる株式の数	46,300株(注2)	同左						
新株予約権の行使時の払込金額	2,520円(注3、4、5)	同左						
新株予約権の行使期間	平成15年7月1日~ 平成25年6月24日	同左						
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 2,520円	同左						
発行価格及び資本組入額	資本組入額 1,260円	刊生						
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左						
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左						
代用払込みに関する事項	-	<u> </u>						
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-						

株主総会の特別決	議日(平成16年 6 月24日)	
110000000000000000000000000000000000000	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,871個(注 1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	187,100株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,170円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成16年7月1日~ 平成26年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,170円 資本組入額 1,585円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

有価証券報告書

株主総会の特別決議日(平成17年 6 月24日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	2,344個(注1、2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	234,400株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,820円(注3、4、5)	同左
新株予約権の行使期間	平成19年7月1日~ 平成27年6月24日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 3,820円	同左
発行価格及び資本組入額	資本組入額 1,910円	四年
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。
 - 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という)を調整し、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

3 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使時の払込金額(以下、「行使価額」という)を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 1 分割・併合の比率

4 時価を下回る価額で株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものといたします。

なお、上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の総数を 控除した数とし、また、自己株式を処分する場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払 込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

5 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

(ロ) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,580個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	158,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月10日 ~ 平成28年 6 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 5,300円 資本組入額 2,650円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

取締役会の決議	日(平成19年6月22日)	
	事業年度末現在 (平成24年 3 月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,680個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	168,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日~ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

TR/2/17 A = 34.44		
	日(平成20年6月20日)	
	事業年度末現在	提出日の前月末現在
	(平成24年3月31日)	(平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,750個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	175,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
** サスク (木) 日	平成22年 6 月21日~	同左
新株予約権の行使期間 	平成30年 6 月20日	<u> </u>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 3,760円	同左
発行価格及び資本組入額	資本組入額 1,880円	旧生
	退任、退職後も権利行使でき	
	る。その他の条件は新株予約	
	権発行の取締役会決議に基づ	□ +
新株予約権の行使の条件 	き、割当を受けた者との間で	同左
	締結する新株予約権割当契約	
	による。	
が サマ が 佐 の 徳 海 に 即 士 フ 声 店	権利の相続はできる。	□ +
新株予約権の譲渡に関する事項 	権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

		1
取締役会の決議	日(平成21年6月19日)	
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,830個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	183,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 6 月20日 ~ 平成31年 6 月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

TR/2/17 A = 34.44		
	日(平成22年6月18日)	
	事業年度末現在	提出日の前月末現在
	(平成24年3月31日)	(平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,440個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	144,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
 	平成24年 6 月19日 ~	
新株予約権の行使期間 	平成32年 6 月18日	旧生
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 2,981円	同左
発行価格及び資本組入額	資本組入額 1,491円	四生
	退任、退職後も権利行使でき	
	る。その他の条件は新株予約	
 新世子が持つ行体の名件	権発行の取締役会決議に基づ	同左
新株予約権の行使の条件 	き、割当を受けた者との間で	旧生
	締結する新株予約権割当契約	
	による。	
が サマ が 佐 の 徳 逆 に 即 士 フ 声 店	権利の相続はできる。	□ +
新株予約権の譲渡に関する事項 	権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

有価証券報告書

取締役会の決議日(平成23年 6 月21日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,420個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	142,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成25年 6 月22日 ~ 平成33年 6 月21日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	•
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率 (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 x -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類再編成対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものといたします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。

- (8) 新株予約権の取得条項
 - (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の 、、、、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新 株予約権を取得することができるものといたします。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
 - 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (八) 当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。当該制度の内容は、次のとおりであります。

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成18年6月23日)		
休上総会の1寸別/人成日のより4	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	3日) - 提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	960個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,300円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成20年 7 月10日 ~ 平成28年 6 月23日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の	発行価格 5,300円	同左
発行価格及び資本組入額	資本組入額 2,650円	<u> 旧</u> 生
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成19年 6 月22日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	960個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	96,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	5,480円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成21年7月9日~ 平成29年6月22日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 5,480円 資本組入額 2,740円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成20年6月20日)		
	新校会の決議日(千成20年6月2 事業年度末現在 (平成24年3月31日)	0日) 提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,080個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	108,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,760円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成22年 6 月21日 ~ 平成30年 6 月20日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,760円 資本組入額 1,880円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成21年 6 月19日)		
	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,080個(注1、注2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	108,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	3,320円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成23年 6 月20日 ~ 平成31年 6 月19日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,320円 資本組入額 1,660円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成22年 6 月18日)		
	(新仮云の次議日(平成22年6月1 事業年度末現在 (平成24年3月31日)	oロ) 提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)
新株予約権の数	1,720個(注 1、注 2)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左
新株予約権の目的となる株式の数	172,000株(注2)	同左
新株予約権の行使時の払込金額	2,981円(注3)	同左
新株予約権の行使期間	平成24年 6 月19日 ~ 平成32年 6 月18日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 2,981円 資本組入額 1,491円	同左
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左
代用払込みに関する事項	-	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左

有価証券報告書

株主総会の特別決議日および取締役会の決議日(平成23年 6 月21日)				
pp	事業年度末現在 (平成24年3月31日)	提出日の前月末現在 (平成24年 5 月31日)		
新株予約権の数	1,660個(注 1、注 2)	同左		
新株予約権のうち自己新株予約権の数	-	-		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)	同左		
新株予約権の目的となる株式の数	166,000株(注2)	同左		
新株予約権の行使時の払込金額	3,140円(注3)	同左		
新株予約権の行使期間	平成25年 6 月22日 ~ 平成33年 6 月21日	同左		
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の 発行価格及び資本組入額	発行価格 3,140円 資本組入額 1,570円	同左		
新株予約権の行使の条件	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。	同左		
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。 権利の譲渡、質入はできない。	同左		
代用払込みに関する事項	-	-		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)	同左		
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)	同左		

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率 (2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 時価

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × -

既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものといたします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
 - 譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設 置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。
- (8) 新株予約権の取得条項
 - (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

有価証券報告書

5 以下の 、、、、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新 株予約権を取得することができるものといたします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについ ての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- (3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。
- (4) 【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成14年4月1日						
~	112	296,566	97	44,985	97	55,222
平成15年3月31日						

(注) 転換社債の株式転換による増加であります。

(6) 【所有者別状況】

	12211					3730.日元正			
		株式の状況(1単元の株式数100株)					単元未満		
区分	政府及び 地方公共	金融機関	金融商品	その他の	外国法	法人等	個人	計	株式の状況
	団体	立門式(茂)天)	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	ĀI	(株)
株主数(人)	-	184	44	900	470	52	104,605	106,255	-
所有株式数		1,111,571	94.019	239,209	562.242	509	953.283	2,960,833	483,649
(単元)	-	1,111,571	94,019	239,209	502,242	509	955,265	2,900,633	463,049
所有株式数の割		37.54	3.18	8.08	18.99	0.02	32.20	100.00	
合(%)	_	37.54	3.10	0.00	10.99	0.02	32.20	100.00	-

- (注) 1 自己株式11,585,988株は「個人その他」に115,859単元を、「単元未満株式の状況」に88株を含めて記載しております。
 - 2 「その他の法人」および「単元未満株式の状況」には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1単元および50株含まれております。

(7) 【大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
日本トラスティ・サービス信託銀 行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1-8-11	18,426	6.21
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1-6-6	15,344	5.17
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2-11-3	15,176	5.12
株式会社埼玉りそな銀行	埼玉県さいたま市浦和区常盤7-4-1	8,300	2.80
SSBT OD05			
OMNIBUS ACCOUNT - TREATY CLIENTS (常任代理人 香港上海銀行東京支店)	338 Pitt Street, Sydney, NSW 2000, AUSTRALIA (東京都中央区日本橋3-11-1)	7,287	2.46
エーザイ従業員持株会	東京都文京区小石川4-6-10 エーザイ㈱内	7,117	2.40
株式会社みずほコーポレート銀行 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区丸の内 1 - 3 - 3 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 12)	4,680	1.58
公益財団法人 内藤記念科学振興財団	東京都文京区本郷 3 - 42 - 6	4,207	1.42
ジェーピー モルガン チェース バンク 385147 (常任代理人 株式会社みずほコー ポレート銀行決済営業部)	125 London Wall, London, EC2Y 5AJ, UNITED KINGDOM (東京都中央区月島4 - 16 - 13)	3,718	1.25
株式会社みずほ銀行 (常任代理人 資産管理サービス信 託銀行株式会社)	東京都千代田区内幸町 1 - 1 - 5 (東京都中央区晴海 1 - 8 - 12)	3,617	1.22
計	-	87,876	29.63

- (注) 1 自己株式は11,585千株(3.91%)であり、議決権がないため大株主上位10位から除いております。
 - 2 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
 - 3 日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は、すべて信託業務に係る株式であります。
 - 4 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループから、同グループ4社の共同保有として平成23年5月6日付で 提出された大量保有報告書により平成23年4月25日現在で14,855千株を保有している旨の報告を受けており ますが、当社として当事業年度末における株主名簿で確認することができないため除いております。 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	8,568	2.89
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2-7-1	2,980	1.00
三菱UFJ投信株式会社	東京都千代田区丸の内1-4-5	2,359	0.80
三菱UFJモルガン・スタンレー証 券株式会社	東京都千代田区丸の内2-5-2	947	0.32
計	-	14,855	5.01

また、株式会社みずほコーポレート銀行から、同グループ6社の共同保有として平成22年9月24日付で提出された大量保有報告書により平成22年9月15日現在で15,281千株を保有している旨の報告を受けておりますが、当社として当事業年度末における株主名簿で確認することができません。

株式会社みずほコーポレート銀行の大量保有報告書の内容は、次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数 に対する所有株 式数の割合(%)
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1-3-3	4,680	1.58
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲1-2-1	3,777	1.27
株式会社みずほ銀行	東京都千代田区内幸町1-1-5	3,617	1.22
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町1-5-1	1,794	0.61
みずほ投信投資顧問株式会社	東京都港区三田 3 - 5 - 27	1,067	0.36
新光投信株式会社	東京都中央区日本橋1 - 17 - 10	343	0.12
計	-	15,281	5.15

なお、ウェリントン・マネジメント・カンパニー・LLPから、平成24年6月5日付で提出された大量保有報告書により平成24年5月31日現在で15,062千株(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は5.08%)を保有している旨の報告を受けております。

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容	
無議決権株式	-	-	-	
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-	
議決権制限株式(その他)	-	-	-	
	(自己保有株式)			
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式	-	単元株式数 100株	
	11,585,900			
完全議決権株式(その他)	普通株式	2,844,974	同上	
元主磁沃惟怀式(飞切吧)	284,497,400	2,044,974		
単元未満株式	普通株式		1 単元(100株)未満	
半儿不凋怀 我	483,649	-	の株式	
発行済株式総数	296,566,949	-	-	
総株主の議決権	-	2,844,974	-	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」および「単元未満株式」欄の普通株式には、株式会社証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ100株(議決権の数1個)および50株含まれております。
 - 2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社保有の自己株式88株が含まれております。

【自己株式等】

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) エーザイ株式会社	東京都文京区小石川 4丁目6番10号	11,585,900	-	11,585,900	3.91
計	-	11,585,900	-	11,585,900	3.91

(9) 【ストック・オプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、旧商法第280条ノ20および旧商法第280条ノ21の規定に基づき、取締役、執行役および使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

1

決議年月日	平成14年 6 月27日
 付与対象者の区分及び人数	当社取締役 4名
刊与対象省の区ガ及び入数	当社使用人 37名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

決議年月日	平成15年 6 月24日
/大磁牛月口	
 付与対象者の区分及び人数	当社取締役 7名
りつ対象者の区別及び八数	当社使用人 43名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

八

, ,	
決議年月日	平成16年 6 月24日
	当社取締役 11名
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 18名
	当社使用人 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

_

_	
決議年月日	平成17年 6 月24日
	当社取締役 11名
付与対象者の区分及び人数	当社執行役 20名
	当社使用人 31名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	-

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的たる株式数は、100株であります。
 - 2 株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により目的となる株式の数(以下、「付与株式数」という。)を調整し、調整の結果 1 株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が合併または会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で付与株式数を調整するものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行または移転する株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値の金額(1円未満の端数は切り上げる。)といたします。ただし、当該金額が新株予約権発行日の終値(当日に終値がない場合はそれに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権発行日の終値といたします。

なお、発行日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式の分割または併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数はこれを切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 分割・併合の比率

(2) 当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行または自己株式を処分する場合(新株予約権の行使または「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数はこれを切り上げるものといたします。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「払込金額」を「処分価額」に読み替えるものといたします。

(3) 当社が合併または会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、当社報酬委員会の決議ならびに会社法第240条第1項および第238条第2項に基づき、当社の取締役および執行役に対して会社法第238条第1項の定めに従い、新株予約権を発行することを下記開催の取締役会において決議されたものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

1

決議年月日	平成18年 6 月23日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
	当社執行役 22名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

-	
決議年月日	平成19年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
	当社執行役 24名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

八

決議年月日	平成20年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
	当社執行役 26名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

_

-	
決議年月日	平成21年 6 月19日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
	当社執行役 27名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

朩

•	
決議年月日	平成22年 6 月18日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
	当社執行役 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

\wedge

決議年月日	平成23年 6 月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
	当社執行役 18名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 x 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 時価 既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘 案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。
 - (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
 - (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものといたします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。 (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。

- (8) 新株予約権の取得条項
 - (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の 、、、、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新 株予約権を取得することができるものといたします。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

- 1 -

1	
決議年月日	平成24年 6 月21日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 10名
	当社執行役 19名
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式(単元株式数 100株)
株式の数	153,000株(注1、2)
新株予約権の行使時の払込金額	(注3)
新株予約権の行使期間	平成26年 6 月22日 ~ 平成34年 6 月21日
	退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は新株予
新株予約権の行使の条件	約権発行の取締役会決議に基づき、割当を受けた者との
	間で締結する新株予約権割当契約による。
新株予約権の譲渡に関する事項	権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する条項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む,以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × _______ 株式分割または株式併合の比率

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

(3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。

(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものといたします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。

- (8) 新株予約権の取得条項
 - (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

5 以下の 、、、、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新 株予約権を取得することができるものといたします。

当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案

当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案

当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

当社は、新株予約権方式によるストック・オプション制度を採用しております。当該制度は、会社法第236条、第238条および第239条の規定に基づき、使用人に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行することを下記開催の定時株主総会において特別決議された後、同日の取締役会において決議されたものであります。 当該制度の内容は、次のとおりであります。

1

決議年月日	平成18年 6 月23日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

決議年月日	平成19年 6 月22日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 32名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

八

決議年月日	平成20年 6 月20日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 36名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

_

平成21年 6 月19日
当社使用人 36名
「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
同上
-
(注4)
(注5)

ホ

平成22年6月18日
当社使用人 57名
「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
同上
-
(注4)
(注5)

\land

決議年月日	平成23年 6 月21日
付与対象者の区分及び人数	当社使用人 55名
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 新株予約権等の状況」に記載しております。
株式の数	同上
新株予約権の行使時の払込金額	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	-
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注4)
新株予約権の取得条項に関する事項	(注5)

- (注) 1 新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式 1 株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割・株式併合の比率

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)の施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使または当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 時価 既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式 にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分 する自己株式数」に読み替えるものといたします。

- (3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。
- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。
 - (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式といたします。
 - (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
 - (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものといたします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。

- (8) 新株予約権の取得条項
 - (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の 、、、、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新 株予約権を取得することができるものといたします。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

L
_

平成24年 6 月21日
当社使用人 60名
普通株式(単元株式数 100株)
184,000株(注 1、2)
(注3)
平成26年 6 月22日 ~ 平成34年 6 月21日
退任、退職後も権利行使できる。その他の条件は本総会 および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、割当を
受けた者との間で締結する新株予約権割当契約による。
権利の相続はできる。権利の譲渡、質入はできない。
-
(注4)
(注5)

- (注) 1 新株予約権 1 個当たりの目的となる株式の数は、100株であります。
 - 2 当社が当社普通株式につき、株式分割(当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。)または株式併合を行う場合には、付与株式数を次の算式により調整し、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整するものとし、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものといたします。

3 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額といたします。行使価額は、新株予約権を割り当てる日(以下、「割当日」という。)の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げる。)または割当日の終値(当日に終値がない場合は、それに先立つ直近の取引日の終値)のいずれか高い金額といたします。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整するものといたします。

(1) 当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × 株式分割または株式併合の比率

(2) 当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新規株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券の転換、または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の行使による場合を除く。)には、行使価額を次の算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものといたします。

| 既発行株式数 + 新規発行株式数 × 1 株当たり払込金額 | 時価 | 調整後行使価額 = 調整前行使価額 × | | 既発行株式数 + 新規発行株式数

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものといたします。

(3) 割当日後、他の種類株式の普通株主への無償割当て、他の会社の株式を普通株主に対し配当する場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、かかる割当てまたは配当等の条件等を勘案の上、合理的な範囲で行使価額を調整するものといたします。

- 4 当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割もしくは新設分割(それぞれ当社が分割会社となる場合に限る。)または株式交換もしくは株式移転(それぞれ当社が完全子会社となる場合に限る。)(以上を総称して以下、「組織再編成行為」という。)をする場合において、組織再編成行為の効力発生日(吸収合併につき吸収合併がその効力を生ずる日、新設合併につき新設合併設立株式会社の成立の日、吸収分割につき吸収分割がその効力を生ずる日、新設分割につき新設分割設立株式会社の成立の日、株式交換につき株式交換がその効力を生ずる日および株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。以下同じ)の直前において残存する新株予約権(以下、「残存新株予約権」という。)を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編成対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することといたします。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編成対象会社は新株予約権を新たに発行するものといたします。ただし、以下の条件に沿って再編成対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものといたします。
 - (1) 交付する再編成対象会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものといたします。

- (2) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の種類 再編成対象会社の普通株式といたします。
- (3) 新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数組織再編成行為の条件等を勘案の上、決定いたします。
- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編成行為の条件等を勘案の上、調整して得られる再編成後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編成対象会社の株式の数を乗じて得られる金額といたします。

- (5) 新株予約権を行使することができる期間
 - 新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編成行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までといたします。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項 に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これ を切り上げるものといたします。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記 記載の資本金等 増加限度額から上記 に定める増加する資本金の額を減じた額といたします。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編成対象会社の取締役会の決議(再編成対象会社が取締役会設置会社でない場合には、「取締役」とする。)による承認を要するものといたします。

- (8) 新株予約権の取得条項
 - (注)5の新株予約権の取得条項に準じて決定いたします。
- (9) その他の新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができないものといたします。

- 5 以下の 、、、、 または の議案につき当社株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社 の取締役会決議または代表執行役の決定がなされた場合)は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新 株予約権を取得することができるものといたします。
 - 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
 - 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
 - 当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
 - 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第7号の規定に基づく単元未満株式の買取請求による普通株式の取得

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】 該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(千円)		
当事業年度における取得自己株式	4,005	12,524		
当期間における取得自己株式(注)	759	2,388		

(注) 当期間における取得自己株式には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数を含めておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

	当事美	業年度	当期間(注)		
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	株式数(株)	処分価額の総額 (千円)	
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	-	-	ı	-	
消却の処分を行った取得自己株式	-	-	ı	-	
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った 取得自己株式	-	-	-	-	
その他 (新株予約権の権利行使)	26,300	89,488	-	-	
保有自己株式数	11,585,988	-	11,586,747	-	

⁽注) 当期間における保有自己株式数には、平成24年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる増加分および新株予約権の権利行使による減少分を含めておりません。

3【配当政策】

当社は委員会設置会社であり、剰余金の配当等に関しては機動的に行うことを目的として、会社法第459条第1項の規定に基づき取締役会決議とすることを定款に定めております。なお、毎事業年度における配当の回数については、引き続き中間配当と期末配当の年2回を予定しております。

剰余金の配当については、連結業績、純資産配当率(連結)およびキャッシュ・インカムを総合的に勘案し、株主の皆様へ継続的・安定的に実施しております。

純資産配当率(連結)は、株主の皆様への利益配分を示す配当性向と、株主の皆様が投資した資金を使いどれだけ効果的に利益を出せたかを示す自己資本当期純利益率の2つの要素を含んでおります。

キャッシュ・インカムは、企業のキャッシュ創出力を表しております。その使途は、株主様への配当支払、成長投資および借入返済等の財務体質の強化などであり、それぞれに対し中期的に3分の1ずつバランスよく配分することが重要であると考えております。

このような観点から、連結業績に加え純資産配当率(連結)ならびにキャッシュ・インカムの配分を総合的に勘案することは、中期的な株主還元指標としてバランスのとれた相応しいものと考えております。また、自己株式の取得に関しては、適切な時期に実施いたします。

なお、剰余金の配当後の内部留保資金は、将来の企業価値を高めるための成長投資と、社債の償還および借入金返済に充当してまいります。

当事業年度の期末配当金は、株主の皆様への継続的・安定的な配当という基本方針に基づき、1株当たり80円とさせていただきました。1株当たり中間配当金70円とあわせ、年間配当金は1株当たり150円(前事業年度と同額)となり、純資産配当率(連結)は10.4%となりました。

当事業年度に係る剰余金の配当は、次のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額(百万円)	1 株当たり配当額(円)		
平成23年11月1日 取締役会決議	19,947	70		
平成24年5月15日 取締役会決議	22,798	80		

4【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第96期	第97期	第98期	第99期	第100期
決算年月	平成20年3月	平成21年3月	平成22年3月	平成23年3月	平成24年3月
最高(円)	6,230	4,500	3,675	3,425	3,385
最低(円)	3,140	2,665	2,620	2,743	2,832

⁽注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

(2) 【最近6カ月間の月別最高・最低株価】

月別	平成23年 10月	11月	12月	平成24年 1月	2月	3月
最高(円)	3,220	3,110	3,200	3,215	3,330	3,385
最低(円)	3,060	2,832	2,932	3,085	3,105	3,240

⁽注) 最高・最低株価はいずれも東京証券取引所市場第一部におけるものであります。

5【役員の状況】

(1) 取締役の状況

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
				昭和50年10月	当社入社		(1 1911)
				昭和58年4月	研開推進部長		
				昭和58年6月	取締役		
				昭和60年4月	研究開発本部長		
				昭和60年6月	常務取締役		
				昭和61年6月	代表取締役専務		
取締役		 内藤 晴夫	昭和22年12月27日生	昭和62年6月	代表取締役副社長	1年	449
X11-F 12		1 3200 1132	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	昭和63年4月	代表取締役社長		
			平成15年6月	代表取締役社長兼最高経営責任者			
					(CEO)		
				平成16年 6 月	取締役兼代表執行役社長兼CEO		
					(現任)		
				平成18年1月	公益財団法人内藤記念科学振興財団		
					理事長(現任)		
				昭和51年4月	当社入社		
			平成14年4月	研究開発本部担当部長			
				平成16年4月	コーポレートコミュニケーション部		
				IRグループ統轄部長			
取締役		藤吉 彰	 昭和29年3月19日生	平成18年6月	執行役	1年	8
4X 简单 1支		HEATIZ94 3 77 19 L E	平成18年6月	コーポレートコミュニケーション・	14		
				IR担当			
			平成20年10月	コーポレートコミュニケーション担			
					当		
				平成21年6月	取締役(現任)		
		クリス ティーナ・		昭和57年9月	三菱電機株式会社入社		
				昭和62年9月	ベイン・アンド・カンパニー入社		
				平成7年1月	コロンビア大学ビジネススクール助		
					教授		
				平成13年10月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科		
					助教授		
				平成16年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科		
取締役		アメージャ	昭和34年3月5日生		教授	1年	1
		2		平成20年9月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科		
		-			アソシエイト・ディーン兼教授		
				平成21年6月	当社取締役(現任)		
				平成22年4月	一橋大学大学院国際企業戦略研究科		
					研究科長		
				平成24年4月	一橋大学大学院商学研究科教授(現		
					任)		
				昭和38年4月	東京地方裁判所判事補		
				昭和48年4月	金沢地方裁判所判事		
				昭和58年4月	最高裁判所調査官		
				平成 8 年11月	最高裁判所事務総長		
取締役	 泉 徳治	昭和14年1月25日生	平成12年3月	東京高等裁判所長官	1年	0	
	水1芯/口		平成14年11月	最高裁判所判事	' ++	"	
			平成21年2月	東京弁護士会登録			
				平成21年3月	TMI総合法律事務所顧問(現任)		
				平成21年4月	当社コンプライアンス委員		
		1	I	平成22年6月	当社取締役(現任)		I

有価証券報告書

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	有 所有株式数 (千株)
				昭和41年4月	田中芳治公認会計士事務所		\ 1 80/
				昭和53年9月	新和監査法人社員		
				平成4年7月	監査法人朝日新和会計社(現有限責		
				任あずさ監査法人)代表社員			
			平成13年7月	日本公認会計士協会副会長			
			平成16年7月	日本公認会計士協会政治連盟会長			
			平成19年7月	日本公認会計士協会会長			
】 取締役		 増田 宏一	 昭和19年1月23日生	平成21年10月	株式会社企業再生支援機構社外監査	1年	0
从加区					役(現任)	1-	
				平成22年4月	NKSJホールディングス株式会社		
					社外監査役(現任)		
				平成22年6月	当社取締役(現任)		
				平成23年6月	株式会社第四銀行社外監査役(現任)		
				平成23年6月	TDK株式会社社外監査役(現任)		
				平成24年6月	東海ゴム工業株式会社社外監査役		
					(現任)		
				昭和45年4月	株式会社野村電子計算センター(現		
				I77.€П00.€Т40.□	株式会社野村総合研究所)入社		
			昭和62年12月	同社取締役			
			平成9年6月	同社代表取締役副社長			
				平成14年6月 平成17年4月	│ 同社取締役副会長 │ 株式会社アルゴ21(現キヤノンI		
取締役		 太田 清史	昭和18年2月6日生	平成17年4月 	休式云社アルコ2 T (現キャノフェー Tソリューションズ株式会社)代表	1年	0
4X師1又		入田 海 史			「フリューションス株式芸社川(祝 取締役社長	14	"
				 平成20年4月	松神は社長 キヤノンITソリューションズ株式		
				1,3220 473	会社相談役(現任)		
				平成22年7月	キヤノンMJアイティグループホー		
				1	ルディングス株式会社取締役(現任)		
				平成23年6月	当社取締役(現任)		
				昭和55年4月	慶應義塾大学大学院経営管理研究科		
					助教授		
				平成2年4月	同研究科教授		
				平成13年10月	同研究科委員長兼ビジネス・スクー		
					ル校長 		
				平成18年3月	│ K F E J A P A N株式会社社外取 │		
取締役		青井 倫一	昭和22年2月16日生	亚世40年40日	締役 # ポークシスグ・・トング・四倍の/四ケン	1年	1
				平成19年10月 平成22年6月	株式会社アダット社外取締役(現任) 株式会社東京カソード研究所社外取		
				十10,22年 0 月	徐式芸社来宗ガラー「研究所社が取 締役(現任)		
				 平成23年4月	調(ス(ス) 1 1 1 1 1 1 1 1 1		
				1 13220 1 173	ビジネス研究科教授(現任)		
				平成23年6月	当社取締役(現任)		
				平成23年6月	アンリツ株式会社社外取締役(現任)		
				昭和46年3月	当社入社		
				平成7年4月	経営計画部長		
				平成9年6月	取締役		
				平成9年7月	エーザイ厚生年金基金(現エーザイ		
					企業年金基金)理事長		
				平成12年6月	取締役兼執行役員	_	
取締役		松居 秀明	昭和23年6月3日生	平成13年6月	取締役兼常務執行役員	1年	35
				平成14年6月	取締役兼専務執行役員		
				平成14年6月	管理担当		
				平成16年6月	代表執行役専務 見京財務表集(8.5.0.)		
				平成20年1月	最高財務責任者(CFO) 財務。経理太部長		
				平成22年6月	財務・経理本部長 取締役(現任)		
			平成23年6月	取締役(現任)			

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役		出口宣夫	昭和22年10月11日生	昭和45年3月 平成11年10月 平成13年6月 平成13年6月 平成16年6月 平成17年6月 平成19年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成20年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成22年11月 平成22年11月	企業倫理推進部長 執行役員 企業倫理・広報・法務担当 執行役 企業倫理・法務・IP・環境担当	1年	20
取締役		グレアム・ フライ	昭和24年12月20日生	平成24年6月 昭和47年8月 平成5年5月 平成7年12月 平成10年9月 平成13年10月 平成16年7月 平成20年9月	英国外務省入省 同 極東 / 太平洋部長 同 北アジア / 太平洋局長 同 駐マレーシア英国大使 同 経済審議官 同 駐日英国大使 ロンドン大学東洋アフリカ学院理事 (現任) 当社取締役(現任)	1年	-
取締役		鈴木 修	昭和25年1月1日生	昭和52年4月 昭和52年4月 昭和62年4月 昭和62年4月 平成22年6月 平成24年6月	第二東京弁護士会登録 ユアサハラ法律特許事務所入所 ユアサハラ法律特許事務所パート ナー(現任) 株式会社ヤマダコーポレーション社 外取締役(現任) 当社取締役(現任)	1年	-
					計		518

- (注) 1 取締役 クリスティーナ・アメージャン、泉徳治、増田宏一、太田清史、青井倫一、グレアム・フライ、鈴木修は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2 取締役の任期は、第100期に係る定時株主総会終結の時から第101期に係る定時株主総会終結の時までであります。
 - 3 当社の委員会体制は、次のとおりであります。

指名委員会 太田清史(委員長)、青井倫一、グレアム・フライ

監査委員会 増田宏一(委員長)、藤吉彰、クリスティーナ・アメージャン、松居秀明、鈴木修

報酬委員会 青井倫一(委員長)、太田清史、グレアム・フライ

社外取締役独立委員会 クリスティーナ・アメージャン、泉徳治、増田宏一、太田清史、青井倫一

グレアム・フライ、鈴木修

(2) 執行役の状況

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表執行役 社長	CEO	内藤 晴夫	(1) 取締役の状況 参照		同左	1年	(1) 取締 役の状況 参照
代表執行役 副社長	グローバル バリュー クリエーション コミッティ チェアマン兼 イースト・アジア ・リージョン ブレジデント兼 社長特命担当	本多 英司	昭和29年10月9日生	昭和52年4月 平成15年4月 平成15年6月 平成16年6月 平成16年6月 平成19年4月 平成22年6月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年4月	執行役員 グローパルファーマシューティカ ルズ本部副本部長 執行役 薬粧事業部長 日本事業本部担当 常務執行役	1年	5
代表執行役 副社長	チーフ フィナンシャル オフィサー兼 国内ネットワーク 企業担当兼 社長特命担当	清水 初	昭和32年4月20日生	昭和56年4月 平成13年6月 平成14年4月 平成16年7月 平成18年6月 平成188年6月 平成20年1月 平成21年8月 平成22年6月 平成22年6月 平成22年6月 平成23年4月 平成24年6月	経営計画部長 エーザイ・インク副社長 エーザイ・インク会長兼CEOエーザイ・コーポープレーポープ・コープ・リースを表する。 対して、カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カー・カ	1年	8
代表執行役 副社長	EPCS チーフプログョネ クリエーショ兼 グローショ兼 グ開発担当来 主 R担当兼 社長特・ザアンネ会社 代表取締役社長	林 秀樹	昭和32年11月22日生	昭和56年4月 平成16年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成21年7月 平成22年6月 平成23年6月 平成24年6月 平成24年6月	当社入社 事業開発部長 執行役 ビジネスデベロップメント担当 常務執行役 チーフプロダクトクリエーション オフィサー(現任) 専務執行役 IR担当(現任) グローバル事業開発担当(現任) エーザイ・アール・アンド・ ディー・マネジメント株式会社代 表取締役社長(現任)	1年	4

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
					当社入社 臨床研究センター臨研企画部長 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ		,
代表執行役 専務	総括製造販売 責任者兼 信頼性保証・ PR・GR担当兼	土屋 裕	昭和27年6月29日生	1	欧州事業担当 エーザイ・ヨーロッパ・リミテッ ド会長兼CEO 信頼性保証・環境安全担当	1年	9
	信頼性保証 本部長兼 社長特命担当			平成21年7月 平成22年6月 平成23年6月 平成23年6月	信頼性保証・パブリックアフェ アーズ担当		
				平成24年6月	信頼性保証・PR・GR担当(現任) 代表執行役専務(現任)		
				平成24年 6 月 平成 4 年10月	ヤンセンファーマ社ディストリク		
				平成8年6月 平成15年10月	ト・マネジャー(フォートウォース,テキサス) エーザイ・インク入社 同社ヴァイス・プレジデント, セールス・アンド・マーケティン		
専務執行役	リージョン プレジデント兼	日本ル・	昭和39年8月2日生	平成16年4月 平成20年1月	同社社長兼 C O O	1年	0
				平成20年6月 平成21年8月 平成21年8月 平成22年6月 平成22年6月 平成24年4月	エーザイ・インク社長(現任) 同社 C O O 常務執行役 エーザイ・インク C E O (現任) アメリカス・リージョン プレジ		
				 平成24年 6 月	デント(現任) 専務執行役(現任)		
				昭和53年4月 平成17年4月 平成17年6月			
常務執行役	エーザイ ・ジャパン プレジデント	直江 登	昭和31年2月8日生	平成17年6月 平成19年4月 平成20年4月 平成22年6月 平成23年4月	医薬事業部長 日本事業本部副担当 日本事業本部医薬統括部長	1年	8
				平成23年6月	ト(現任) 常務執行役(現任)		
				昭和55年4月 平成17年4月	当社入社 川島工園長兼川島工場長		
	エーザイギマン・い			平成19年4月	生産物流・トランスフォーメー ション副担当		
→ 吊務執行役	エーザイテマント チェーン システムズ プレジデント	浅野 隆文	昭和32年4月5日生	平成19年6月 平成19年6月 平成19年6月 平成19年6月	執行役	1年	13
				平成22年6月	エーザイデマンドチェーンシステ ムズ プレジデント(現任)		
₩20±h <- <-	ゼネラル カウンセル兼	古塔 /24 土	四和24年 0 日20日生	昭和58年4月 平成13年6月 平成19年6月	当社入社	1 5	,
常務執行役	知的財産担当兼 法務部長	高橋 健太	昭和34年9月22日生	平成19年6月 平成21年6月 平成23年6月		1年	1

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	析有株式数 (千株)
常務執行役	チーフタレント オフィサー兼 人財開発本部長	岡田 安史	昭和33年9月26日生	昭和56年4月 平成14年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成18年6月 平成20年8月 平成20年8月 平成22年6月 平成22年6月 平成23年6月	当社入社 経営計画部長 医薬事業部事業推進部長 執行役 医薬事業部事業戦略部長 日本事業本部計画部長 アジア・大洋州・中東事業本部長 エーザイ・アジア・リージョナル ・サービス・プライベート・リミ テッド社長 アジア・大洋州・中東事業担当 上席執行役員	1年	(千株)
	信頼性保証本部			平成23年6月 平成24年6月 平成2年7月	国内ネットワーク企業担当 常務執行役(現任) スタンフォード大学メディカルセ		
執行役	副本部長兼 安全管理担当兼 グローバルセーフ ティーボード 委員長	エドワード・ スチュワート ・ギリー	昭和37年11月21日生	平成9年4月 平成13年1月 平成16年4月 平成19年6月	ンター 当社入社 薬事政策部長 信頼性保証本部副本部長(現任) 執行役(現任)	1年	11
執行役	チーフインフォ メーション オフィサー兼 総務・環境安全 担当	平井 一雄	昭和33年8月16日生	昭和56年4月 平成17年4月 平成20年6月 平成20年6月 平成21年7月 平成22年6月	当社入社 経営計画部長 執行役(現任) 経営計画・情報システム担当	1年	9
執行役	チーフ コンプライアンス オフィサー兼 内部統制担当	植田 英人	昭和30年11月11日生	昭和55年4月 平成18年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成21年6月 平成24年6月	当社入社 取締役会事務局部長 執行役(現任) 内部統制担当(現任) 企業倫理推進部長 チーフコンプライアンスオフィ サー(現任)	1年	3
執行役	インド・ パシフィック・ リージョン・ プレジデント	松江 裕二	昭和35年2月5日生	昭和57年4月 平成20年10月 平成20年10月 平成21年6月 平成21年6月 平成23年6月	コーポレートコミュニケーション 副担当 IR部長 執行役(現任) コーポレートコミュニケーション 担当 人財開発本部タレントマネジメン ト部長	1年	1
執行役	EMEA・ リージョン プレジデント兼 エーザイ・ ヨーロッパ・ リミテッド社長兼 CEO	ガリー・ ヘンドラー	昭和41年9月26日生	平成17年6月 平成20年2月 平成20年2月 平成22年6月 平成22年6月 平成24年4月	サノフィ・アベンティス社(現サ ノフィ社)アソシエイト・ヴァイ ス・プレジデント , グローバル・ マーケティング エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド入社 同社ディレクター , コマーシャル ・ディベロップメント 執行役(現任) エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド社長兼CEO(現任) EMEA・リージョン プレジデ ント(現任)	1年	-

有価証券報告書

役名	職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数 (千株)
執行役	人財開発本部 副本部長兼 タレント マネジメント部長	アイヴァン・ チャン	昭和51年10月9日生	平成23年6月 平成23年6月	当社入社 CEOオフィスプロダクトクリ エーション本部推進部長 経営戦略部長 執行役(現任) 戦略・財務・経理担当	1年	1
				平成24年6月	人財開発本部副本部長兼タレント マネジメント部長(現任) 当社入社		
執行役	EPCSチーフ イノベーション オフィサー	大和 隆志	昭和38年7月13日生	平成20年4月 平成21年7月	創薬第二研究所長 オンコロジー創薬ユニットプレジ デント	1年	-
執行役	エーザイバリュー マキシマイゼー ションシステムズ ブレジデント	甲斐 康信	昭和37年3月20日生	昭和61年4月 平成22年6月 平成23年10月 平成24年6月	フロンティア創薬ユニット ブレ ジデント エーザイバリューマキシマイゼー ションシステムズ プレジデント (現任)	1年	0
執行役	戦略担当兼 コーポレート ストラテジー部長	井池 輝繁	昭和38年12月20日生	昭和61年4月 平成22年6月 平成24年6月 平成24年6月 平成24年6月	当社入社 プロダクトクリエーション本部ポートフォリオ戦略・予算管理部長 コーポレートストラテジー部長(現任) 執行役(現任) 戦略担当(現任)	1年	-
計						86	

⁽注) 1 執行役の任期は、第100期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時から第101期に係る定時株主総会終結後最初に開催される取締役会終結の時までであります。 なお、代表執行役の出口宣夫は平成24年6月21日に退任いたしました。

2 執行役 アイヴァン・チャンは代表執行役社長 内藤晴夫の長女の配偶者であります。

6【コーポレートガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレートガバナンスの状況】

次の記述は、連結会社の企業統治に関する事項であります。

なお、以下に記載する < コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 > 、 当社のコーポレートガバナンスシステム、 監査体制および 内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況については、平成24年3月31日現在の内容を記載しており、有価証券報告書提出日現在においても大きな変更はありません。一部の変更点につきましては、当該箇所にその内容を記載しております。

< コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方 >

当社は、次の企業理念を定款に記載することによって株主の皆様と共有しております。

(企業理念)

- 1 本会社は、患者様とそのご家族の喜怒哀楽を第一義に考え、そのベネフィット向上に貢献することを企業理念と定め、この企業理念のもとヒューマン・ヘルスケア(hhc)企業をめざす。
- 2 本会社の使命は、患者様満足の増大であり、その結果として売上、利益がもたらされ、この使命と結果の順序を 重要と考える。
- 3 本会社は、コンプライアンス(法令と倫理の遵守)を日々の活動の根幹に据え、社会的責任の遂行に努める。
- 4 本会社の主要なステークホルダーズは、患者様と生活者の皆様、株主の皆様および社員である。本会社は、以下 を旨としてステークホルダーズの価値増大をはかるとともに良好な関係の発展・維持に努める。
 - (1) 未だ満たされていない医療ニーズの充足、高品質製品の安定供給、薬剤の安全性と有効性を含む有用性情報の伝達
 - (2) 経営情報の適時開示、企業価値の向上、積極的な株主還元
 - (3) 安定的な雇用の確保、やりがいのある仕事の提供、能力開発機会の充実

この企業理念は、当社のグローバル展開を自律的な運営により支えている全ENW企業における共通の知であり、ENW企業は、一丸となって企業理念の実現につとめています。

この企業理念を実現していくためには、長期的な視野のもと企業施策を実行していかねばなりません。そのような企業施策の実行は、株主の皆様の信頼があって初めて可能となります。このため、当社は、常に最良のコーポレートガバナンスを追求し、その充実に継続的に取り組んでまいります。

当社は、株主の皆様の権利を尊重し、経営の公正性・透明性を確保するとともに、経営の活力を増大させることがコーポレートガバナンスの要締であると考え、次の基本的な考え方に沿って、コーポレートガバナンスを充実させ、株主の皆様の信頼を獲得し、株主の皆様に当社の株式を安心して長期に所有していただくことをめざしております。

- 1 株主の皆様との関係
 - (1) 株主の皆様の権利を尊重する。
 - (2) 株主の皆様の平等性を確保する。
 - (3) 株主の皆様を含む当社のステークホルダーズとの良好・円滑な関係を構築する。
 - (4) 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
- 2 コーポレートガバナンスの体制
 - (1) 当社は委員会設置会社とする。
 - (2) 取締役会は、法令の許す範囲で業務執行の意思決定を執行役に大幅に委任し、経営の監督機能を発揮する。
 - (3) 取締役会の過半数は、独立性のある社外取締役とする。
 - (4) 執行役を兼任する取締役は、代表執行役社長1名のみとする。
 - (5) 経営の監督機能を明確にするため、取締役会の議長と代表執行役社長とを分離する。
 - (6) 指名委員会および報酬委員会の委員は、全員を社外取締役とし、監査委員会の委員は、その過半数を社外取締役とする。
 - (7) 指名委員会、監査委員会および報酬委員会の各委員長は社外取締役とする。
 - (8) 財務報告の信頼性確保をはじめとした内部統制の体制を充実する。

このような考え方に基づき、当社では最良のコーポレートガバナンスを実現するためのシステムについて定めたコーポレートガバナンスガイドラインを取締役会で制定し、公表するとともに、適宜その内容を見直し、これを厳格に運用しております。

(http://www.eisai.co.jp/company/governance/cgguideline.html)

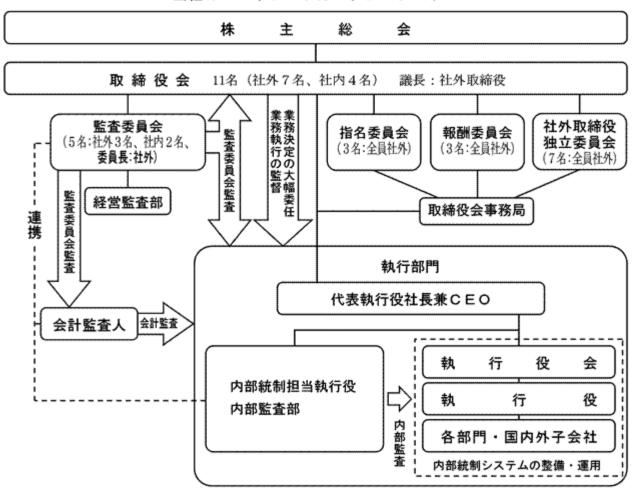
当社のコーポレートガバナンスシステム

イ) 当社のコーポレートガバナンスシステムの概要

当社のコーポレートガバナンスの機軸は、委員会設置会社であることを最大限に活用した経営の監督機能と業務執行機能の明確な分離であり、それを徹底するための独立性・中立性のある社外取締役の選任にあります。すなわち、取締役会から執行役への大幅な意思決定の委任をすることにより、業務執行の機動性と柔軟性を高めつつ、同時に執行役による内部統制の構築による自律性を確保して、経営の活力を増大させるとともに、執行役による業務執行全般を株主の皆様の信任を得た取締役会(社外取締役が過半数)が監督し、最善の意思決定を行うことにより経営の公正性を確保しております。

当社のコーポレートガバナンスシステムを図示すると次のとおりであります。

当社のコーポレートガバナンスシステム



有価証券報告書提出日現在においては、「内部監査部」が「コーポレートIA部」に組織名称を変更しております。

口) 当社の各機関について

当社は、委員会設置会社として法定機関である取締役会、指名・監査・報酬の各委員会および取締役会で選任された執行役を設置しております。また、法定機関ではありませんが、社外取締役だけで構成される社外取締役独立委員会を設置しております。

当社の取締役会の議長および指名・監査・報酬の3委員会の委員長は社外取締役が務めており、透明度の高い経営を確保する仕組みを構築しております。当社の各機関の人員構成および主な任務は、次のとおりであります。

なお、当社は委員会設置会社であり、特別取締役制度の対象ではありませんので、特別取締役は設置しておりません。

- a) 取締役会(11名:社外取締役7名、社内取締役4名、議長:社外取締役、任期1年)
 - ・法令、定款、取締役会規則で定めた事項について決定を行う。
 - ・取締役ならびに執行役の職務の執行を監督する権限を有する。
 - ・法令または定款に別段の定めがある場合を除き、「取締役会細則」に定める決議事項の決定を行い、報告事項の報告を受ける。
- b) 指名委員会(3名:社外取締役3名、委員長:社外取締役、任期1年)
 - ・取締役の選任および解任に関する株主総会提出議案の内容を決定する。
 - ・独立性のある社外取締役を選任するために、「社外取締役の独立性・中立性の要件」を定める。
 - ・指名委員会の職務を遂行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。
- c) 監査委員会(5名:社外取締役3名、社内取締役2名、委員長:社外取締役、任期1年)
 - ・取締役および執行役の職務執行の監査を実施する。
 - ・株主総会に提出する会計監査人の選定および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案 の内容を決定する。
 - ・会計監査その他法令により定められた事項を監査する。
 - ・取締役と執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、執行役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門と連携するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現につとめる。
 - ・監査委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。 なお、監査委員会の決議および監査委員の指示にもとづき職務を遂行する経営監査部は、監査の客観性 を確保するために、業務の指揮命令および人事評価等について執行役からの独立性が保障される。
- d) 報酬委員会(3名:社外取締役3名、委員長:社外取締役、任期1年)
 - ・取締役および執行役の報酬等の内容にかかる決定に関する方針および個人別の報酬等の内容を決定する。
 - ・取締役および執行役の報酬等を決定するにあたり、その客観性を確保するために、社外の調査データ等を積極的に取り入れるとともに、報酬等の決定プロセスの妥当性についても審査し、これを決定する。
 - ・報酬委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則および手続き等を定める。
- e) 社外取締役独立委員会(7名:社外取締役7名、任期1年)
 - 「当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針」(以下、本対応方針)に従い、その運用を行う。また、本対応方針を毎年検討し、継続、見直しまたは廃止を決定して取締役会に提案する。

なお、当社の各機関に関する規則等は、次の当社ホームページからご覧いただけます。 (http://www.eisai.co.jp/company/governance/cgregulations.html)

有価証券報告書提出日現在においては、同日開催の株主総会で承認された取締役の再任、退任、新任による 入れ替えはありますが、各機関の人数、社内外取締役の比率、議長・委員長の属性および任期に変更はあり ません。

八) 当社の社外取締役に関する事項

当社のコーポレートガバナンスシステムを実効的に支えるのは、11名の取締役の過半数を占める独立性・中立性のある7名の社外取締役の存在であります。当社の指名委員会は社外取締役3名で構成し、指名委員会は自ら定めた「社外取締役の独立性・中立性の要件」を厳格に運用して、社外取締役候補者の選任を行っております。

なお、この「社外取締役の独立性・中立性の要件」は、選任時のみに限らず、社外取締役在任期間において継続的にその要件を満たすことが求められ、毎年、社外取締役候補者全員の調査を実施し、指名委員会がその確認を行っております。

[社外取締役の独立性・中立性の要件] (平成21年1月30日改正)

- 1. 社外取締役は、以下の要件を満たし、当社および当社の関係会社(以下併せて当社グループという)ならびに特定の企業等から経済的に独立していなければならない。
 - 1) 社外取締役は、過去5年間に、当社グループから一定額以上の報酬(当社からの取締役報酬を除く)または業務、取引の対価等金銭その他の財産を直接受け取っていてはならない。
 - ア.一定額以上とは、過去5年間のいずれかの会計年度における受取額が1千万円以上となるものをいう
 - イ、本人が間接的に受け取っている場合は、その実質について慎重に判断する
 - 2) 社外取締役は、過去5年間に、以下の企業等(持株会社を含む)の取締役、執行役、その他の役員であってはならない。
 - ア.過去5年間のいずれかの会計年度に、当社グループとの業務、取引の対価の支払額または受取額が、取引先の売上高の2%以上ある企業等
 - イ、取引額にかかわらず、当社の監査法人等、当社グループと実質的な利害関係を有する企業等
 - ウ. 当社の大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)である企業等
 - エ. 当社グループが大株主(発行済株式総数の10%以上の保有)となっている企業等
 - 3) 社外取締役は、前号に定める企業等の取締役、執行役、その他の役員を退任後5年以上経過した場合であっても、当該企業等との関係を以下の点で指名委員会が評価し、独立性・中立性を確保していると判断されなければならない。
 - ア. 社外取締役の当該企業等の株式保有
 - イ.社外取締役の当該企業等からの退任後の処遇
 - ウ. 当社グループと当該企業等の人的交流
- 2. 社外取締役は、当社グループの取締役、執行役の近親者またはそれに類する者であってはならない。
 - 1) 近親者とは、配偶者、3親等までの血族および同居の親族をいう。
 - 2) それに類する者とは、個人的な利害関係者など、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる人間関係を有している者をいう。
- 3. 社外取締役は、第1項に該当する者と生計を一にする利害関係者であってはならない。
- 4. その他、社外取締役は、独立取締役としての職務を果たせないと合理的に認められる事情を有していてはならない。
- 5. 社外取締役は、本条に定める独立性・中立性の要件を、取締役就任後も継続して確保するものとする。

a) 当社の社外取締役と当社との人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係、当社の社外取締役が他の会社等の役員若しくは使用人である、または役員若しくは使用人であった場合における当該他の会社等と当社との人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係および当社の社外取締役の選任理由

氏名	当社との関係	他の会社等との関係	『当社の社外取締役の選任理由 選任理由
戊台	ヨ紅との関係		进位理 出
宮原 諄二	同氏との人的関係、資本的関係 または取引関係その他利害関係 に特別なものはありません。	同氏は、富士写真フイルム株式会社に従業員として長年勤務した経験がありますが、指名委員会は同氏が同社を退職してから10年以上経過していることも含め、同氏に当社の取締役としての任務を遂行するうえで支障には問題等となる事情のないことを確認しております。また同氏は、イノベーションファクター研究センター代表でありますが、当社との間に取引関係はありません。	同氏は、研究およびそのマネジ メントに関する専門家であり、 企業の従業員として経営にも関 与した経験があり、経営に関す る高い見識と監督能力を有して おります。
矢吹 公敏	同上	該当事項はありません。	同氏は、法律の専門家であり、企 業法務に係わる豊富な経験か ら、経営に関する高い見識と監 督能力を有しております。
クリスティーナ・ アメージャン	同上	同上	同氏は、コーポレートガバナン スおよび組織論に関する専門家 であり、日本の会社勤務の経験 があり、国際的な感覚に加え、経 営に関する高い見識と監督能力 を有しております。
泉 徳治	同上	同氏は、当社と取引のあるTM I総合法律事務所の顧問(アド バイザー)でありますが、同法律 事務所の経営判断に関わる業務 執行者や使用人ではなく、当社 の法律案件を担当することもご ざいません。指名委員会は同氏 に当社の取締役として任務を遂 行するうえで支障または問題等 となる事情のないことを確認し ております。	同氏は、長年にわたり裁判官としての職務を経験した法律の専門家であり、経営の監督にあたっては、その豊富な経験と知識に基づき、経営者や特定の利害関係者の利益に偏ることのない公平な判断能力を有しております。
増田 宏一	同上	同氏は現在、株式会社企業再生支援機構、NKSJホールディングス株式会社、株式会社第四銀行、TDK株式会社ならびに東海ゴム工業株式会社の社外監査役に就任しておりますが、指名委員会は同氏に当社の取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。	同氏は、長年にわたり公認会計 士として実務に携わった経験を 持つ、財務、会計、監査、国際会計 基準の専門家であり、その専門 知識から、経営に関する高い見 識と監督能力を有しておりま す。

	T	т	
氏名	当社との関係	他の会社等との関係	選任理由
太田 清史	同上	同氏は株式会社野村総合研究所の役員を歴任し、現在、キヤノンMJアイティグループホールディングス株式会社の取締役に就任しておりますが、指名委員会は同氏に当社の取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。	同氏は、長年にわたりコンサル ティングやITソリューション を展開する企業の経営者として の経験が豊富であり、経営に関 する高い見識と監督能力を有し ております。
青井 倫一	同上	同氏は株式会社アダット、株式会社東京カソード研究所ならびにアンリツ株式会社の社外取締役に就任しておりますが、指名委員会は同氏に当社の取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。	同氏は、経営学の専門家であり、 その研究分野から企業の競争戦略、意思決定分析、リスクマネジメント、コーポレートガバナンスに関する造詣が深く、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。

有価証券報告書提出日現在においては、同日開催の第100期に係る定時株主総会終結をもって宮原諄二、矢吹公敏が退任し、また同定時株主総会で2名の新任社外取締役が承認されております。新任社外取締役と当社との関係等は次のとおりであります。

氏名	当社との関係	他の会社等との関係	選任理由
グレアム・フライ	同氏との人的関係、資本的関係 または取引関係その他利害関係 に特別なものはありません。	該当事項はありません。	同氏は、長年にわたり英国外務省に勤務し、駐日英国大使の経験を含む幅広い実績と見識を有しており、国際的な感覚に加え、経営に関する高い見識と監督能力を有しております。
鈴木 修	同上	同氏は現在、ユアサハラ法律特許事務所のパートナーであり、 株式会社ヤマダコーポレーションの社外取締役に就任しておりますが、指名委員会は同氏に当社取締役として任務を遂行するうえで支障または問題等となる事情のないことを確認しております。	同氏は、法律の専門家であり、企 業法務に関わる豊富な経験から 経営に関する高い見識と監督能 力を有しております。

b) 社外取締役との責任限定契約

当社は、社外取締役との間で、会社法第427条に基づき定めた当社定款第37条第2項に基づく責任限定契約を締結しております。当社の社外取締役が職務の遂行について善意にしてかつ重大な過失なくして当社に損害を与えた場合は、1) 当該社外取締役がその在任中に職務執行の対価として受ける財産上の利益の2年分および2) 当該社外取締役が受けた新株予約権に関する財産上の利益の合計額(会社法第427条第1項、第425条第1項および会社法施行規則第113条、第114条)を限度として損害賠償責任を負担するものといたします。

二) コーポレートガバナンス充実への継続的な取り組み

当社は、平成12年に実施した社外取締役の選任や執行役員制度導入等の経営制度改革以降、継続的にコーポレートガバナンス充実への取り組みを実施しております。

平成12年6月 経営制度改革(執行役員制度の導入、取締役の員数を22名から10名に削減)、社外取締役の 選任、コーポレートガバナンス委員会の設置

平成13年3月 コーポレートガバナンスガイドライン制定(その後随時改正)

平成15年6月 取締役会の議長と代表執行役社長を分離、コーポレートガバナンス委員会の全委員を社 外化

平成16年6月 委員会設置会社への移行、取締役会の過半数を社外取締役とする、執行役へ業務執行の意思決定の権限を大幅に委任、取締役は経営の監督に専念

平成17年6月 取締役会の議長を社外取締役とする、企業理念を定款に規定

平成18年2月 当社企業価値・株主共同の利益の確保に関する対応方針の導入、社外取締役独立委員会 の設置

平成18年5月 社外取締役の独立性の要件を開示

平成19年5月 情報開示の充実、コーポレートガバナンスガイドライン、取締役会、各委員会の規則の開示

ホ) 取締役会および各委員会の活動状況

第100期の1年間(平成23年4月1日~平成24年3月31日)における取締役会および各委員会の開催回数は、次のとおりであります。

取締役会:10回、指名委員会:9回、監査委員会:13回、報酬委員会:8回

社外取締役独立委員会: 2回

また、取締役会および各委員会への取締役の出席状況は、次のとおりであります。

(出席率および出席回数/開催回数を表示しております)

氏名	取締役会	指名委員会	監査委員会	報酬委員会	社外取締役 独立委員会
内藤 晴夫	100% (10 / 10)	-	-	-	-
宮原 諄二	100% (10 / 10)	100%(9/ 9)	-	100%(8/8)	100%(2/2)
矢吹 公敏	90% (9 / 10)	-	100% (13 / 13)	-	100%(2/2)
藤吉 彰	100% (10 / 10)	-	100% (13 / 13)	-	-
クリスティーナ・ アメージャン	100% (10 / 10)	-	100% (13 / 13)	-	100%(2 / 2)
泉 徳治(注1)	100% (10 / 10)	100%(1 / 1)	-	100%(2/2)	100%(2/2)
増田 宏一	100% (10 / 10)	-	100% (13 / 13)	-	100%(2/2)
加納 則夫	100% (10 / 10)	-	100% (13 / 13)	-	-
太田 清史(注2)	100%(8/8)	100%(8/8)	-	100%(6/6)	100%(2/2)
青井 倫一(注2)	100%(8/8)	100%(8/8)	-	100%(6/6)	100%(2/2)
松居 秀明(注2)	100%(8/8)	-	-	-	-

- (注) 1 泉徳治は、平成23年6月21日以前の期間における指名委員および報酬委員としての各委員会への 出席状況も記載しております。
 - 2 太田清史、青井倫一および松居秀明は、平成23年6月21日開催の第99回定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしましたので、平成23年6月21日以降に開催した取締役会および各委員会への出席状況を記載しております。

へ) 当社の定款規定について

[定款で定めた取締役の定数、資格制限、選解任の決議要件について]

項目および 定款条数	内容	導入年	理由
取締役の定数 (第19条)	取締役は、15名以内とする。	平成13年 以後表記を改め、現在に至 る。	厳しい経営環境に適確かつ 迅速に対応するため、コーポ レートガバナンスを充実し、 経営体制の改革を実施した ため。
取締役選任の 決議要件 (第20条第2項)	取締役の選任決議は、議決権 を行使することができる株 主の議決権の3分の1以上 を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行 う。	昭和49年 以後法律改正等により表記 を改め、現在に至る。	取締役選任についての定足 数を明確にするため。
累積投票の排除 (第20条第3項)	取締役の選任決議は、累積投 票によらない。	昭和49年 平成18年に表記を統一し、 現在に至る。	商法改正に基づき、累積投票 の完全な排除をするため。

なお、取締役の資格制限および解任に関する決議要件について会社法と異なる定款の定めはありません。

[株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項および取締役会決議事項を株主総会では決議できないこととした定款の定めについて]

項目および 定款条数	内容	導入年	理由
取締役および 執行役の 責任免除 (第37条第1項)	本会社は、会社法第426条第 1項の規定により、任務を 怠ったことによる取締役(取 締役であった者を含む。)お よび執行役(執行役であった 者を含む。)の損害賠償責任 を、法令の限度において、取 締役会の決議によって免除 することができる。	平成16年 以後会社法施行により表記 を改め、現在に至る。	委員会等設置会社(現 委員会設置会社)への移行に伴い、取締役、執行役が職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮することができるようにするため。
剰余金の配当等 (第39条)	本会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会が定める。	平成18年 自己株式の取得について は、平成16年に定款授権に より、剰余金の配当につい ても、同年の委員会等設置 会社(現 委員会設置会社) への移行に伴う法律の規定 により、取締役会決議とさ れていたものを会社法の施 行に対応して、表記等を整 理した。	剰余金の配当等を機動的に 行うため。

[株主総会の特別決議要件の変更について]

項目および 定款条数	内容	導入年	理由
株主総会の 特別決議要件 (第16条第2項)	会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。	平成15年 以後会社法施行により表記 を改め、現在に至る。	株主総会の円滑な運営を行うため(商法等の一部を改正する法律(平成14年法律第44号)が平成15年4月1日に施行され、特別決議の定足数が緩和できることとされた)。

監査体制

監査の基本理念は、取締役会の監督機能の発揮に貢献し、最良のコーポレートガバナンスの追求および企業価値向上に寄与すること、会社資産の保全、適切な会計記録の保持、法令遵守、企業理念を含む活動全般の健全性を検証し維持すること、ならびに当社グループ企業全体におけるリスク管理および内部統制の有効性を検証することです。この基本理念にもとづき、監査委員会が開催され、監査委員会監査計画の策定、会社法で求められる監査の実施、金融商品取引法で規定される財務報告に係る内部統制の整備・運用状況についての監視、会計監査人の監査を実施するとともに、当社グループの内部監査部門および会計監査人との連携を重視した活動を行っております。

イ) 監査委員会監査の体制

監査委員会監査に係る組織、人員および手続等は次のとおりであります。

組織	人員	手続等
監査委員会	5名 社外取締役3名 社内取締役2名 委員長:社外取締役	取締役および執行役の職務執行の監査を実施する。 株主総会に提出する会計監査人の選定および解任ならびに会計監査人を再任しないことに関する議案の内容を決定する。 会計監査その他法令により定められた事項を監査する。 取締役と執行役の職務執行の監査に必要な事項に関し、取締役、執行役、使用人および会計監査人から適時・適切に報告を受けるとともに、会計監査人および内部監査部門と連携するなど、監査の質の向上と効率的な監査の実現につとめる。 監査委員会の職務を執行するために必要な基本方針、規則およ
経営監査部	5名	び手続き等を定める。 監査委員会の決議および監査委員の指示にもとづき職務を遂 行する経営監査部は、監査の客観性を確保するために、業務の 指揮命令および人事評価等について執行役からの独立性が保 障される。

なお、監査の公正性と透明性を確保するため、経営監査部員は執行役からの独立性が保証されております。 また、監査委員会委員長の増田宏一は公認会計士であり、財務、会計、監査、国際会計基準の専門家でありま す。

有価証券報告書提出日現在の監査委員会の人数は5名、経営監査部の人数は5名であります。

口) 内部監査の体制

当社は、内部統制担当執行役のもと、内部監査部がグループ企業の内部監査部門と連携し、監査を実施しております。

内部監査に係る組織、人員および手続等は次のとおりであります。

THE ME TO BE MADE AND A SHOP OF THE PROPERTY O			
組織	人員	手続等	
内部統制担当執行役	1名	hhc理念およびコンプライアンスにもとづいて業務活動が 適正かつ効率的に行われていることを、客観的に評価する。 監査で発見された課題に対する改善状況を、継続的に確認す る。	
内部監査部	12名	リスクの重要度を念頭に監査計画を策定し、監査活動を定められた方法に従って行い、監査の品質を確保する。 内部による監査活動の継続的な改善と外部機関による定期的な評価により、グローバルスタンダードに対応した高品質な監査の実施につとめる。	

有価証券報告書提出日現在においては、「内部監査部」が「コーポレートIA部」に組織名称を変更しており、人数は15名であります。

八) 監査委員会と会計監査人の連携状況

監査委員会は、次の活動を通じた会計監査人との連携により、監査の質の向上につとめております。

- ・会計監査人の年次会計監査計画を事前に確認し、計画書を受領する。
- ・四半期・年度末決算(連結・個別)に対する会計監査人の監査意見および提言事項を聴取・検討する。
- ・会計監査人が実施する個別の会計監査のうち重要なものについての情報を受領する。
- ・会計監査人が実施する内部統制監査に関する情報を受領する。
- ・会社計算規則第131条に係る会計監査人の内部統制の状況を継続して確認する。

二) 監査委員会と内部監査部門等との連携状況

監査委員会は、次の活動を通じた内部統制担当執行役、内部監査部門等との連携により、効率的な監査の実現をめざしております。

- ・監査評議会を通じて、内部統制推進活動および双方の監査活動全般の情報を共有する。
- ・監査委員会による監査活動と内部監査との整合性をはかるべく、内部監査計画(年次計画・個別計画)を 事前に確認し、計画書を受領する。
- ・内部監査部からグループ企業内部監査部署の年次監査計画書および個別監査の結果を受領する。
- ・金融商品取引法における財務報告に係る内部統制の状況について、定期的に情報を受領する。
- ・リスク管理に関する内部統制の取り組み状況について定期的に報告を受領する。
- ・監査評議会以外にも、内部監査に係る緊急性の高い事項について速やかに情報を共有する。

有価証券報告書提出日現在においては、「内部監査部」が「コーポレートIA部」に組織名称を変更しております。

ホ)会計監査人と内部統制部門との連携状況

当社の内部統制部門は、財務報告に係る内部統制の整備・評価に関して、会計監査人と定期的に情報共有の場を設定し、的確かつ効率的な内部統制監査のための連携につとめております。

有価証券報告書提出日現在においては、経理部およびコーポレートIA部が財務報告に係る内部統制の整備・評価を実施しております。

へ) 会計監査の状況

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で監査契約を締結し、会計監査を受けております。有限責任監査法人トーマツにおいて当社の会計監査業務を執行した公認会計士は、次の3名であり、その補助者は、公認会計士12名、その他17名であります。

氏名	役職	当社の監査年数
下江 修行	指定有限責任社員、業務執行社員	1年
武井 雄次	指定有限責任社員、業務執行社員	5年
東川 裕樹	指定有限責任社員、業務執行社員	3年

なお、会計監査人については、定款に責任限定契約を締結できる旨の規定を設けておりませんので、当該契約は締結しておりません。

内部統制システムとリスク管理体制の整備の状況

当社グループでは、内部統制を「事業活動を適正かつ効率的に遂行するために、社内に構築され運用される体制、およびプロセス」ととらえ、内部統制担当執行役のもとに内部統制システムの整備・運用をグローバルに推進する「内部統制推進部」を設置して、グループ全体の内部統制の整備・運用の支援を行っております。

具体的には、「内部統制基本方針」および「内部統制行動指針」を定め、日本、米州、欧州、アジア他の地域ごとに内部統制を推進する組織もしくは担当者を設置し、それらの組織もしくは担当者間での連携を深めるとともに、内部統制に関わるグローバル委員会等を通して、内部統制の整備・運用を推進することに重点を置いております。

当社グループでは、内部統制の目的である 財務報告の信頼性、業務の有効性・効率性、コンプライアンス、 資産の保全の4つに関して、継続的に内部統制状況の改善をはかるために、日常的な業務リスクについて全グループ企業を対象にCSA(Control Self Assessment: 統制自己評価)を毎年実施しております。これにより、リスクマネジメントサイクル(リスクの識別、評価、対応、モニタリング)の活性化をはかり、統制活動の改善を行っております。

財務報告の信頼性は、金融商品取引法の「内部統制報告制度」に適切に対応することにより確保しております。このため、内部統制推進部は会計監査人との連携のもと、「財務報告に係る内部統制」の整備・支援を継続的に行っております。「財務報告に係る内部統制」には、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす内部統制である「全社的な内部統制」と業務プロセスに組み込まれ一体となって遂行される内部統制である「業務プロセスに係る内部統制」があり、「全社的な内部統制」の整備については、全グループ企業(影響が僅少である一部の企業は除く)を対象に実施しております。「業務プロセスに係る内部統制」については、当社、エーザイ・インク(米国)、およびリスクが高い業務プロセスを有しているグループ企業で整備が実施されております。また、年度末には連結対象会社の責任者および当社各部門長から内部統制に係る内部宣誓書の提出を受けております。

「全社的な内部統制」と「業務プロセスに係る内部統制」の整備・運用の評価については、内部監査部がグループ企業の内部監査部門と連携し、実施しております。なお、評価の過程で発見された整備あるいは運用上の「不備事項」については、対応策を設定し、改善をはかっております。

有価証券報告書提出日現在においては、「内部統制推進部」は「企業倫理推進部」と統合・再編し「コンプライアンス・リスク管理推進部」に組織名称を変更しております。また、財務報告の信頼性確保のための推進機能は経理部を中心とした組織が担っております。

役員報酬の内容

イ)提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数 取締役および執行役の平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日)の期間における報酬等の総額は1,078百万円であり、その内訳は次のとおりであります。

基本報酬		報酬	賞与(業績連動型報酬)		ストック・オプション		合計
	支給人員 (名)	支給額 (百万円)	対象人員 (名)	金額 (百万円)	付与人員 (名)	費用計上額 (百万円)	(百万円)
取締役(社内)	4	113	-	-	4	4	117
取締役(社外)	9	74	-	-	9	10	85
執行役	20	691	20	144	23	40	875
合計	33	878	20	144	36	55	1,078

- (注) 1 取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の報酬等のみとしているため、取締役兼代表執行役社長の報酬等は、執行役に含まれております。
 - 2 基本報酬には、平成24年3月31日在任の役員に対して、各役員の平成23年度の在任期間に応じて支払った基本報酬、平成23年6月21日開催の第99回定時株主総会の終了をもって退任した取締役3名(社内取締役1名および社外取締役2名)および同日開催の当社取締役会の終了をもって退任した執行役2名、さらに平成23年9月末に退任した執行役1名に対して、平成23年度の在任期間に応じて支払った基本報酬の合計額を記載しております。
 - 3 執行役の賞与は、平成23年4月から平成24年3月を対象期間として平成24年3月31日在任の執行役に対して平成24年7月に支給する予定の未払賞与(賞与引当金)の総額、および平成22年4月から平成23年3月を対象期間として平成23年3月31日在任の執行役に対して平成23年7月に支給した賞与の総額と、平成22年度の事業報告において開示した賞与引当額との差額の合計額を記載しております。

口) 役員ごとの連結報酬等の総額等

T) DECORATIONS							
氏名			連結報酬等				
	会社区分	基本報酬	賞与	ストック	退職慰労金	中期インセ	の総額
(役員区分)		本	貝勺	・オプション	坚 N 您 力 立	ンティブ	(百万円)
内藤 晴夫							
(取締役兼	提出会社	112	23	6	-	-	142
代表執行役社長)							
	提出会社	-	-	1	ı	-	
ロネル・コーツ (常務執行役)	エーザイ	47	24		3	58	135
(市がテキル1 J 1又 <i>)</i> 	・インク	47	24	-	3	50	

- (注) 1 連結報酬等の総額が1億円以上の者に限定して記載しております。
 - 2 ロネル・コーツは、連結子会社であるエーザイ・インクより子会社の役員報酬を受けており、執行役としての 報酬はストック・オプションの付与のみとすることを提出会社の報酬委員会で決定しております。
 - 3 エーザイ・インクの役員報酬については、平成23年度に費用計上した額(期中平均レートの1米ドル=79.08円で円換算)を記載しております。

ハ) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の内容及び決定方法

取締役および執行役の報酬等については報酬委員会で決定しております。当社の報酬委員会は、委員長を含む3名全員が社外取締役であり、客観的な視点と透明性を重視して、当社の取締役および執行役の報酬体系と個別の報酬額を決定しております。報酬委員会は、当社の取締役および執行役の個人別の報酬等の内容を決定する権限を有しており、 取締役および執行役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役および執行役の個人別の報酬等の内容、 執行役の業績連動型報酬の決定に係る個人別の業績目標達成度の評価の決定を行っております。

なお、執行役のうち、ロネル・コーツおよびガリー・ヘンドラーの報酬については、それぞれエーザイ・インク報酬委員会、エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド報酬委員会で決議し、当社の報酬委員会に報告されております。

a) 取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の決定に関する基本方針

報酬委員会は、取締役および執行役が受ける個人別の報酬等の基本方針について、報酬委員会運用基本内規で以下のとおり定めております。

優秀な人材を当社の経営陣として確保することができる報酬内容とする。

取締役および執行役が職務執行を強く動機づけされ、当社への大きな貢献を生み出す報酬内容とする。

株主および従業員に対する説明責任を果たしえる公正かつ合理性の高い報酬内容とする。

経営の監督機能を担う取締役と業務執行を担う執行役の報酬等は、別体系とする。

取締役と執行役の兼務者の報酬等は、執行役の報酬等のみとする。

執行役と使用人の兼務者の報酬等は、使用人を兼務しない執行役の報酬等と同額とする。

b) 報酬体系と内容

報酬委員会では、取締役および執行役の報酬等に関する諸課題を検討するとともに、報酬等の水準を毎年確認し、次年度の報酬体系を決定しております。なお、報酬等に関する諸課題の検討および報酬等の水準の調査、検討において、報酬委員会は、外部専門機関の意見およびデータを積極的に取り入れ、活用しております。

) 取締役の報酬等

取締役の報酬等は、基本報酬およびストック・オプションで構成しております。取締役の職務は経営の監督であり、その監督機能を十分に発揮できる、取締役として相応しい内容としております。取締役の報酬等の水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しております。

「基本報酬」

- ・基本報酬は定額制としております。
- ・取締役会の議長、各委員会の委員長には、当該職務に対する報酬を加算しております。
- ・社内取締役には、常勤の取締役としての業務に対する対価を加算しております。

「ストック・オプション」

- ・ストック・オプションは全取締役に対して1,000株単位で付与株式数を定めて付与しております。 (執行役兼務者は執行役分のみを付与)
- ・取締役のストック・オプション行使に関連して、当社は取締役に対して貸付および債務保証は 行っておりません。

) 執行役の報酬等

執行役の報酬等は、基本報酬、賞与(業績連動型報酬)およびストック・オプションで構成しております。執行役の職務は業務執行であり、執行役としての職務執行が強く動機付けられるとともに、業績が考慮された内容としております。執行役の報酬等の水準は、産業界の中上位水準を志向して設定しております。

「基本報酬」

・基本報酬は役位別の定額制としております。

「當与

- ・賞与は、全社業績および各執行役の評価の妥当性を審査し、下図の計算式により報酬委員会で決定しております。
- ・賞与の算定基礎額は、総現金報酬(基本報酬と賞与基礎額の合計)の20%としております。

計算式



- (注) 1 全社業績達成度は、連結売上高、連結営業利益、連結当期純利益および連結株主資本利益率 を評価し決定しております。
 - 2 個人業績達成度は、各執行役の個人別業績目標の達成度に基づき、代表執行役社長から提案 される個人別評価を報酬委員会が審査のうえ承認しております。なお、個人別業績目標は、 各執行役が具体的な業績目標を掲げて優先度に応じて配点ウエイトを定め、代表執行役社 長との協議のもとに設定し、報酬委員会がその妥当性を審査のうえ承認しております。
 - 3 執行役の賞与は、賞与基礎額を100%とすると180%~0%の範囲で支給されます。

「ストック・オプション」

- ・ストック・オプションは、役位別に1,000株単位で付与株式数を定めて付与しております。
- ・執行役のストック・オプション行使に関連して、当社は執行役に対して貸付および債務保証は 行っておりません。

株式の保有状況

イ) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

銘柄数 63銘柄 貸借対照表計上額の合計額 35,453百万円

口) 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式の保有区分、銘柄、株式数、貸借対照表計上額及び保有目的 (前事業年度)

特定投資株式

Ant	株式数	貸借対照表計上額	/D #= D ##
銘柄	(株)	(百万円)	保有目的
参天製薬(株)	1,372,500	4,549	事業上の関係強化のため
㈱メディパルホールディングス	5,924,544	4,360	取引関係の強化のため
㈱スズケン	1,892,587	4,152	取引関係の強化のため
アルフレッサ ホールディングス㈱	1,050,681	3,356	取引関係の強化のため
(株)東京放送ホールディングス	2,545,100	2,489	事業上の関係強化のため
㈱マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	2,278	取引関係の強化のため
(株)インテージ	900,000	1,611	取引関係の強化のため
第一三共(株)	906,338	1,455	事業上の関係強化のため
久光製薬㈱	390,600	1,310	事業上の関係強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,309,420	1,270	財務活動の円滑化のため
東京海上ホールディングス㈱	531,750	1,182	取引関係の強化のため
日本光電工業㈱	582,630	1,055	事業上の関係強化のため
㈱日清製粉グループ本社	1,033,858	991	取引関係の強化のため
(株)常陽銀行	2,802,680	916	財務活動の円滑化のため
東邦ホールディングス㈱	950,162	861	取引関係の強化のため
キッセイ薬品工業㈱	474,000	739	事業上の関係強化のため
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	434	取引関係の強化のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	546,005	354	取引関係の強化のため
野村ホールディングス(株)	790,000	343	財務活動の円滑化のため
(株)東京都民銀行	303,027	327	財務活動の円滑化のため
㈱りそなホールディングス	723,024	286	財務活動の円滑化のため
中央三井トラスト・ホールディングス㈱	970,409	286	財務活動の円滑化のため
芙蓉総合リース㈱	35,000	86	取引関係の強化のため
丸三証券㈱	153,737	62	財務活動の円滑化のため
みずほ証券㈱	252,445	55	財務活動の円滑化のため
ダイト(株)	50,000	55	取引関係の強化のため
(株)ココカラファイン	30,240	53	取引関係の強化のため
太陽化学㈱	84,700	52	取引関係の強化のため

みなし保有株式

銘柄	株式数 (株)	貸借対照表計上額 (百万円)	保有目的
㈱みずほフィナンシャルグループ	7,000,000	966	議決権行使の指図権限
㈱りそなホールディングス	1,700,000	673	議決権行使の指図権限

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
 - 2 みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものであり、「貸借対照表計上額」欄には当事業年度末日における時価に議決権行使の指図権限の対象となる株式数を乗じて得た額を、また「保有目的」欄には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。

(当事業年度)

特定投資株式

∆5 t∓	株式数	貸借対照表計上額	/U == D bb
銘柄	(株)	(百万円)	保有目的
(株)メディパルホールディングス	5,932,405	6,359	取引関係の強化のため
㈱スズケン	1,892,587	4,829	取引関係の強化のため
アルフレッサ ホールディングス㈱	1,050,681	4,134	取引関係の強化のため
(株)東京放送ホールディングス	2,545,100	3,140	事業上の関係強化のため
㈱マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	2,526	取引関係の強化のため
久光製薬㈱	390,600	1,533	事業上の関係強化のため
東邦ホールディングス㈱	950,162	1,396	取引関係の強化のため
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,309,420	1,363	財務活動の円滑化のため
日本光電工業㈱	582,630	1,291	事業上の関係強化のため
東京海上ホールディングス㈱	531,750	1,207	取引関係の強化のため
(株)常陽銀行	2,802,680	1,062	財務活動の円滑化のため
㈱日清製粉グループ本社	1,033,858	1,034	取引関係の強化のため
キッセイ薬品工業㈱	474,000	768	事業上の関係強化のため
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	452	取引関係の強化のため
(株)ほくやく・竹山ホールディングス	546,005	328	取引関係の強化のため
シンバイオ製薬㈱	833,400	310	事業上の関係強化のため
㈱東京都民銀行	303,027	302	財務活動の円滑化のため
野村ホールディングス㈱	790,000	289	財務活動の円滑化のため
㈱りそなホールディングス	723,024	275	財務活動の円滑化のため
三井住友トラスト・ホールディングス(株)	776,327	204	財務活動の円滑化のため
芙蓉総合リース㈱	35,000	102	取引関係の強化のため
(株)ココカラファイン	30,240	78	取引関係の強化のため
㈱キリン堂	118,836	64	取引関係の強化のため
ダイト(株)	50,000	63	取引関係の強化のため
丸三証券(株)	153,737	57	財務活動の円滑化のため
小林製薬㈱	13,372	55	事業上の関係強化のため

みなし保有株式

銘 柄	株式数	貸借対照表計上額	保有目的
亚伯代	(株)	(百万円)	体有目的
参天製薬㈱	1,372,500	4,851	議決権行使の指図権限
(株)インテージ	900,000	1,467	議決権行使の指図権限
㈱みずほフィナンシャルグループ	7,000,000	945	議決権行使の指図権限
㈱りそなホールディングス	1,700,000	647	議決権行使の指図権限

- (注) 1 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。
 - 2 みなし保有株式は退職給付信託に設定しているものであり、「貸借対照表計上額」欄には当事業年度末日における時価に議決権行使の指図権限の対象となる株式数を乗じて得た額を、また「保有目的」欄には当該株式について当社が有する権限の内容を記載しております。
 - ハ) 保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

	前連結会計年度		当連結会計年度			
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)		
提出会社	122	50	120	48		
連結子会社	41	3	39	3		
計	163	53	159	51		

【その他重要な報酬の内容】

(前連結会計年度)

当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるデロイト トウシュトーマツ リミテッドに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に係る報酬等および非監査業務(税務コンサルティング等)に係る報酬等を支払っております。

(当連結会計年度)

当社の海外連結子会社は、一部を除き、当社の会計監査人と同一のネットワークであるデロイト トウシュトーマツ リミテッドに属している各国の会計事務所の監査を受けており、その監査業務に係る報酬等および非監査業務(税務コンサルティング等)に係る報酬等を支払っております。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

(前連結会計年度)

会計監査人に委託している非監査業務の主な内容は、国際財務報告基準に関する助言・指導等であり、非監査業務の提供を受ける場合は、会計監査人の独立性に影響しないことを監査委員会が確認しております。

(当連結会計年度)

会計監査人に委託している非監査業務の主な内容は、国際財務報告基準に関する助言・指導等であり、非監査業務の提供を受ける場合は、会計監査人の独立性に影響しないことを監査委員会が確認しております。

【監査報酬の決定方針】

該当事項はありませんが、監査時間、規模および内容等を勘案したうえで決定し、監査委員会において同意しております。

第5【経理の状況】

- 1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について
- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づいて作成しております。

2.監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の連結財務諸表および事業年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、会計基準等の内容を適切に把握し、改正等にも遺漏なく対応できる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入しております。

1【連結財務諸表等】 (1)【連結財務諸表】 【連結貸借対照表】

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	111,356	104,444
受取手形及び売掛金	195,234	197,166
有価証券	70,301	83,737
商品及び製品	38,496	43,108
仕掛品	18,677	18,283
原材料及び貯蔵品	13,633	13,804
繰延税金資産	39,172	42,479
その他	22,576	22,974
貸倒引当金	89	163
流動資産合計	509,359	525,835
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	188,427	193,483
減価償却累計額	2 103,194	107,902
建物及び構築物(純額)	85,232	85,580
機械装置及び運搬具	117,866	118,079
減価償却累計額	2 89,096	2 91,944
機械装置及び運搬具(純額)	28,769	26,135
土地	19,388	19,328
建設仮勘定	4,845	3,868
その他	52,958	51,081
減価償却累計額	2 42,062	42,415
その他(純額)	10,896	8,665
有形固定資産合計	149,132	143,578
無形固定資産		
のれん	128,450	119,054
販売権	83,037	65,338
技術資産	43,687	40,492
その他	13,035	13,755
無形固定資産合計	268,211	238,640
投資その他の資産		
投資有価証券	54,561	39,079
繰延税金資産	57,802	45,101
その他	7,428	12,586
貸倒引当金	204	163
投資その他の資産合計	119,588	96,605
固定資産合計	536,932	478,824
資産合計	1,046,291	1,004,660

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	22,004	26,205
短期借入金	-	6,000
1年内返済予定の長期借入金	-	40,000
1年内償還予定の社債	39,999	-
未払金	46,432	41,540
未払費用	58,805	56,021
未払法人税等	24,070	11,289
売上割戻引当金	23,872	16,473
その他の引当金	500	681
その他	9,430	9,718
流動負債合計	225,116	207,932
固定負債		
社債	79,992	79,994
長期借入金	259,890	219,314
繰延税金負債	24,802	23,019
退職給付引当金	29,225	31,385
役員退職慰労引当金	805	600
その他	16,089	18,986
固定負債合計	410,804	373,300
負債合計	635,921	581,232
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金	56,910	56,898
利益剰余金	448,410	464,176
自己株式	39,499	39,422
株主資本合計	510,807	526,638
その他の包括利益累計額		,
その他有価証券評価差額金	69	1,241
繰延ヘッジ損益	808	1,054
為替換算調整勘定	105,898	110,032
その他の包括利益累計額合計	106,636	109,844
新株予約権	870	990
少数株主持分	5,329	5,643
が	410,370	423,427
	1,046,291	
負債純資産合計	1,040,291	1,004,660

(単位:百万円)

【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】 【連結損益計算書】

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 至 平成23年3月31日) 売上高 768,914 647,976 167,779 173,353 売上原価 売上総利益 601,134 474,622 返品調整引当金繰入額 51 返品調整引当金戻入額 11 差引売上総利益 601,146 474,570 488,029 378,821 販売費及び一般管理費 1 2 1 2 営業利益 95,748 113,117 営業外収益 受取利息 997 815 受取配当金 921 855 その他 344 265 営業外収益合計 2.184 2,016 営業外費用 支払利息 7,415 6,892 為替差損 2,418 560 その他 262 275 営業外費用合計 10.096 7,728 経常利益 105,205 90,036 特別利益 固定資産売却益 55 24 投資有価証券売却益 46 820 子会社株式売却益 3,547 退職給付信託設定益 1,881 貸倒引当金戻入額 162 その他 10 特別利益合計 274 6,274 特別損失 838 243 固定資産処分損 743 452 減損損失 投資有価証券評価損 637 退職給付制度改定損 958 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 654 7 その他 31 特別損失合計 2,906 1,661 税金等調整前当期純利益 102,572 94,648 法人税、住民税及び事業税 37,227 28,618 法人税等調整額 2,437 7,094 34,789 35,713 法人税等合計 少数株主損益調整前当期純利益 58,934 67,783 少数株主利益 388 423 当期純利益 67,394 58,511

【連結包括利益計算書】

₹ 注紹 C 犯 心血 N 并自 1		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
少数株主損益調整前当期純利益	67,783	58,934
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	4,808	1,148
繰延へッジ損益	198	245
為替換算調整勘定	31,558	4,191
その他の包括利益合計	36,565	3,289
包括利益	31,217	55,645
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	30,918	55,303
少数株主に係る包括利益	299	342

(単位:百万円)

526,638

【連結株主資本等変動計算書】

当期末残高

前連結会計年度 当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 至 平成24年3月31日) 株主資本 資本金 44,985 44,985 当期首残高 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 44,985 44,985 資本剰余金 当期首残高 56,928 56,910 当期変動額 自己株式の処分 18 12 当期変動額合計 18 12 当期末残高 56,910 56,898 利益剰余金 当期首残高 423,756 448,410 当期変動額 剰余金の配当 42,740 42,744 当期純利益 67,394 58,511 当期変動額合計 24,653 15,766 当期末残高 448,410 464,176 自己株式 当期首残高 39,574 39,499 当期変動額 自己株式の処分 96 89 21 12 自己株式の取得 当期変動額合計 75 76 当期末残高 39,499 39,422 株主資本合計 当期首残高 486,096 510,807 当期変動額 剰余金の配当 42,740 42,744 当期純利益 67,394 58,511 78 自己株式の処分 76 12 自己株式の取得 21 当期変動額合計 24,710 15,830

510,807

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,884	69
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	4,815	1,171
当期変動額合計	4,815	1,171
当期末残高	69	1,241
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	609	808
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	198	245
当期変動額合計	198	245
当期末残高	808	1,054
為替換算調整勘定		
当期首残高	74,436	105,898
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	31,462	4,133
当期変動額合計	31,462	4,133
当期末残高	105,898	110,032
その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	70,160	106,636
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 (純 額)	36,475	3,207
当期変動額合計	36,475	3,207
当期末残高	106,636	109,844
新株予約権		
当期首残高	741	870
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	129	120
当期変動額合計	129	120
当期末残高	870	990
少数株主持分		
当期首残高	5,063	5,329
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	266	314
当期変動額合計	266	314
当期末残高	5,329	5,643
純資産合計 		
当期首残高	421,740	410,370
当期変動額		10.5
剰余金の配当	42,740	42,744
当期純利益	67,394	58,511
自己株式の処分	78	76
自己株式の取得	21	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	36,080	2,773
当期変動額合計	11,369	13,057
当期未残高	410,370	423,427

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	102,572	94,648
減価償却費	43,487	41,709
減損損失	743	452
のれん償却額	7,777	6,985
貸倒引当金の増減額(は減少)	210	38
受取利息及び受取配当金	1,919	1,671
支払利息	7,415	6,892
固定資産除売却損益(は益)	783 46	219
有価証券及び投資有価証券売却損益(は益) 有価証券及び投資有価証券評価損益(は益)	637	814
子会社株式売却損益(は益)	037	3,547
	-	2
退職給付信託設定損益(は益) 売上債権の増減額(は増加)	- 4,777	1,881 5,533
たな卸資産の増減額(は増加)	6,407	6,469
仕入債務の増減額(は減少)	3,014	5,928
その他の流動負債の増減額(は減少)	8,342	4,570
売上割戻引当金の増減額(は減少)	5,538	6,854
退職給付引当金の増減額(は減少)	2,969	7,979
その他	4,142	2,148
小計	147,572	135,661
	1,947	1,675
利息の支払額	7,344	6,882
法人税等の支払額	19,018	39,829
_ 営業活動によるキャッシュ・フロー	123,157	90,624
 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	2,658	4,960
有価証券の売却及び償還による収入	4,341	6,613
有形固定資産の取得による支出	13,749	11,414
有形固定資産の売却による収入	219	231
無形固定資産の取得による支出	9,311	8,073
投資有価証券の取得による支出	2,256	120
投資有価証券の売却及び償還による収入	1,823	14,437
連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却によ る支出	-	2 716
3カ月超預金の純増減額(は増加)	37,361	1,648
その他	197	205
投資活動によるキャッシュ・フロー	58,754	2,561
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額(は減少)	24,000	6,000
社債の償還による支出	-	40,000
配当金の支払額 少数株主への配当金の支払額	42,740	42,744
		1 203
その他 財務活動によるキャッシュ・フロー	1,228	1,203 77,977
財務治動によるヤヤッシュ・ブロー 現金及び現金同等物に係る換算差額	8,730	319
現金及び現金同等物に係る探算差額 現金及び現金同等物の増減額(は減少)	<u> </u>	
	12,328	9,766
現金及び現金同等物の期首残高	115,128	102,800 112,567
現金及び現金同等物の期末残高 	102,800	112,367

【連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項】

- 1 連結の範囲に関する事項
 - (1) 連結子会社の数 48社(前連結会計年度 50社)
 - (2) 連結子会社名

連結子会社名は、「第1 企業の概況、4 関係会社の状況」に記載しているため、省略しております。 なお、エーザイ・ラボラトリオス・リミターダおよびエーザイ・ラボラトリオス・エセ・デ・エレエレ・デ・セ・ウベについては、当連結会計年度において新たに設立されたことにより、連結の範囲に含めております。

また、連結の範囲に含めておりました製薬用機械事業を担う連結子会社4社(エーザイマシナリー(株) エーザイ・マシナリー・ユーエスエー・インク、エーザイ・マシナリー・ゲーエムベーハー、衛材機械科技 発展(上海)有限公司)については、全株式を譲渡したため連結の範囲から除外しております。

- 2 持分法の適用に関する事項
 - (1) 持分法を適用した関連会社の数 1社
 - (2) 会社名 ブラッコ・エーザイ(株)
- 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、衛材(中国)薬業有限公司および衛材(蘇州)貿易有限公司の決算日は、12月31日であります。連結財務諸表の作成に当たっては、連結決算日で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

- 4 会計処理基準に関する事項
 - (1) 重要な資産の評価基準および評価方法

有価証券

- イ) その他有価証券
 - a) 時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は 移動平均法により算定)を採用しております。

なお、従来、償却原価法(定額法)で評価していた満期保有目的の債券は、当連結会計年度において、 その一部を売却したため、売却後に保有する債券をその他有価証券として区分しております。

b) 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

デリバティブ

時価法を採用しております。

たな卸資産

イ) 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

当社および国内連結子会社は、主として総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)により評価しております。また、海外連結子会社は主として先入先出法による低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

 建物
 15~50年

 機械装置
 6~7年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。

販売権 5 ~ 10年 技術資産 19 ~ 20年 自社利用のソフトウェア 5 年

リース資産

イ) 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

売上割戻引当金

一部の連結子会社は販売済商品及び製品に対する連結決算日後に予想される売上割戻しに備えるため、対象売上高に見込割戻率を乗じた金額を計上しております。

その他の引当金

当社および一部の国内連結子会社は、次の引当金を計上しております。なお、次の各引当金がそれぞれ連結貸借対照表に与える影響は軽微であるため、連結貸借対照表上は「その他の引当金」としてまとめて表示しております。

イ)返品調整引当金

販売済商品及び製品の連結決算日後に予想される返品による損失に備えるため、連結決算日における 売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および当連結会計年度の利益率を乗じた金額を計上 しております。

口) 返品廃棄損失引当金

販売済商品及び製品の連結決算日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、連結決算日における売上債権残高に直近2連結会計年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。

退職給付引当金

当社および一部の連結子会社は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、当連結決算日において発生していると認められる額を計上しております。

当社および一部の国内連結子会社において発生した過去勤務債務は、償却年数5年の定額法により、改訂日から営業費用として処理しております。

当社および一部の国内連結子会社において発生した数理計算上の差異は、償却年数5年の定額法により、それぞれ発生年度の翌連結会計年度から営業費用として処理しております。

(追加情報)

当社は、平成24年1月を改訂日とする確定給付企業年金制度および退職一時金制度の改定を平成24年4月1日より実施しております。また、平成24年4月1日より退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

確定給付企業年金制度および退職一時金制度の改定に伴い、過去勤務債務(債務の減額)が発生しており、確定拠出年金制度への移行に伴う一括費用処理額を除き、5年の定額法により改訂日から費用処理しております。

確定拠出年金制度への移行につきましては、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成14年3月29日 改正 平成19年2月7日)に基づき、退職給付制度改定損として958百万円を特別損失に計上しております。

役員退職慰労引当金

一部の海外連結子会社は、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、会社内規に基づく必要額を計上しております。

(追加情報)

国内連結子会社は役員の退職慰労金の支払いに備えるため、会社内規に基づく必要額を計上しておりましたが、当連結会計年度において役員退職慰労金制度を廃止し、打ち切り支給を決定いたしました。

これに伴い、当連結会計年度において国内連結子会社の役員退職慰労引当金の残高を取崩し、未払分については固定負債の「その他」に計上しております。

なお、固定負債の「その他」に含まれる国内連結子会社の役員退職慰労金の未払額は141百万円であります。

(4) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、海外連結子会社の資産および負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益および費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における「為替換算調整勘定」および「少数株主持分」に含めて計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

当社および一部の連結子会社は、繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。また、金利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

- イ) ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引
- 口) ヘッジ対象…営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金

ヘッジ方針

当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

当社の借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

ヘッジの有効性評価の方法

当社および一部の連結子会社の外貨建取引に係るヘッジ取引は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。

当社の借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

(6) のれんの償却に関する事項

のれんは発生原因に基づき20年以内で均等償却しております。平成22年4月1日より前に発生した負ののれんは5年で均等償却しております。

(7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手元現金、要求払預金および取得日から3カ月以内に満期日の到来する、流動性が高く容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない短期的な投資からなっております。

(8) その他連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、当社および国内連結子会社とも税抜方式によっております。連結納税制度の適用

当社および一部の国内連結子会社は、平成24年4月1日に開始する連結会計年度より連結納税制度の適用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けました。また、当連結会計年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成23年3月18日)および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

【会計方針の変更】

1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これに伴い前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映 した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、これによる影響については「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、注記事項、(1 株当たり情報)」に記載しております。

【未適用の会計基準等】

該当事項はありません。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

1 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の 訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関 する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(連結貸借対照表関係)

1 関連会社に係る注記

関連会社に対する主なものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度	当連結会計年度
	(平成23年3月31日)	(平成24年 3 月31日)
投資有価証券(株式)	275百万円	371百万円

2 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

(連結損益計算書関係)

1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
研究開発費	145,030百万円	125,142百万円
販売諸費	167,614	100,923
給料及び賞与	62,286	54,990

2 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
一般管理費	145,030百万円	125,142百万円
当期製造費用	-	-

3 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。

٠.				
	前連結会計年度		当連結会計年度	
	(自 平成22年4月1日		(自 平成23年4月1日	
	至 平成23年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
	土地	25百万円	機械装置及び運搬具	22百万円
	機械装置及75運搬且	24		

4 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。

		当連結会計年度 (自 平成23年4月1日	
至 平成23年3月31日	∃)	至 平成24年3月31日)	
無形固定資産その他	395百万円	建物及び構築物	102百万円
(ソフトウェア)		機械装置及び運搬具	65
建物及び構築物	244	有形固定資産その他	47
		(工具、器具及び備品)	
		無形固定資産その他	20
		(ソフトウェア)	

5 減損損失

当連結グループは、事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、賃貸資産、遊休資産および販売権等については個々にグルーピングしております。

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
事	建物及び構築物、土地	岐阜県大垣市
事業用資産	機械装置及び運搬具	米国
医療用医薬品販売の独占的権利	販売権等	東京都文京区 他

事業用資産については今後の使用見込みがないため減損損失を認識しております。また、医療用医薬品販売の独占的権利については市場環境および承認取得状況の変化に伴い、当該販売権の将来キャッシュ・フロー見積額が帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

当連結会計年度において計上した減損損失は743百万円であり、その主な内容は、販売権326百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率7.8%)または正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額等)を使用しております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

次の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所
医療用医薬品販売の独占的権利	販売権等	米国、イタリア
事業用資産	無形固定資産(その他)	米国

医療用医薬品販売の独占的権利については市場環境等の変化に伴い、当該販売権の将来キャッシュ・フロー見積額が帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。また、事業用資産については今後の使用見込みがないため減損損失を認識しております。

当連結会計年度において計上した減損損失は452百万円であり、その主な内容は、販売権418百万円であります。

当該資産グループの回収可能価額は、使用価値(割引率6.0%~10.0%)または正味売却価額により測定しております。

なお、正味売却価額については合理的に算定された価額(不動産鑑定評価額等)を使用しております。

(連結包括利益計算書関係)

1 その他の包括利益に係る組替調整額および税効果額

その他の包括利益に係る組督調整額おより	
	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)
当期発生額	4,409百万円
組替調整額	2,382
税効果調整前	2,026
税効果額	878
その他有価証券評価差額金	1,148
繰延ヘッジ損益	
当期発生額	767
組替調整額	503
税効果調整前	264
税効果額	18
繰延ヘッジ損益	245
為替換算調整勘定	
当期発生額	4,193
組替調整額	2
税効果調整前	4,191
税効果額	-
為替換算調整勘定	4,191
その他の包括利益合計	3,289

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	296,566		•	296,566
合計	296,566	-	-	296,566
自己株式				
普通株式	11,629	7	28	11,608
合計	11,629	7	28	11,608

- (注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

			新株予約権 新株予約権の目的となる株式の数(千株)		当連結会計		
区分	新株予約権の内訳	る株式の種類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとして の新株予約権		^	-		_	870
連結子会社	-			-			-
	合計			-			870

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成22年 5 月14日 取締役会	普通株式	22,795	80.00	平成22年3月31日	平成22年 5 月24日
平成22年10月28日 取締役会	普通株式	19,945	70.00	平成22年9月30日	平成22年11月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 5 月13日 取締役会	普通株式	22,796	利益剰余金	80.00	平成23年 3 月31日	平成23年 5 月24日

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	296,566	•	•	296,566
合計	296,566	•	•	296,566
自己株式				
普通株式	11,608	4	26	11,585
合計	11,608	4	26	11,585

- (注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

2 新株予約権および自己新株予約権に関する事項

		新株予約権 の目的とな					
区分	新株予約権の内訳	の目的となる る株式の種 類	当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	年度末残高 (百万円)
当社	ストック・オプションとして						990
=11	の新株予約権			-			990
連結子会社	-			-			-
合計				-			990

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年 5 月13日 取締役会	普通株式	22,796	80.00	平成23年3月31日	平成23年 5 月24日
平成23年11月 1 日 取締役会	普通株式	19,947	70.00	平成23年9月30日	平成23年11月17日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成24年5月15日 取締役会	普通株式	22,798	利益剰余金	80.00	平成24年 3 月31日	平成24年 5 月24日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

		Art — - 17-71-2
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
現金及び預金勘定	111,356百万円	104,444百万円
有価証券勘定	70,301	83,737
小計	181,658	188,182
預入期間が3カ月を超える定期預金等	75,040	73,283
取得日から償還日までの期間が3カ月		
を超える債券等	3,816	2,331
現金及び現金同等物	102,800	112,567

2 株式の売却により連結除外した連結子会社の資産及び負債の主な内訳

当連結会計年度に株式の売却により連結除外した連結子会社の資産および負債の内訳ならびに当該株式の売却価額と売却による支出の関係は次のとおりであります。

流動資産	4,822百万円
固定資産	984
流動負債	2,973
固定負債	148
その他	34
子会社株式売却益	3,547
売却価額	6,197
未収入金	6,197
連結除外した連結子会社の現金及び現金同等物	716
差引:連結の範囲の変更を伴う子会社株式の売却による支出	716

(リース取引関係)

(借主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

The state of the s					
	前連結会計年度	当連結会計年度			
	(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)			
	<u> </u>	<u> </u>			
1 年内	2,510百万円	2,160百万円			
1 年超	15,675	14,122			
合計	18,185	16,282			

(貸主側)

オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1年内	157百万円	168百万円
1年超	636	547
合計	794	715

(金融商品関係)

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当連結グループは、余裕資金を安全で流動性の高い金融資産で保有し、運転資金は銀行からの短期借入およびコマーシャル・ペーパーの発行により調達しております。また、企業買収のための資金を金融機関からの長期借入や社債の発行により調達しております。

デリバティブは、後述するリスクを回避する目的に限定した取引を行っており、投機目的での取引は 行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金には、顧客の信用リスクがあります。また、外貨建営業債権には為替変動リスクがあります。

有価証券および投資有価証券は、MMF等の短期金融商品、公社債および企業価値向上につながる取引 先企業等との相互保有株式等であり、市場の価格変動リスクがあります。

営業債務である支払手形、買掛金および未払金の支払期日は、概ね1年以内であります。また、その一部には外貨建のものがあり、為替変動リスクがあります。

短期借入金は、営業活動および研究開発活動に係る資金調達であり、長期借入金および社債は平成20年1月の企業買収に係る資金調達であり、最終の償還日は平成30年8月であります。このうち、変動金利の借入金には金利変動リスクがありますが、その一部についてはデリバティブ取引(金利スワップ取引)を利用してキャッシュ・フローをヘッジしております。また、借入金および社債には資金調達に係る流動性リスクがあります。

デリバティブ取引は、外貨建営業債権債務に係る為替変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした先物 為替予約取引、借入金に係る金利変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。

なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針およびヘッジの有効性の評価方法等については、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、4 会計処理基準に関する事項、(5) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社は、債権管理規程に従い、営業債権および長期貸付金について、各営業部門において主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日および残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減をはかっております。

デリバティブ取引の利用にあたっては、カウンターパーティーリスクを減殺するために、信用度の高い 金融機関を取引相手としております。

連結子会社においても、当社と同様のリスク管理を行っております。

市場リスク(為替や金利等の変動リスク)の管理

当社は、外貨建営業債権債務の為替変動リスクに対して、原則として先物為替予約を利用してヘッジしております。

なお、確実に発生すると見込まれる予定取引による外貨建営業債権債務に対して、為替相場の状況により、先物為替予約を行っております。

有価証券および投資有価証券については、定期的に時価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し、 担当執行役に報告するとともに、必要に応じて損失を限定するための売却を行っております。

借入金については、金利変動リスクを抑制するため、金利スワップ取引を利用しております。

デリバティブ取引については、社内管理規程に基づき、執行を財務・投資戦略部、事務管理を経理部会計センターおよびリスク管理を経理部で実施しております。また、上記の組織が常に取引の残高・評価損益等を点検し、その状況を随時担当執行役に報告しております。

連結子会社においても、当社と同様のリスク管理を行っております。

資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、財務・投資戦略部および経理部が適時に資金計画を作成、更新することにより、借入金の返済および社債の償還のための資金を計画的に確保しております。

連結子会社においても、当社と同様のリスク管理を行っております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれており、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

また、後述の「2 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

(5) 信用リスクの集中

営業債権である受取手形及び売掛金の約7割を、主要な取引先9社が占めております。

2 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	111,356	111,356	- (⊟/))
(2) 受取手形及び売掛金	195,234	,	
貸倒引当金(*1)	89		
差引	195,144	195,144	-
(3) 有価証券および投資有価証券	,		
満期保有目的の債券	14,547	14,827	280
その他有価証券	107,565	107,565	-
資産計	428,614	428,894	280
(1) 支払手形及び買掛金	22,004	22,004	-
(2) 1年内償還予定の社債	39,999	40,068	69
(3) 未払金	46,432	46,432	-
(4) 未払法人税等	24,070	24,070	-
(5) 社債	79,992	82,412	2,420
(6) 長期借入金	259,890	263,951	4,061
負債計	472,389	478,941	6,551
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(170)	(170)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの			
原則的処理方法	(1,369)	(1,369)	-
金利スワップの特例処理		(2,613)	(2,613)
デリバティブ取引計(*2)	(1,539)	(4,153)	(2,613)

^(*1) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金であります。

^(*2) デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については()で表示しており、ります。

(注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項 資産

(1) 現金及び預金(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券および投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「[注記事項](有価証券関係)」に記載しております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 1年内償還予定の社債(5) 社債

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(6) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理しているため、その時価は当該売掛金の時価に含めて記載しております。

なお、取引の区分ごとのデリバティブ取引に関する事項については、「[注記事項](デリバティブ取引関係)」に記載しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 現金及び預金	104,444	104,444	-
(2) 受取手形及び売掛金	197,166		
貸倒引当金(*1)	163		
差引	197,002	197,002	-
(3) 有価証券および投資有価証券			
その他有価証券	120,471	120,471	-
資産計	421,919	421,919	-
(1) 支払手形及び買掛金	26,205	26,205	-
(2) 短期借入金	6,000	6,000	-
(3) 1年内返済予定の長期借入金	40,000	40,000	-
(4) 未払金	41,540	41,540	-
(5) 未払法人税等	11,289	11,289	-
(6) 社債	79,994	82,208	2,213
(7) 長期借入金	219,314	226,355	7,041
負債計	424,345	433,600	9,255
(1) ヘッジ会計が適用されていないもの	(107)	(107)	-
(2) ヘッジ会計が適用されているもの			
原則的処理方法	(1,634)	(1,634)	-
金利スワップの特例処理	-	(2,023)	(2,023)
デリバティブ取引計(*2)	(1,741)	(3,764)	(2,023)

- (*1) 受取手形及び売掛金に対する貸倒引当金であります。
- (*2) デリバティブ取引によって生じた債権債務を純額で表示しており、負債となる項目については()で表示しており、ります。
- (注) 1 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金(2) 受取手形及び売掛金

短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 有価証券および投資有価証券

株式は取引所の価格を時価としており、債券他は取引金融機関から提示された価格を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、「[注記事項](有価証券関係)」に記載しております。

負債

- (1) 支払手形及び買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等 短期間で決済され、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。
- (3) 1年内返済予定の長期借入金(7) 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利が反映されるため、帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。また、固定金利によるものは、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で元利金の合計額を割り引く方法により、時価を算定しております。

(6) 社債

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

デリバティブ取引

取引金融機関から提示された価格を時価としております。ただし、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および買掛金と一体として処理しているため、その時価は当該債権債務の時価に含めて記載しております。

なお、取引の区分ごとのデリバティブ取引に関する事項については、「[注記事項](デリバティブ取引関係)」に記載しております。

2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分		前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)	
非上場株式	(百万円)	2,474	1,974	
関連会社株式	(百万円)	275	371	

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上記の「資産(3) 有価証券および投資有価証券」には含めておりません。

3 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	111,356	-	-	-
(2) 受取手形及び売掛金	195,234	-	-	-
(3) 有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	1,250	1,297	-	-
その他	-	-	-	12,000
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	-	-	-	1,457
その他	500	-	1	1
合計	308,341	1,297	-	13,457

当連結会計年度(平成24年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金及び預金	104,444	-	-	-
(2) 受取手形及び売掛金	197,166	-	-	-
(3) 有価証券および投資有価証券				
満期保有目的の債券				
国債・地方債等	-	-	-	-
社債	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
その他有価証券のうち満期があるもの				
債券(社債)	200	1,200	-	1,111
その他	-	-	-	-
合計	301,811	1,200	-	1,111

4 社債および借入金の連結決算日後の償還または返済予定額

前連結会計年度(平成23年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	40,000	80,000	-	-
借入金	-	108,260	151,630	-
合計	40,000	188,260	151,630	-

当連結会計年度(平成24年3月31日)

EDINET提出書類 エーザイ株式会社(E00939)

有価証券報告書

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
社債	-	80,000	-	-
借入金	46,000	124,314	95,000	-
合計	46,000	204,314	95,000	-

(有価証券関係)

1 満期保有目的の債券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

X	分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
	(1) 国債・地方債等	-	-	-
時価が連結貸借対照表	(2) 社債	1,649	1,662	13
計上額を超えるもの	(3) その他	12,000	12,287	287
	小計	13,649	13,950	301
	(1) 国債・地方債等	-	-	-
時価が連結貸借対照表	(2) 社債	897	876	20
計上額を超えないもの	(3) その他	-	-	-
	小計	897	876	20
合	計	14,547	14,827	280

当連結会計年度(平成24年3月31日) 該当事項はありません。

2 その他有価証券

前連結会計年度(平成23年3月31日)

X	分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
` *	(1) 株式	15,608	10,472	5,136
	(2) 債券			
連結貸借対照表計上額が四個原体を扱うこれ	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えるも	社債	82	12	70
 Ø	(3) その他	2,274	2,208	65
	小計	17,964	12,693	5,271
	(1) 株式	21,499	26,316	4,816
`±≠₩₩₩₩₩₩₽₽₽	(2) 債券			
連結貸借対照表計上額が四個原体を扱うない	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えない	社債	1,322	1,354	32
もの	(3) その他	66,778	66,780	1
	小計	89,600	94,451	4,851
合計		107,565	107,145	420

当連結会計年度(平成24年3月31日)

X	分	連結貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
\=\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\+\	(1) 株式	24,318	20,281	4,036
	(2) 債券			
連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えるも	社債	1,602	1,449	152
σ	(3) その他	2,125	2,039	85
	小計	28,046	23,771	4,275
	(1) 株式	10,107	11,805	1,697
``±≠±₹₩÷÷₩=±±↓₽¤	(2) 債券			
連結貸借対照表計上額	国債・地方債等	-	-	-
が取得原価を超えない もの 	社債	907	947	40
	(3) その他	81,410	81,411	1
	小計	92,425	94,164	1,739
合計		120,471	117,935	2,536

3 売却した満期保有目的の債券および保有目的の変更

	当連結会計年度 (自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日)			
種類	売却原価(百万円)	売却額(百万円)	売却益(百万円)	
金銭外信託	12,000	12,350	350	

当連結会計年度において、従来満期保有目的で保有していた債券の一部を長期有利子負債に係る返済用資金を確保するために、償還期限前に売却しております。このため、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第14号)第83項により、残るすべての満期保有目的の債券について保有目的区分をその他有価証券に変更いたしました。当連結会計年度末において、有価証券に201百万円、投資有価証券に1,163百万円含まれております。

この結果、満期保有目的の債券と同様の会計処理を行った場合に比べ、有価証券が1百万円増加、投資有価証券が35百万円減少、その他有価証券評価差額金が21百万円減少しております。

4 売却したその他有価証券

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)			(自 至	当連結会計年度 平成23年4月1 平成24年3月31	
種類	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
性規	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
(1) 株式	1,064	46	0	1,832	470	6
(2) その他	-	-	-	1	-	0

5 減損処理を行った有価証券

有価証券の減損にあたっては、回復可能性があると認められる場合を除き、当連結会計年度末における時価が期首取得原価の50%以下に下落したときに減損処理を行っております。また、回復可能性があると認められる場合を除き、当連結会計年度末における時価の下落率が取得原価の30%以上50%未満であるときは、前連結会計年度末および当連結会計年度末の時価ならびに当連結会計年度中の時価の推移を勘案して、減損処理を行っております。

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) その他有価証券の株式について637百万円の減損処理を行っております。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

(デリバティブ取引関係)

1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の	為替予約取引 売建				
取引	米ドル	6,487	-	59	59
	ユーロ	2,369	-	110	110
合計		8,857	-	170	170

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

区分	取引の種類	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)	評価損益 (百万円)
市場取引以外の 取引	為替予約取引 売建				
	米ドル	1,550	-	71	71
	ユーロ	818	-	30	30
	英ポンド	48	-	3	3
	買建				
	米ドル	1,953	-	1	1
合	計	4,370	-	107	107

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引

(1) 通貨関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
為替予約等の	為替予約取引 売建				
振当処理	米ドル	売掛金	1,013	-	-
	ユーロ	売掛金	1,028	-	-
			2,041	-	-

(注) 時価の算定方法

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金と一体として処理しているため、その時価は「[注記事項](金融商品関係)」に記載の売掛金の時価に含めて記載しております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
	為替予約取引				
原則的処理方法	買建				
	米ドル	買掛金	135	-	2
	為替予約取引				
	売建				
為替予約等の	米ドル	売掛金	759	-	-
振当処理	ユーロ	売掛金	1,602	-	-
	買建				
	米ドル	買掛金	56	-	-
	合計		2,553	-	2

(注) 時価の算定方法

為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている売掛金および買掛金と一体として処理しているため、その時価は「[注記事項](金融商品関係)」に記載の当該債権債務の時価に含めて記載しております。

(2) 金利関連

前連結会計年度(平成23年3月31日)

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	40,000	1,369
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	115,000	115,000	2,613
	合計		155,000	155,000	3,983

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

当連結会計年度(平成24年3月31日)

ヘッジ会計の 方法	取引の種類	主なヘッジ 対象	契約額等 (百万円)	契約額等のうち 1 年超 (百万円)	時価 (百万円)
原則的処理方法	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	40,000	40,000	1,636
金利スワップの 特例処理	金利スワップ取引 支払固定・受取変動	長期借入金	115,000	75,000	2,023
	合計		155,000	115,000	3,659

(注) 時価の算定方法

取引金融機関から提示された価格を時価としております。

(退職給付関係)

1 採用している退職給付制度の概要

< 当社 >

確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度および退職一時金制度を採用しております。上記退職金制度のうち、確定給付企業年金への移行割合は45%であります。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

また、平成24年4月1日より、確定給付企業年金制度および退職一時金制度の改定を実施するとともに、退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

<連結子会社>

一部の国内連結子会社は確定給付型の制度として、総合設立型厚生年金基金制度、確定給付企業年金制度 および退職一時金制度を採用しております。また、一部の海外連結子会社は確定給付型の制度のほか、確定拠 出型の制度を設けております。なお、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

2 退職給付債務に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
退職給付債務	117,434百万円	95,630百万円
年金資産(注1)	67,703	72,383
未積立退職給付債務	49,730	23,247
未認識数理計算上の差異	20,505	14,116
未認識過去勤務債務(債務の減額)(注2)	-	21,295
退職給付制度改定損		958
退職給付引当金	29,225	31,385

- (注) 1 平成23年9月に企業年金への給付を目的として設定した退職給付信託へ株式5,723百万円(時価)を拠出しております。
 - 2 平成24年1月に行った当社の退職金制度の改訂等により、過去勤務債務(債務の減額)が発生しております。
 - 3 一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり、簡便法を採用しております。

3 退職給付費用に関する事項

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
勤務費用(注1)	4,175百万円	3,575百万円
利息費用	2,851	2,683
期待運用収益	2,084	2,007
数理計算上の差異の費用処理額	3,828	8,254
過去勤務債務の費用処理額	1,275	1,043
確定拠出型年金制度への掛金等	2,174	1,492
退職給付制度改定損(注2)		958
退職給付費用(注3)	9,671	13,913

- (注) 1 簡便法を採用している連結子会社の退職給付費用は、「勤務費用」に含めております。
 - 2 確定拠出年金制度への移行に伴い発生が見込まれる損失であり、特別損失に計上しております。
 - 3 この他に、当連結会計年度において海外連結子会社の構造改革に伴う退職関連費用1,548百万円 (前連結会計年度5,502百万円)を販売費及び一般管理費に計上しております。

- 4 退職給付債務等の計算の基礎に関する事項
 - (1) 退職給付見込額の期間配分方法

期間定額基準

(2) 割引率

(-) 13311	
前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
主として2.5%	主として2.5%

(3) 期待運用収益率

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
主として4.0%	主として4.0%

- (4) 過去勤務債務の額の処理年数
 - 5年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により改訂日から費用処理 しております)
- (5) 数理計算上の差異の処理年数
 - 5年 (発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数による定額法により翌連結会計年度から 費用処理しております)
- 5 要拠出額を退職給付費用として処理している複数事業主制度に関する事項

国内連結子会社のうち3社は総合設立型厚生年金基金に加入しております。当該基金に関する事項は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年3月31日)
年金資産の額	403,992百万円	408,248百万円
年金財政計算上の給付債務の額	458,224	454,863
差引額	54,232	46,614

- (注) なお、上記については連結財務諸表作成日現在において入手可能な直近時点(前連結会計年度は 平成22年3月31日現在、当連結会計年度は平成23年3月31日現在)の情報に基づき作成しており ます。
- (2) 制度全体に占める当該3社の掛金拠出割合

前連結会計年度	当連結会計年度
(自 平成22年 4 月 1 日	(自 平成23年4月1日
至 平成23年 3 月31日)	至 平成24年3月31日)
0.7%	0.7%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額46,614百万円の主な要因は、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高43,398百万円 および前年度からの繰越不足金残高3,215百万円であります。

なお、年金財政計算上の未償却過去勤務債務残高の償却方法は元利均等償却方式、事業主負担掛金率 1.55%、償却残余期間は7年10カ月(平成23年3月31日現在)であります。

また、上記(2)の掛金拠出割合は、当該3社の実際の負担割合とは一致しません。

(ストック・オプション等関係)

1 ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
売上原価	10百万円	10百万円
販売費及び一般管理費	119	109
合計	129	120

2 ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

会社名 決議年月日	当社 平成13年 6 月28日	当社 平成14年 6 月27日	当社 平成15年 6 月24日	
付与対象者の区分及び数	当社取締役 7名	当社取締役 4名	当社取締役 7名	
11-7/3/1-0/2/7/2000	当社使用人 35名	当社使用人 37名	当社使用人 43名	
ストック・オプション数(注)	普通株式 180,000株	普通株式 175,000株	普通株式 210,000株	
付与日	平成13年8月1日	平成14年7月1日	平成15年7月1日	
 権利確定条件	権利確定条件は付されてお	同左	同左	
惟利唯足示什	りません。	四在	四生	
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり	同左	同左	
X1 家 到 7万 共7 日	ません。	四在	四在	
権利行使期間	平成13年9月3日~	平成14年7月1日~	平成15年7月1日~	
1住小111丈卯1日	平成23年 6 月28日	平成24年 6 月27日	平成25年 6 月24日	

会社名 決議年月日	当社 平成16年 6 月24日	当社 平成17年 6 月24日	当社 平成18年 6 月23日	
	当社取締役 11名	当社取締役 11名	当社取締役 10名	
付与対象者の区分及び数	当社執行役 18名	当社執行役 20名	当社執行役 22名	
	当社使用人 27名	当社使用人 31名	当社使用人 32名	
ストック・オプション数(注)	普通株式 238,000株	普通株式 262,000株	普通株式 254,000株	
付与日	平成16年7月1日	平成17年7月1日	平成18年7月10日	
権利確定条件	権利確定条件は付されてお	同左	同左	
惟利唯足未什	りません。	四年		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり	同左	 同左	
X13X重加有共和国	ません。	四生	四生	
 権利行使期間	平成16年7月1日~	平成19年7月1日~	平成20年7月10日~	
作作]1][文别]目	平成26年 6 月24日	平成27年 6 月24日	平成28年 6 月23日	

会社名 決議年月日	当社 平成19年 6 月22日	当社 平成20年 6 月20日	当社 平成21年 6 月19日
バルボーノコロ	当社取締役 10名	当社取締役 10名	当社取締役 10名
付与対象者の区分及び数	当社執行役 24名	当社執行役 26名	当社執行役 27名
	当社使用人 32名	当社使用人 36名	当社使用人 36名
ストック・オプション数(注)	普通株式 264,000株	普通株式 288,000株	普通株式 291,000株
付与日	平成19年7月9日	平成20年7月7日	平成21年7月6日
		付与日(平成20年7月7日)	付与日(平成21年7月6日)
		以降、権利確定日(平成22年	以降、権利確定日(平成23年
	 権利確定条件は付されてお	6月20日)まで継続して勤務	l '
権利確定条件		していること。その他の条件	していること。その他の条件
	りません。 	は、割当を受けた者との間で	は、割当を受けた者との間で
		締結する新株予約権割当契	締結する新株予約権割当契
		約による。	約による。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはあり	平成20年7月7日~	平成21年7月6日~
入)多个主机打开机门印	ません。	平成22年 6 月20日	平成23年 6 月19日
権利行使期間	平成21年7月9日~	平成22年 6 月21日 ~	平成23年6月20日~
1年小儿 1天初间	平成29年 6 月22日	平成30年6月20日	平成31年 6 月19日

会社名 決議年月日	当社 平成22年 6 月18日	当社 平成23年 6 月21日	
	当社取締役 10名	当社取締役 10名	
付与対象者の区分及び数	当社執行役 18名	当社執行役 18名	
	当社使用人 57名	当社使用人 55名	
ストック・オプション数(注)	普通株式 319,000株	普通株式 311,000株	
付与日	平成22年7月5日	平成23年7月7日	
	付与日(平成22年7月5日)		
	以降、権利確定日(平成24年	以降、権利確定日(平成25年	
	6月18日)まで継続して勤務	6月21日)まで継続して勤務	
権利確定条件	していること。その他の条件	していること。その他の条件	
	は、割当を受けた者との間で	は、割当を受けた者との間で	
	締結する新株予約権割当契	締結する新株予約権割当契	
	約による。	約による。	
対象勤務期間	平成22年7月5日~	平成23年7月7日~	
X13水等加资料间	平成24年 6 月18日	平成25年 6 月21日	
権利行使期間	平成24年 6 月19日 ~	平成25年6月22日~	
1年791]	平成32年 6 月18日	平成33年 6 月21日	

⁽注) 株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況 ストック・オプションの数

決議年月日	平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年 6 月24日	平成16年 6 月24日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	29,500	104,100	50,900	188,800
権利確定	-	-	-	-
権利行使	7,000	13,000	4,600	1,700
失効	22,500	-	-	-
当連結会計年度末未行使残	-	91,100	46,300	187,100

決議年月日	平成17年6月24日	平成18年6月23日	平成19年6月22日	平成20年6月20日
権利確定後 (株)				
前連結会計年度末	234,400	254,000	264,000	283,000
権利確定	-	-	-	-
権利行使	-	-	-	-
失効	-	-	-	-
当連結会計年度末未行使残	234,400	254,000	264,000	283,000

決議年月日	平成21年 6 月19日	平成22年6月18日	平成23年 6 月21日
権利確定前 (株)			
前連結会計年度末	291,000	319,000	-
付与	-	-	311,000
失効	-	3,000	3,000
権利確定	291,000	11,000	3,000
当連結会計年度末未確定残	-	305,000	305,000
権利確定後 (株)			
前連結会計年度末	-	-	-
権利確定	291,000	11,000	3,000
権利行使	-	-	-
失効	-	-	-
当連結会計年度末未行使残	291,000	11,000	3,000

単価情報

決議年月日		平成13年6月28日	平成14年6月27日	平成15年6月24日	平成16年6月24日
付与日		平成13年8月1日	平成14年7月1日	平成15年7月1日	平成16年7月1日
権利行使価格	(円)	2,668	3,165	2,520	3,170
行使時平均株価	(円)	3,078	3,330	3,266	3,130
付与日における公正な評価単価	(円)	-	-	-	-

決議年月日		平成17年6月24日	平成18年6月23日	平成19年6月22日	平成20年6月20日
付与日		平成17年7月1日	平成18年7月10日	平成19年7月9日	平成20年7月7日
権利行使価格	(円)	3,820	5,300	5,480	3,760
行使時平均株価	(円)	-	-	-	-
付与日における公正な評価単価	(円)	-	1,161	991	530

決議年月日		平成21年6月19日	平成22年 6 月18日	平成23年6月21日
付与日		平成21年7月6日	平成22年7月5日	平成23年7月7日
権利行使価格	(円)	3,320	2,981	3,140
行使時平均株価	(円)	-	-	-
付与日における公正な評価単価	(円)	471	348	417

3 ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

当連結会計年度において付与されたストック・オプション(付与日 平成23年7月7日)についての公正な評価単価の見積方法は、次のとおりであります。

- (1) 使用した評価技法 ブラック・ショールズ式
- (2) 主な基礎数値および見積方法

株価変動性(注1)	27.395%
予想残存期間(注2)	6年
予想配当(注3)	150円 / 株
無リスク利子率(注4)	0.562%

- (注) 1 評価基準日における過去6年間の株価実績に基づき算定しております。
 - 2 合理的な見積もりが困難であるため、権利行使期間の中間点において行使されるものと推定して見積もっております。
 - 3 平成23年7月時点における平成24年3月期の配当予想によっております。
 - 4 上記の予想残存期間に対応する国債の利回りであります。

4 ストック・オプションの権利確定数の見積方法

将来の失効数の合理的な見積もりは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
(1) 流動の部		
繰延税金資産		
委託研究費	20,068百万円	16,948百万円
未払賞与	5,646	5,608
試験研究費の法人税額特別控除	-	4,109
売上割戻引当金	4,058	4,008
たな卸資産未実現利益	5,951	3,780
その他	7,957	8,232
繰延税金資産小計	43,682	42,688
評価性引当額	4,510	209
繰延税金資産合計	39,172	42,479
繰延税金負債		
その他	53	-
(2) 固定の部		
繰延税金資産		
委託研究費	26,371百万円	18,098百万円
退職給付引当金	19,091	17,511
減価償却費	12,356	11,264
税務上の繰延資産	7,003	5,969
試験研究費の法人税額特別控除	6,709	1,472
その他	9,751	9,184
繰延税金資産小計	81,284	63,500
評価性引当額	2,005	2,033
繰延税金資産合計	79,278	61,466
繰延税金負債		
販売権	22,514	16,657
技術資産	17,182	15,890
その他	6,581	6,836
繰延税金負債合計	46,278	39,384
繰延税金資産の純額(注)	33,000	22,082
(注) 繰延税金資産の純額は、連結貸借対照表の次のエ	頁目に含まれております。	
	前連結会計年度 (平成23年3月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
固定資産 繰延税金資産	57,802百万円	<u>(十), 2+4 3 月 3 日)</u> 45, 101百万円
固定負債 繰延税金負債	24,802	23,019

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (平成23年 3 月31日)	当連結会計年度 (平成24年 3 月31日)
法定実効税率	41.0%	41.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0	2.1
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.2	0.2
試験研究費の法人税額特別控除	13.4	8.6
連結子会社との税率差等	0.8	1.6
評価性引当額	1.7	5.1
のれん償却額	2.7	2.7
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	7.5
その他	0.9	0.1
税効果会計適用後の法人税等の負担率	33.9	37.7

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度より法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、平成24年4月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については41.0%から38.0%に、平成27年4月1日以後に開始する連結会計年度に解消が見込まれる一時差異については41.0%から35.5%に変更いたしました。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産(繰延税金負債控除後)が6,953百万円減少し、その他有価証券評価差額金が115百万円増加し、繰延ヘッジ損益が89百万円減少しております。また、税金費用(法人税等調整額)が6,978百万円増加しております。

(企業結合等関係)

1 事業分離(子会社株式売却)

平成24年2月8日、当社はロバート・ボッシュ社(ドイツ)と、当社グループの製薬用機械事業を担う連結子会社4社の全株式を譲渡する旨の資産譲渡契約を締結いたしました。

(1) 事業分離の概要

分離先企業の名称

ロバート・ボッシュ社(ドイツ)および同社の関係会社(以下、「ボッシュ・グループ」という)

分離した事業の内容

製薬用機械等の製造・販売

事業分離を行った主な理由

製薬用機械の市場環境は益々厳しさを増しており、今後とも、製薬用機械事業が革新的な製品をグローバルかつ継続的に提供していくためには、製造における最先端の技術とノウハウを有する企業との戦略的アライアンスが不可欠であり、ボッシュ・グループのグローバル市場におけるプレゼンスや、同グループが保有する医薬用製剤機械における技術やノウハウとのシナジーが将来の発展につながると判断いたしました。

当社グループは医薬品事業に更に集中し、イノベーションの加速と経営資源の効率化により企業価値向上に努めてまいります。

事業分離日

平成24年3月30日

法的形式を含む取引の概要

製薬用機械事業を担う連結子会社 4 社の全株式を売却

(2) 実施した会計処理の概要

譲渡損益の金額

子会社株式売却益 3,547百万円

分離した事業に係る資産および負債の帳簿価額ならびにその主な内訳

流動資産	4,822百万円
固定資産	984
資産合計	5,806
流動負債	2,973
固定負債	148
負債合計	3,122

- (3) セグメント情報の開示において、分離した事業が含まれている区分の名称 報告セグメントに含まれない「その他」の事業であります。
- (4) 当連結会計年度の連結損益計算書に計上されている分離した事業に係る損益の概算額

売上高 7,793百万円

営業利益 180

(資産除去債務関係)

該当事項はありません。

(賃貸等不動産関係)

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当連結グループのセグメントは、医薬品事業とその他事業から構成されており、医薬品事業の各リージョンを報告セグメントとしております。当連結グループの報告セグメントは、当連結グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、経営資源の配分の決定および業績を評価するために、トップマネジメントが定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当連結グループは、従来、医薬品事業を日本、米国、欧州、アジア(中国含む)、ニューマーケット(インド・中東等)の5リージョン体制としておりましたが、当連結会計年度よりイースト・アジア(日本、中国、韓国、台湾、香港)、米国、欧州、ニューマーケット・アセアン(ブラジル、メキシコ、ロシア、カナダ、オーストラリア、インド、中東、東南アジア等)の4リージョンに変更いたしました。

これに伴い報告セグメントの区分方法を変更し、日本医薬品事業および従来アジア医薬品事業に含めていた中国、韓国、台湾、香港をイースト・アジア医薬品事業に、中国、韓国、台湾、香港を除くアジア医薬品事業およびニューマーケット医薬品事業をニューマーケット・アセアン医薬品事業に区分しております。この区分方法の変更は前連結会計年度のセグメント情報に反映しております。

2 報告セグメントごとの売上高、利益(又は損失)、資産及び負債等の額の算定方法

報告セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの数値は、外部顧客への売上高とそれに対応する営業利益であります。

なお、研究開発費および一部の販売費及び一般管理費については、リージョン単位では統括していないため、報告セグメントに配分しておりません。

資産については、当連結グループ全体での経営資源配分の最適化を考慮し、投資の意思決定を行っております。

なお、報告セグメントの資産および負債等の額ならびに減価償却費等の資産に関連する費用項目については、報告セグメントごとに把握することが困難なため、記載しておりません。

3 報告セグメントごとの売上高、利益(又は損失)に関する情報 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント					
医薬品事業			】 その他				
	イースト・ アジア	米国	区欠州	ニュー マーケット ・アセアン	計	(注)	合計
外部顧客への売上高	375,728	303,035	44,351	6,944	730,061	38,853	768,914
セグメント利益	149,130	94,406	4,694	997	249,229	17,699	266,929

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

		幸	告セグメン l	-			
医薬品事業			との他 しょう	A+1			
	イースト・ アジア	米国	区欠州	ニュー マーケット ・アセアン	計	(注)	合計
外部顧客への売上高	400,360	157,404	42,159	7,152	607,076	40,900	647,976
セグメント利益	167,746	33,954	7,146	997	209,845	19,328	229,173

(注)「その他」の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、医薬品原料・製薬用機械などに係る事業を含んでおります。

有価証券報告書

4 報告セグメント合計額と連結財務諸表計上額との差額および当該差額の主な内容(差異調整に関する事項)

(単位:百万円)

		(ナル・ロババ)
	前連結会計年度	当連結会計年度
売上高	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
報告セグメント計	730,061	607,076
「その他」の区分の売上高	38,853	40,900
連結財務諸表の売上高	768,914	647,976

(単位:百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
利益	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
報告セグメント計	249,229	209,845
「その他」の区分の利益	17,699	19,328
研究開発費(注1)	145,030	125,142
親会社の本社管理費等(注2)	8,781	8,282
連結財務諸表の営業利益	113,117	95,748

- (注) 1 当連結グループは、研究開発費をグローバルに管理しているため、セグメントに配分しておりません。
 - 2 親会社の本社管理費等は、当連結グループ全体の運営に係る費用であるため、セグメントに配分しておりません。

【関連情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1 製品及びサービ	ごスごとの情報				(単位:百万円)
	アリセプト	パリエット / アシフェックス	がん関連 領域製品	その他	合計
外部顧客への売上高	290,360	136,929	80,283	261,340	768,914

2 地域ごとの情報

(単位:百万円) (1) 売上高

日本	米国	欧州	その他	合計
367,531	311,451	54,590	35,340	768,914

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、日本および米国以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりであります。

欧州:英国、フランス、ドイツ等

その他:アジア諸国および中南米諸国等

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
91,129	34,696	15,992	7,314	149,132

(注) その他の区分に属する主な国はインドおよび中国であります。

3 主要な顧客ごとの情報

(単位:百万円)

顧客の名称	売上高	関連するセグメント名
マッケソン社	107,698	米国医薬品事業
アルフレッサ ホールディングス(株)	83,962	イースト・アジア医薬品事業
アメリソースバーゲン社	83,523	米国医薬品事業

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

(単位:百万円)

					(1 12 1 17 17 17
	アリセプト	パリエット/	がん関連	その他	合計
	,,,,,,	アシフェックス	領域製品	C 45 18	H#1
外部顧客への売上高	147,058	126,384	93,134	281,399	647,976

2 地域ごとの情報

(1) 売上高 (単位:百万円)

()	(
日本	米国	欧州	その他	合計
389,648	164,300	56,641	37,385	647,976

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国または地域に分類しております。

なお、日本および米国以外の区分に属する主な国または地域は次のとおりであります。

欧州:英国、フランス、ドイツ等

その他:アジア諸国および中南米諸国等

(2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	米国	英国	その他	合計
85,639	36,286	14,814	6,837	143,578

(注) その他の区分に属する主な国はインドおよび中国であります。

3 主要な顧客ごとの情報

	(112:17313)		
顧客の名称	売上高	関連するセグメント名	
アルフレッサ ホールディングス(株)	85,287	イースト・アジア医薬品事業	
㈱スズケン	75,427	イースト・アジア医薬品事業	
㈱メディパルホールディングス	70,967	イースト・アジア医薬品事業	

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】 前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

(単位:百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	米国 医薬品事業	欧州 医薬品事業	ニューマーケット ・アセアン 医薬品事業	合計
減損損失	34	-	-	-	34

(注) 当連結会計年度において報告セグメントに配分していない固定資産に係る減損損失は709百万円であり、その主な 内容は、その他事業等の有形固定資産414百万円および償却を開始していない販売権等294百万円であります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	米国 医薬品事業	欧州 医薬品事業	ニューマーケット ・アセアン 医薬品事業	合計
減損損失	-	418	16	-	435

⁽注) 当連結会計年度において報告セグメントに配分していない固定資産に係る減損損失は16百万円であり、その主な内容は、その他無形固定資産であります。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

(単位:百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	米国 医薬品事業	欧州 医薬品事業	ニューマーケット ・アセアン 医薬品事業	合計
当期償却額	324	7,983	119	-	7,777
当期末残高	487	127,811	639	-	127,963

⁽注) イースト・アジア医薬品事業の当期償却額および当期末残高は、平成22年4月1日より前に発生した負ののれんであります。

当連結会計年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

(単位:百万円)

	イースト・アジア 医薬品事業	米国 医薬品事業	欧州 医薬品事業	ニューマーケット ・アセアン 医薬品事業	合計
当期償却額	487	7,358	114	-	6,985
当期末残高	-	118,573	481	-	119,054

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 該当事項はありません。

【関連当事者情報】

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1 株当たり純資産額	1,418円35銭	1,462円53銭
1株当たり当期純利益	236円52銭	205円33銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	236円51銭	205円31銭

(注) 1 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

		前連結会計年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当連結会計年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり当期純利益			
(1) 当期純利益	(百万円)	67,394	58,511
(2) 普通株主に帰属しない金額	(百万円)	-	-
(3) 普通株式に係る当期純利益	(百万円)	67,394	58,511
(4) 普通株式の期中平均株式数	(千株)	284,937	284,966
潜在株式調整後1株当たり当期純和	J益		
普通株式増加数	(千株)	14	18
(うち新株引受権)	(千株)	(5)	(0)
(うち新株予約権)	(千株)	(9)	(18)
希薄化効果を有しないため、潜在株:	式調整後	次の株主総会または取締役会	次の株主総会または取締役会
1株当たり当期純利益の算定に含め	なかった	決議分の新株予約権(目的とな	決議分の新株予約権(目的とな
潜在株式の概要		る株式の数1,645千株)。	る株式の数1,343千株)。
		・平成17年6月24日決議分	・平成17年6月24日決議分
		・平成18年6月23日決議分	・平成18年6月23日決議分
		・平成19年6月22日決議分	・平成19年6月22日決議分
		・平成20年6月20日決議分	・平成20年6月20日決議分
		・平成21年6月19日決議分	・平成23年6月21日決議分
		・平成22年6月18日決議分	なお、概要は「第4 提出会社
		なお、概要は「第4 提出会社	の状況、1 株式等の状況、(2)
		の状況、1 株式等の状況、(2)	新株予約権等の状況」に記載
		新株予約権等の状況」に記載	のとおりであります。
		のとおりであります。	

2 「会計方針の変更」に記載のとおり、前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、 遡及修正前の前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額は、236円51銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当連結会計 年度期首残高 (百万円) (注1)	当連結会計 年度末残高 (百万円) (注 1)	利率 (%)	担保	償還期限
当社	 第 5 回無担保普通社債	平成20年	39,999		年1.34	<i>+</i> >1	平成23年
│ ⇒ 杜	\$ 3 凹無担体官週位頂 	6月6日	(39,999)	-	4 1.34	なし	6月6日
当社	第 6 同無担促並済社 <u>傳</u>	平成20年	40, 005	49,997	41 62	<i>+</i> >1	平成25年
│ ⇒ 杜	社 第6回無担保普通社債		6月6日 49,995	49,991	年1.63	なし	6月6日
当社	 第 7 回無担保普通社債	平成20年	20, 006	20, 007	年1.83	<i>+</i> >1	平成27年
I ⇒↓⊤		6月6日	29,996	29,997	#1.63	なし	6月5日
合計			119,991	79,994			
	-	_	(39,999)	(-)	-	-	-

- (注) 1 ()内に1年以内償還予定額を内書きしております。
 - 2 連結決算日後5年以内における償還予定額は、次のとおりであります。

1 年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)
-	50,000	-	30,000	

【借入金等明細表】

区分	当連結会計 年度期首残高 (百万円)	当連結会計 年度末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	-	6,000	年0.28	-
1年以内に返済予定の長期借入金	-	40,000	年1.23	平成24年8月
1年以内に返済予定のリース債務	1,129	885	-	-
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	259,890	219,314	年2.25	平成25年~ 平成30年
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く)	1,462	984	-	平成25年~ 平成33年
その他有利子負債				
代理店預り金	2,581	2,965	年1.01	-
合計	265,063	270,149	-	-

- (注) 1 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均率を記載しております。
 - 2 金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップ後の固定金利を適用して記載しております。
 - 3 リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。
 - 4 長期借入金およびリース債務(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年以内における返済予定額は、次のとおりであります。

	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	16,438	43,219	8,219	56,438
リース債務	602	256	86	21

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首および当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首および当連結会計年度末における負債および純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	第 2 四半期 自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日	第3四半期 自平成23年4月1日 至平成23年12月31日	当連結会計年度 自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日	
売上高 (百万円	167,292	331,021	504,800	647,976	
税金等調整前四半期 (当期)純利益 (百万円	21,127	49,669	80,001	94,648	
四半期(当期)純利益 (百万円	13,505	33,326	49,191	58,511	
1株当たり 四半期(当期)純利益 (円	47.39	116.95	172.62	205.33	

(会計期間)		第1四半期 自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日	第2四半期 自 平成23年7月1日 至 平成23年9月30日	第 3 四半期 自 平成23年10月 1 日 至 平成23年12月31日	第 4 四半期 自 平成24年 1 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
1株当たり 四半期純利益	(円)	47.39	69.56	55.67	32.70

2【財務諸表等】 (1)【財務諸表】 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	91,326	80,871
受取手形	612	704
売掛金	154,834	148,692
有価証券	4,658	3,148
商品及び製品	19,991	23,965
仕掛品	12,430	13,269
原材料及び貯蔵品	9,494	10,477
繰延税金資産	24,402	25,455
その他	15,589	17,139
流動資産合計	333,341	323,725
固定資産		
有形固定資産		
建物	119,000	120,085
減価償却累計額	76,283	3 79,279
建物(純額)	42,717	40,80
構築物	8,207	8,31
減価償却累計額	6,213	6,363
構築物(純額)	1,994	1,948
機械及び装置	81,975	81,219
減価償却累計額	69,158	3 70,583
機械及び装置(純額)	12,816	10,633
車両運搬具	375	37
減価償却累計額	348	350
車両運搬具(純額)	26	1:
工具、器具及び備品	36,081	36,43
減価償却累計額	30,794	31,822
工具、器具及び備品(純額)	5,287	4,609
土地	11,205	11,20
リース資産	4,189	2,584
減価償却累計額	3 2,042	3 1,279
リース資産 (純額)	2,146	1,304
建設仮勘定	186	88
有形固定資産合計	76,381	71,412
無形固定資産		
特許権	6	2
ソフトウエア	9,767	10,420
販売権	14,181	14,774
その他	457	409
無形固定資産合計	24,413	25,606

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	49,714	35,453
関係会社株式	439,543	438,712
出資金	30	30
長期貸付金	4	2
長期前払費用	243	243
繰延税金資産	56,439	43,804
その他	3,825	3,864
貸倒引当金	194	153
投資その他の資産合計	549,607	521,958
固定資産合計	650,401	618,976
資産合計	983,743	942,701
負債の部		
流動負債		
支払手形	193	126
買掛金	8,702	14,333
短期借入金	-	6,000
1年内返済予定の長期借入金	-	40,000
1年内償還予定の社債	39,999	-
リース債務	961	687
未払金	34,697	32,219
未払費用	12,918	11,750
未払法人税等	21,613	4,931
預り金	13,695	18,165
返品調整引当金	280	328
返品廃棄損失引当金	213	342
その他	2,925	2,023
流動負債合計	136,201	130,906
固定負債		
社債	79,992	79,994
長期借入金	210,000	170,000
リース債務	1,242	657
退職給付引当金	25,286	27,727
資産除去債務	1,005	1,022
その他	2,811	3,834
固定負債合計	320,337	283,237
負債合計	456,538	414,144

有価証券報告書(単位:百万円)

		(112.11313
	前事業年度 (平成23年3月31日)	当事業年度 (平成24年3月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	44,985	44,985
資本剰余金		
資本準備金	55,222	55,222
その他資本剰余金	1,688	1,675
資本剰余金合計	56,910	56,898
利益剰余金		
利益準備金	7,899	7,899
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	125	137
別途積立金	337,880	337,880
繰越利益剰余金	119,339	118,956
利益剰余金合計	465,244	464,873
自己株式	39,499	39,422
株主資本合計	527,641	527,334
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	499	1,287
繰延ヘッジ損益	808	1,055
評価・換算差額等合計	1,307	232
新株予約権	870	990
純資産合計	527,204	528,557
負債純資産合計	983,743	942,701

(単位:百万円)

【捐益計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成23年3月31日) 至 平成24年3月31日) 売上高 389.854 318,596 製品売上高 74,753 商品売上高 89,627 464,607 売上高合計 408,224 売上原価 商品及び製品期首たな卸高 18,695 19,991 42,780 40,884 当期製品製造原価 42,773 51,047 当期商品仕入高 合計 104,249 111,924 7,583 他勘定受入高 6,654 商品及び製品期末たな卸高 19,991 23,965 売上原価合計 91,842 94,612 372,764 売上総利益 313,611 返品調整引当金繰入額 48 返品調整引当金戻入額 10 差引売上総利益 372,775 313,563 259,233 246,629 販売費及び一般管理費 営業利益 113,541 66,934 営業外収益 受取利息 212 137 有価証券利息 172 33 993 1,056 受取配当金 239 その他 229 営業外収益合計 1,616 1,456 営業外費用 支払利息 3,621 3,621 社債利息 1,904 1,469 為替差損 2,481 265 その他 206 166 5,523 営業外費用合計 8,212 経常利益 106,945 62,867 特別利益 5 19 19 固定資産売却益 子会社株式売却益 3,471 退職給付信託設定益 1,881 貸倒引当金戻入額 1,726 その他 50 496 特別利益合計 1,796 5,868 特別損失 固定資産処分損 691 110 294 減損損失 投資有価証券評価損 636 退職給付制度改定損 958 資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額 619 その他 0 10 特別損失合計 2,253 1,068 税引前当期純利益 106,488 67,667

EDINET提出書類 エーザイ株式会社(E00939)

有価証券報告書

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
法人税、住民税及び事業税	30,428	14,743
法人税等調整額	2,667	10,551
法人税等合計	33,095	25,294
当期純利益	73,393	42,373

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)		当事業年度 (自 平成23年4月1 至 平成24年3月3°	
区分	注記 番号	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
原材料費		17,315	37.0	16,873	37.1
労務費		11,827	25.3	11,690	25.7
経費	(注2)	17,669	37.7	16,944	37.2
当期総製造費用		46,812	100.0	45,507	100.0
仕掛品期首たな卸高		12,932		12,430	
合計		59,744		57,938	
仕掛品期末たな卸高		12,430		13,269	
他勘定振替高	(注3)	4,533		3,784	
当期製品製造原価		42,780		40,884	

- (注) 1 原価計算の方法は、組別、工程別総合原価計算であり、標準原価計算制度を採用しております。
 - 2 「経費」の主なものは、減価償却費4,765百万円(前事業年度4,927百万円)、外注加工費4,227百万円(前事業年度3,028百万円)であります。
 - 3 「他勘定振替高」の主なものは、受託加工費の未収入金への振替および研究開発費への振替であります。

(単位:百万円)

【株主資本等変動計算書】

前事業年度 当事業年度 (自 平成22年4月1日 (自 平成23年4月1日 至 平成23年3月31日) 至 平成24年3月31日) 株主資本 資本金 44,985 44,985 当期首残高 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 44,985 44,985 資本剰余金 資本準備金 当期首残高 55,222 55,222 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 55,222 55,222 その他資本剰余金 当期首残高 1,706 1,688 当期変動額 自己株式の処分 18 12 当期変動額合計 18 12 当期末残高 1,688 1,675 資本剰余金合計 56,910 当期首残高 56,928 当期変動額 自己株式の処分 18 12 当期変動額合計 18 12 当期末残高 56,910 56,898 利益剰余金 利益準備金 当期首残高 7,899 7,899 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 7,899 7,899 その他利益剰余金 固定資産圧縮積立金 当期首残高 125 125 当期変動額 固定資産圧縮積立金の積立 11 固定資産圧縮積立金の取崩 0 _ 当期変動額合計 11 0 当期末残高 125 137 別途積立金 当期首残高 337,880 337,880 当期変動額 当期変動額合計 当期末残高 337,880 337,880

有価証券報告書(単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
———— 繰越利益剰余金		
当期首残高	88,686	119,339
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	-	11
固定資産圧縮積立金の取崩	0	-
剰余金の配当	42,740	42,744
当期純利益	73,393	42,373
当期変動額合計	30,652	382
当期末残高	119,339	118,956
利益剰余金合計		
当期首残高	434,592	465,244
当期変動額		
固定資産圧縮積立金の積立	-	-
固定資産圧縮積立金の取崩	-	-
剰余金の配当	42,740	42,744
当期純利益	73,393	42,373
当期変動額合計	30,652	371
当期末残高	465,244	464,873
自己株式		
当期首残高	39,574	39,499
当期変動額		
自己株式の処分	96	89
自己株式の取得	21	12
当期変動額合計	75	76
当期末残高	39,499	39,422
株主資本合計		
当期首残高	496,932	527,641
当期変動額		
剰余金の配当	42,740	42,744
当期純利益	73,393	42,373
自己株式の処分	78	76
自己株式の取得	21	12
当期変動額合計	30,709	307
当期末残高 当期末残高	527,641	527,334
	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	<u> </u>

有価証券報告書 (単位:百万円)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
当期首残高	4,254	499
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	4,754	1,787
当期变動額合計	4,754	1,787
当期末残高	499	1,287
繰延ヘッジ損益		
当期首残高	609	808
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	198	247
当期変動額合計	198	247
当期末残高	808	1,055
評価・換算差額等合計		
当期首残高	3,645	1,307
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純 額)	4,953	1,540
当期変動額合計	4,953	1,540
当期末残高	1,307	232
新株予約権		
当期首残高	741	870
当期变動額		
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	129	120
当期変動額合計	129	120
当期末残高	870	990
純資産合計		
当期首残高	501,318	527,204
当期変動額		
剰余金の配当	42,740	42,744
当期純利益	73,393	42,373
自己株式の処分	78	76
自己株式の取得	21	12
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	4,823	1,660
当期変動額合計	25,885	1,352
当期末残高	527,204	528,557

【重要な会計方針】

- 1 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式および関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2 デリバティブ等の評価基準および評価方法

時価法を採用しております。

- 3 たな卸資産の評価基準および評価方法
 - (1) 商品、製品、仕掛品、原材料、貯蔵品

総平均法による原価法(貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定) を採用しております。

- 4 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物15~50年機械及び装置6~7年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、主な償却期間は次のとおりであります。

自社利用のソフトウェア5年販売権5~10年

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 5 引当金の計上基準
 - (1) 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念 債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 返品調整引当金

販売済商品及び製品の期末日後に予想される返品による損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および当事業年度の利益率を乗じた金額を計上しております。

(3) 返品廃棄損失引当金

販売済商品及び製品の期末日後に予想される返品に伴う廃棄損失に備えるため、期末売上債権残高に直近2事業年度平均の返品率および返品廃棄率を乗じた金額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、期末日における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき、期末日において発生していると認められる額を計上しております。

過去勤務債務は償却年数5年の定額法により、改訂日から営業費用として処理しております。

数理計算上の差異は償却年数5年の定額法により、それぞれ発生した事業年度の翌事業年度から営業費用として処理しております。

(追加情報)

当社は、平成24年1月を改訂日とする確定給付企業年金制度および退職一時金制度の改定を平成24年4月1日より実施しております。また、平成24年4月1日より退職一時金制度の一部を確定拠出年金制度へ移行しております。

確定給付企業年金制度および退職一時金制度の改定に伴い、過去勤務債務(債務の減額)が発生しており、確定拠出年金制度への移行に伴う一括費用処理額を除き、5年の定額法により改訂日から費用処理しております

確定拠出年金制度への移行につきましては、「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号 平成14年1月31日)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号 平成14年3月29日 改正 平成19年2月7日)に基づき、退職給付制度改定損として958百万円を特別損失に計上しております。

6 外貨建の資産および負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

7 ヘッジ会計の方法

(1) ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

なお、為替予約について振当処理の要件を満たしている場合には振当処理を採用しております。また、金 利スワップについて特例処理の要件を満たしている場合には特例処理を採用しております。

(2) ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約取引、金利スワップ取引

ヘッジ対象…営業取引の外貨建金銭債権債務等(予定取引を含む)、借入金

(3) ヘッジ方針

外貨建取引に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の為替相場に係る変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

借入金に係るヘッジ取引は、社内管理規程に基づき、通常の取引の範囲内において、将来の金利変動リスクの回避(キャッシュ・フローの固定)を目的として行っております。

(4) ヘッジの有効性評価の方法

外貨建取引に係るヘッジ取引は、外貨建金銭債権債務等に同一通貨建による同一金額内で同一期日の為替予約を振当てているため、その後の為替相場の変動による相関関係は完全に確保されておりますので、有効性の評価を省略しております。

借入金に係るヘッジ取引は、ヘッジ対象のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動とヘッジ手段のキャッシュ・フロー変動の累計または相場変動を比較し、両者の変動額等を基礎にして、ヘッジ有効性を評価しております。ただし、特例処理によっている金利スワップについては、有効性の評価を省略しております。

8 その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(2) 連結納税制度の適用

当社は、平成24年4月1日に開始する事業年度より連結納税制度の適用を受けることについて、国税庁長官の承認を受けました。また、当事業年度より「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その1)」(実務対応報告第5号 平成23年3月18日)および「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い(その2)」(実務対応報告第7号 平成22年6月30日)に基づき、連結納税制度の適用を前提とした会計処理を行っております。

【会計方針の変更】

1 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」等の適用

当事業年度より、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号 平成22年6月30日)および「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号 平成22年6月30日)を適用しております。

潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額算定にあたり、一定期間の勤務後に権利が確定するストック・オプションについて、権利の行使により払い込まれると仮定した場合の入金額に、ストック・オプションの公正な評価額のうち、将来企業が提供されるサービスに係る分を含める方法に変更しております。

これに伴い前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した 遡及修正後の数値を記載しております。

なお、これによる影響については「第5 経理の状況、2 財務諸表等、(1) 財務諸表、注記事項、(1株当たり情報)」に記載しております。

【表示方法の変更】

該当事項はありません。

【追加情報】

1 「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」等の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用しております。

【注記事項】

(貸借対照表関係)

1 関係会社に対する資産および負債

区分掲記されたもののほか、関係会社に対する資産および負債は、次のとおりであります

区分物配されたもののほか、	矧係会性に刈りる貝座の	よい貝頂は、次のこの	りでのります。
前事業年	±		当事業年度
(平成23年3月	31日)	(平反	戊24年 3 月31日)
受取手形および売掛金	24,093百万円	未払金	9,984百万円
流動資産のその他	9,848	預り金	14,488
預り金	10,669		
		なお、上記のほか、	関係会社に対する資産の合計
		額は15,402百万円	であり、 総資産の100分の 1 を
		超えております。	

2 偶発債務

次のとおり債務の連帯保証を行っております。なお、外貨建債務は期末日の直物為替相場により円貨に換算しております。

# O C O J O J		
前事業年 (平成23年 3 月		当事業年度 (平成24年 3 月31日)
エーザイ・マシナリー	187百万円	
・ゲーエムベーハー	(1,596千ユーロ)	
(受注先からの前受金他)		

3 減価償却累計額には減損損失累計額を含めております。

(損益計算書関係)

1 他勘定受入高の主なものは、ロイヤルティ等の支払いであります。

2 関係会社との主な取引高は、次のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
売上高	113,229百万円	受取配当金 223百万円

なお、上記のほか、関係会社に対する営業外収益の合計額は146百万円であり、営業外収益の100分の10を超えております。

3 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

LEAD MATERY JOIN GET		
	前事業年度	当事業年度
	(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日
	至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)
販売諸費	49,129百万円	50,238百万円
給料及び賞与	28,443	28,352
事務諸費	15,213	13,590
減価償却費	3,035	3,253
研究開発費	127,405	116,290
販売費に属する費用の割合	26.1%	26.9%
一般管理費に属する費用の割合	73.9	73.1

4 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
一般管理費 当期製造費用	127,405百万円	116,290百万円 -

5 固定資産売却益の主な内容は、次のとおりであります。

前事業年度		当事業年度	
(自 平成22年4月1日		(自 平成23年4月1日	
至 平成23年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
機械及び装置	17百万円	機械及び装置	 18百万円

6 固定資産処分損の主な内容は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成22年4月1日		当事業年度 (自 平成23年4月1日	
_	至 平成23年3月31日)		至 平成24年3月31日)	
	建物	221百万円	建物	60百万円
	ソフトウェア	395	機械及び装置	14
			ソフトウェア	14

7 減損損失

当社は事業用資産については継続的に収支を把握している事業単位ごとに、また、遊休資産および販売権等については個々にグルーピングしております。

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

次の資産グループについて減損損失を計上しております。

次の共産プラフ フロン・CIMDSOCCHI工 O CO J OC J I						
用途	種類	場所				
医療用医薬品販売の独占的権利	販売権等	東京都文京区 他				

当事業年度において計上した減損損失は294百万円であり、その主な内容は、医療用医薬品販売の独占的権利(販売権)292百万円であります。

当該販売権については、市場環境および承認取得状況の変化に伴い、当該販売権の将来キャッシュ・フロー見積額が帳簿価額を下回っているため、回収可能価額まで減額し減損損失を認識しております。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日) 該当事項はありません。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	11,629	7	28	11,608
合計	11,629	7	28	11,608

- (注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

当事業年度(自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式	11,608	4	26	11,585
合計	11,608	4	26	11,585

- (注) 1 自己株式(普通株式)の増加は、単元未満株式の買取りによるものであります。
 - 2 自己株式(普通株式)の減少は、ストック・オプションの権利行使によるものであります。

(リース取引関係)

該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式(当事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式438,546百万円、関連会社株式166百万円、前事業年度の貸借対照表計上額 子会社株式439,377百万円、関連会社株式166百万円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
(1) 流動の部	(十成25年3月31日)	(十成24年3万31日)
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
委託研究費	20,068百万円	16,917百万円
未払賞与	3,639	3,042
その他	4,879	5,495
繰延税金資産小計	28,587	25,455
評価性引当額	4,184	-
繰延税金資産合計	24,402	25,455
(2) 固定の部		
繰延税金資産		
委託研究費	26,371百万円	18,098百万円
退職給付引当金	17,537	16,170
税務上の繰延資産	5,820	4,907
その他	9,421	7,509
繰延税金資産小計	59,150	46,685
評価性引当額	2,624	2,101
繰延税金資産合計	56,526	44,583
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	703
固定資産圧縮積立金	87	75
繰延税金負債合計	87	779
繰延税金資産の純額	56,439	43,804

2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (平成23年 3 月31日)	当事業年度 (平成24年 3 月31日)
法定実効税率	41.0%	41.0%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.3	1.6
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	0.1	0.3
試験研究費の法人税額特別控除	10.9	8.2
評価性引当額	0.2	6.5
税率変更による期末繰延税金資産の減額修正	-	10.3
その他	0.4	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	31.1	37.4

3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成23年12月2日に「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布され、平成24年4月1日以後に開始する事業年度より法人税率の引下げおよび復興特別法人税の課税が行われることとなりました。

これに伴い、繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率を、平成24年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については41.0%から38.0%に、平成27年4月1日以後に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については41.0%から35.5%に変更いたしました。

この法定実効税率の変更により、繰延税金資産(繰延税金負債控除後)が6,706百万円減少し、その他有価証券評価差額金が109百万円増加し、繰延ヘッジ損益が89百万円減少しております。また、税金費用(法人税等調整額)が6,725百万円増加しております。

(企業結合等関係) 該当事項はありません。

(資産除去債務関係) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日)	当事業年度 (自 平成23年4月1日 至 平成24年3月31日)
1株当たり純資産額	1,847円05銭	1,851円24銭
1株当たり当期純利益	257円58銭	148円70銭
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	257円56銭	148円69銭

(注) 1 1株当たり当期純利益および潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。

株当たり当期純利益および潜在株式調整後 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、 次のとおりであります				
		前事業年度	当事業年度	
		(自 平成22年4月1日	(自 平成23年4月1日	
. 14 14 14 15		至 平成23年3月31日)	至 平成24年3月31日)	
1株当たり当期純利益				
(1) 当期純利益	(百万円)	73,393	42,373	
(2) 普通株主に帰属しない金額	(百万円)	-	-	
(3) 普通株式に係る当期純利益	(百万円)	73,393	42,373	
(4) 普通株式の期中平均株式数	(千株)	284,937	284,966	
潜在株式調整後1株当たり当期純和	J益			
普通株式増加数	(千株)	14	18	
(うち新株引受権)	(千株)	(5)	(0)	
(うち新株予約権)	(千株)	(9)	(18)	
希薄化効果を有しないため、潜在株	式調整後	次の株主総会または取締役会	次の株主総会または取締役会	
1株当たり当期純利益の算定に含め	なかった	決議分の新株予約権(目的とな	決議分の新株予約権(目的とな	
潜在株式の概要		る株式の数1,645千株)	る株式の数1,343千株)	
		・平成17年6月24日決議分	・平成17年6月24日決議分	
		・平成18年 6 月23日決議分	・平成18年6月23日決議分	
		・平成19年 6 月22日決議分	・平成19年6月22日決議分	
		・平成20年6月20日決議分	・平成20年6月20日決議分	
		・平成21年6月19日決議分	・平成23年6月21日決議分	
		・平成22年6月18日決議分	なお、概要は「第4 提出会社	
		なお、概要は「第4 提出会社	の状況、1 株式等の状況、(2)	
		の状況、1 株式等の状況、(2)	新株予約権等の状況」に記載	
		新株予約権等の状況」に記載	のとおりであります。	
		のとおりであります。		

2 「会計方針の変更」に記載のとおり、前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、当該会計方針の変更を反映した遡及修正後の数値を記載しております。

なお、遡及修正前の前事業年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額は、257円56銭であります。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

【附属明細表】 【有価証券明細表】 【株式】

銘柄		株式数(株)	貸借対照表計上額 (百万円)
(投資有価証券)		
その他	(普通株式)		
有価証券	(株)メディパルホールディングス	5,932,405	6,359
	(株)スズケン	1,892,587	4,829
	アルフレッサ ホールディングス(株)	1,050,681	4,134
	㈱東京放送ホールディングス	2,545,100	3,140
	(株)マツモトキヨシホールディングス	1,407,500	2,526
	㈱フォレストホールディングス	2,308,494	1,620
	久光製薬㈱	390,600	1,533
	東邦ホールディングス(株)	950,162	1,396
	(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,309,420	1,363
	日本光電工業㈱	582,630	1,291
	東京海上ホールディングス(株)	531,750	1,207
	株常陽銀行	2,802,680	1,062
	㈱日清製粉グループ本社	1,033,858	1,034
	キッセイ薬品工業㈱	474,000	768
	(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	642,154	452
	その他48銘柄	5,808,695	2,731
	計	31,662,716	35,453

【その他】

	種類及び銘柄		貸借対照表計上額 (百万円)
(有価証券)			
その他	(投資信託受益証券)		
有価証券	ダイワマネーマネージメントファンド	1,623,429,791	1,623
	新光マネーマネージメントファンド	1,018,853,267	1,018
	りそなマネーマネージメントファンド	506,114,907	506
	計	3,148,397,965	3,148

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償 却累計額又は 償却累計額 (百万円) (注)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産 建物	119,000	1,309	225	120,085	79,279	3,205	40,805
構築物	8,207	132	27	8,312	6,363	177	1,948
機械及び装置	81,975	1,490	2,246	81,219	70,583	3,443	10,635
車両運搬具	375	-	4	371	356	12	15
工具、器具及び備品	36,081	1,336	985	36,431	31,822	2,006	4,609
土地	11,205	-	-	11,205	-	-	11,205
リース資産	4,189	205	1,810	2,584	1,279	1,026	1,304
建設仮勘定	186	858	157	887	-	-	887
有形固定資産計	261,221	5,333	5,457	261,098	189,685	9,871	71,412
無形固定資産 特許権	38	500	511	28	25	3	2
ソフトウェア	17,715	3,875	3,684	17,907	7,486	3,211	10,420
り し 販売権	27,665	3,154	2,000	28,820	14,046	2,562	14,774
その他	667	-	-	667	258	48	409
無形固定資産計	46,087	7,531	5,195	47,423	21,816	5,826	25,606
長期前払費用	460	230	138	553	309	199	243
繰延資産	-	-	-	-	-	-	-

⁽注) 「当期末減価償却累計額又は償却累計額」には減損損失累計額を含めております。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	194	3	42	1	153
返品調整引当金	280	328	-	280	328
返品廃棄損失引当金	213	342	-	213	342

⁽注) 「当期減少額(その他)」は前期計上額の洗替えおよび回収によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

平成24年3月31日現在の貸借対照表の主たる科目の内容および内訳は、次のとおりであります。 現金及び預金

	区分	金額(百万円)
現金		-
預金の種類		
当座預金		987
普通預金		9,384
定期預金		70,500
	小計	80,871
	合計	80,871

受取手形

受取手形は得意先より売掛金の決済として受入れた手形であり、その相手先別内訳および期日別内訳は、次のとおりであります。

相手先別内訳

14776737367	
相手先	金額(百万円)
鍋林㈱	219
エーザイ・(マレーシア)・シンデランバハド	139
アルゴサイビ社	94
ナイルークファーマ社	61
(株)廣貫堂	60
その他	129
計	704

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成24年3月	19
4月	343
5月	117
6月	144
7月	51
8月	28
計	704

売掛金

得意先に対する商品及び製品の売上債権未回収残高であり、相手先および売掛金の滞留状況は次のとおりであります。

相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
㈱スズケン	35,144
アルフレッサ(株)	26,546
(株)メディセオ	22,393
東邦薬品㈱	12,040
(株)バイタルケーエスケー・ホールディングス	5,883
その他	46,684
計	148,692

売掛金の発生および回収ならびに滞留状況

当期首残高 (百万円)	当期発生高 (百万円)	当期回収高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	回収率(%)	滞留期間(月)
(A)	(B)	(C)	(D)	(C) (A) + (B) × 100	(B) (D) ÷ 12
154,834	425,624	431,766	148,692	74.4	4.2

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式を採用しておりますが、上記「当期発生高」には消費税等が含まれております。

たな卸資産

70.65时只任			
	区分		金額(百万円)
商品及び製品	商品	医療用医薬品	11,274
		薬粧品	1,269
		その他	9
	製品	医療用医薬品	9,976
		薬粧品	947
		その他	488
	小計		23,965
仕掛品		医療用医薬品	12,614
		薬粧品	534
		その他	120
	 小計		13,269
原材料及び貯蔵品	 原料		8,924
	包材		496
	貯蔵品		898
	試供品		158
	小計		10,477
			47,713

関係会社株式

銘柄	金額(百万円)
子会社株式	
エーディア(株)	8,686
サンノーバ(株)	1,630
エルメッド エーザイ(株)	0
エーザイフード・ケミカル(株)	2,276
(株)カン研究所	70
エーザイ物流㈱	60
(株)パルマビーズ研究所	25
エーザイ・アール・アンド・ディー・マネジメント(株)	83
 (株)サンプラネット	1,174
エーザイ生科研㈱	338
エーザイ・コーポレーション・オブ・ノースアメリカ	372,466
エーザイ・ヨーロッパ・リミテッド	40,412
ピー・ティー・エーザイ・インドネシア	987
エーザイ・アジア・リージョナル・サービス・プライベート・リミテッド	2,626
エーザイ・(マレーシア)・シンデランバハド	28
衛采製薬股?有限公司	1,136
エーザイ・(ホンコン)・カンパニー・リミテッド	7
エーザイ・コリア・インク	366
ハイ・エーザイ・ファーマシューティカル・インク	65
エーザイ・ファーマシューティカルズ・インディア・プライベート・リミテッド	418
エーザイ・ファーマテクノロジー・アンド・マニュファクチャリング・	
プライベート・リミテッド	5,598
エーザイ・オーストラリア・ピーティーワイ・リミテッド	86
小計	438,546
関連会社株式	
ブラッコ・エーザイ(株)	166
合計	438,712

⁽注) 平成23年4月、三光純薬㈱は社名をエーディア㈱に変更いたしました。

支払手形

相手先別内訳

10 2 20031.300	
相手先	金額(百万円)
アボット・ロジスティクス社	56
タマ生化学㈱	47
豊南印刷㈱	12
東興薬品工業㈱	9
計	126

期日別内訳

期日	金額(百万円)
平成24年 4 月	80
5月	25
6月	20
計	126

買掛金

相手先	金額(百万円)
アボットジャパン(株)	4,167
味の素製薬㈱	1,343
(株)ミノファーゲン製薬	1,218
味の素オムニケム社	755
サンノーバ(株)	597
その他	6,250
計	14,333

社債

社債は79,994百万円であり、その内容については「第5 経理の状況、1 連結財務諸表等、(1) 連結財務諸表、 連結附属明細表、社債明細表」に記載しております。

長期借入金

相手先	金額(百万円)(注1)
シンジケートローン(注2)	155,000 (40,000)
日本生命保険相互会社	50,000
住友生命保険相互会社	5,000
計	210,000 (40,000)

- (注) 1 「金額」欄の()内に1年内に返済予定の金額を内書きし、貸借対照表においては流動負債の「1年内返済予定の長期借入金」に表示しております。
 - 2 (株)みずほコーポレート銀行をアレンジャーとするシンジケートローン75,000百万円および、(株)みずほコーポレート銀行をリード・アレンジャー、(株)三菱東京 UF J銀行をジョイント・アレンジャーとするシンジケートローン80,000百万円であります。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日
利示金の配当の基準日	3月31日
単元株式数	100株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座)
	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
	三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座)
	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号
	三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	無料
	本会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事
	由が生じた場合は、日本経済新聞への掲載により行う。
公告掲載方法	なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、アドレスは次のとおり
	であります。
	http://www.eisai.co.jp/fr/index.html
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社定款の定めにより、当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができません。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書 事業年度 自 平成22年4月1日 平成23年6月21日 及びその添付書類並びに確認書 (第99期) 至 平成23年3月31日 関東財務局長に提出。 (2) 内部統制報告書及びその添付書類 平成23年6月21日 関東財務局長に提出。 (3) 四半期報告書及び確認書 (第100期第1四半期) 自 平成23年4月1日 平成23年8月8日 至 平成23年6月30日 関東財務局長に提出。 (第100期第2四半期) 自 平成23年7月1日 平成23年11月7日 至 平成23年9月30日 関東財務局長に提出。 (第100期第3四半期) 自 平成23年10月1日 平成24年2月10日 至 平成23年12月31日 関東財務局長に提出。 (4) 臨時報告書 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容 平成23年6月22日 等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の 関東財務局長に提出。 2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に 基づく臨時報告書であります。 金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容 平成24年6月21日 等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の 関東財務局長に提出。 2(ストック・オプション制度に基づく新株予約

権の発行)の規定に基づく臨時報告書であります。

(5) 発行登録書(新株予約権証券)及びその添付書類

平成24年3月29日 関東財務局長に提出。

EDINET提出書類 エーザイ株式会社(E00939) 有価証券報告書

第二部【提出会社の保証会社等の情報】 該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成24年6月21日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているエーザイ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株式会社及び連結子会社の平成24年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、エーザイ株式会社の平成24年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、エーザイ株式会社が平成24年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1.上記は、独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2. 連結財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成24年6月21日

エーザイ株式会社

代表執行役社長 内藤 晴夫 殿

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 下江 修行 公認会計士 ΕIJ 業務執行社員 指定有限責任社員 公認会計士 武井 雄次 囙 業務執行社員 指定有限責任社員 ΕIJ

公認会計士 東川 裕樹 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられてい るエーザイ株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第100期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照 表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示 することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が 必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにあ る。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監 査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づ き監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法 人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸 表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際し て、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、 監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての 財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、エーザイ株 式会社の平成24年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において 適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1 . 上記は、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告 書提出会社)が別途保管しております。
- 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。